

新函館市都市計画マスタープラン（案）

【 2011～2030 】

平成23年9月

函館市都市建設部

白紙ページ

目 次

<p>序 章 都市計画マスタープランの策定にあたって・・・ 1</p> <p> 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p> 2 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p> 3 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p> 4 対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>第1章 都市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5</p> <p> 1 地勢および市域の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6</p> <p> (1) 地勢</p> <p> (2) 市域の変遷</p> <p> 2 人口および世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p> (1) 人口の推移と予測</p> <p> (2) 年齢3区分別人口の推移と予測</p> <p> (3) 人口集中地区（D I D）の推移</p> <p> (4) 世帯数の推移</p> <p> (5) 地区別人口の推移</p> <p> (6) 地区別世帯数の推移</p> <p> (7) 地区別高齢化率の推移</p> <p> 3 経済の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13</p> <p> (1) 商品販売額の推移</p> <p> (2) 工業出荷額の推移</p> <p> (3) 主要商店街の商店数の推移</p> <p> (4) 主要商店街の商品販売額の推移</p> <p> 4 土地利用の現況および規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15</p> <p> (1) 土地利用の現況</p> <p> (2) 都市計画区域の変遷</p> <p> (3) 市街化区域の変遷</p> <p> (4) 用途地域の指定状況</p> <p> (5) その他土地利用規制の状況</p> <p> 5 市街地の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20</p> <p> (1) 区画整理・開発行為</p> <p> (2) 市街地再開発事業</p> <p> (3) 大規模集客施設</p> <p> (4) 公共公益施設</p>	<p>6 交通施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23</p> <p> (1) 道路</p> <p> (2) 公共交通</p> <p> (3) 港湾</p> <p> (4) 空港</p> <p>7 公園緑地の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30</p> <p>8 下水道の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31</p> <p>9 河川の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32</p> <p>10 廃棄物処理施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32</p> <p>第2章 まちづくりの基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33</p> <p> 1 まちづくりにおける課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34</p> <p> (1) 人口減少に伴う人口の低密度化への対応</p> <p> (2) 少子高齢化の進行への対応</p> <p> (3) 公共交通の充実</p> <p> (4) 公共公益施設の街なかへの立地誘導</p> <p> (5) 中心市街地の再生</p> <p> (6) 地球環境問題への配慮</p> <p> (7) 市街地周辺部の自然環境等の保全</p> <p> (8) 地域の特性・個性の維持・創出</p> <p> (9) 過疎化の進行への対応</p> <p> (10) 災害に強いまちづくりの推進</p> <p> 2 まちづくりの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39</p> <p> ◇ 新函館市都市計画マスタープランの体系</p> <p> 3 コンパクトなまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43</p> <p> ◇ 函館市における拡大型から集約型都市構造への再編イメージ</p> <p> ◇ コンパクトなまちづくりの方針図</p> <p>第3章 まちづくりの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47</p>
--	---

目 次

1 土地利用の方針	48	◇ 地区別方針図（西部地区B）
(1) 土地利用の基本方針		(3) 中央部地区
(2) 住居系市街地の土地利用方針		◇ 地区別方針図（中央部地区）
◇ 土地利用方針図（住居系市街地）		(4) 東央部地区A
(3) 商業系市街地の土地利用方針		◇ 地区別方針図（東央部地区A）
(4) 工業・流通業務系市街地の土地利用方針		(5) 東央部地区B
◇ 土地利用方針図（商業系、工業・流通業務系市街地）		◇ 地区別方針図（東央部地区B）
(5) 市街地におけるその他の土地利用方針		(6) 東央部地区C
(6) 市街化調整区域の土地利用方針		◇ 地区別方針図（東央部地区C）
◇ 土地利用方針図（市街化調整区域）		(7) 北東部地区A
◇ 土地利用方針図（都市計画区域）		◇ 地区別方針図（北東部地区A）
(7) 都市計画区域外の土地利用方針		(8) 北東部地区B
◇ 土地利用方針図（全市域）		◇ 地区別方針図（北東部地区B）
2 都市施設整備の方針	71	(9) 北東部地区C
(1) 道路		◇ 地区別方針図（北東部地区C）
(2) 公共交通		(10) 北部地区A
(3) 港湾		◇ 地区別方針図（北部地区A）
(4) 空港		(11) 北部地区B
(5) 公園緑地		◇ 地区別方針図（北部地区B）
(6) 下水道		(12) 東部地区（戸井地区）
(7) 河川・海岸		◇ 地区別方針図（東部地区（戸井地区））
(8) 廃棄物処理施設		(13) 東部地区（恵山地区）
(9) 合併処理浄化槽		◇ 地区別方針図（東部地区（恵山地区））
◇ 都市施設の整備方針図		(14) 東部地区（楯法華地区）
3 都市環境の方針	81	◇ 地区別方針図（東部地区（楯法華地区））
(1) 都市防災の方針		(15) 東部地区（南茅部地区）
(2) 景観形成の方針		◇ 地区別方針図（東部地区（南茅部地区））
第4章 地区別方針	85	
1 地区区分	86	
◇ 地区区分別町名対応表		
2 地区別まちづくりの方針	88	
(1) 西部地区A		
◇ 地区別方針図（西部地区A）		
(2) 西部地区B		

序 章 都市計画マスタープランの策定にあたって

序 章 都市計画マスタープランの策定にあたって

- 1 目的
- 2 位置づけ
- 3 目標年次
- 4 対象区域



第1章 都市の概況



第2章 まちづくりの基本方向



第3章 まちづくりの方針



第4章 地区別方針

1 目的

本市は、北海道南端部に位置し、北海道にあっては温暖な気候であり、自然環境に恵まれ、また、歴史と伝統に培われた文化や豊富な歴史的建造物を有するなど数多くの優れた特性を有しているほか、各種の都市機能が集積しています。本市は、これらを背景に、北海道と本州を結ぶ交通の結節点として、また、南北北海道の行政・経済・文化の中核都市として成長してきました。

近年は、函館駅周辺や函館港、函館空港といった交通拠点に加え、函館新道や函館・江差自動車道などの高速交通網の整備が進み、国内外との観光・交流機会が拡大しているほか、平成27年度（2015）には北海道新幹線の開業が予定されており、新たな飛躍の可能性も芽生えてきています。

しかし、一方で、我が国の総人口が減少していく時代を迎え、成長を前提とした社会の枠組みが変革を求められているほか、地方分権の本格化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化するなかで、本市においても、人口の減少や少子高齢化の進行、中心市街地の空洞化、さらには地球温暖化など様々なまちづくりを巡る課題への対応が求められています。

都市計画マスタープランは、以上のような課題を踏まえ、都市計画法に基づく土地利用の規制・誘導および都市施設の整備や市街地開発事業などを実施する上での基本的な方針として、また、都市計画区域外を含めた本市の総合的かつ具体的なまちづくりの指針として策定するものです。さらには、市民や事業者が「まち」をかたちづくる際の諸活動に対する指導・誘導の指針となることも意図しています。

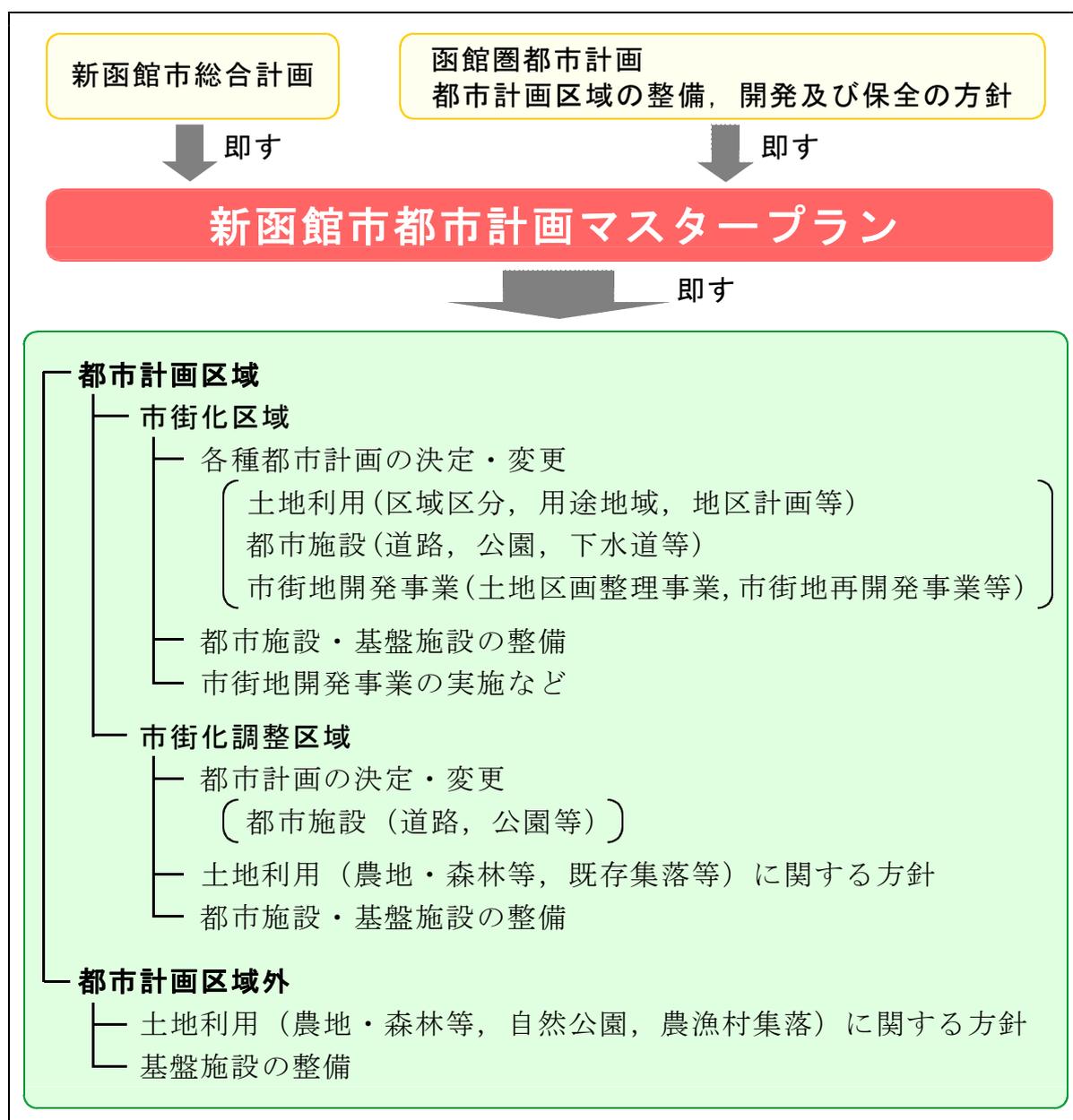
2 位置づけ

都市計画マスタープランは、「都市計画法」第18条の2の規定に基づき、「新函館市総合計画」および北海道が定める「函館圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められる、本市の都市計画に関する基本的な方針です。

今後における都市計画の決定もしくは変更または各種都市施設の整備等は、この都市計画マスタープランに即して行われることとなります。

また、本市の都市計画区域外については、都市計画の決定もしくは変更は行われませんが、この区域も幅広いまちづくりの対象であることから、土地利用に関する方針等を、この都市計画マスタープランに定めることとします。

都市計画マスタープランの位置づけ



3 目標年次

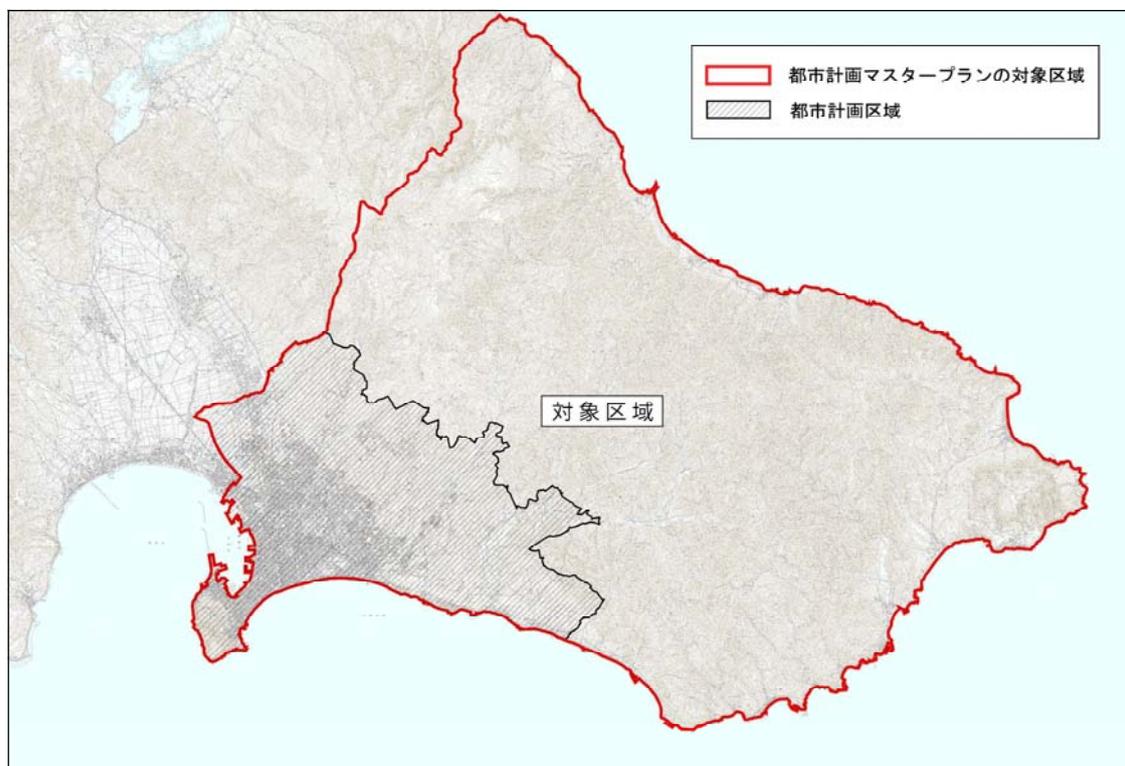
都市計画マスタープランは、実現に長期間を要する都市施設の整備や市街地開発事業の実施のほか、民間セクターの建築活動に対する都市計画による規制または誘導を通じ、将来都市像を実現しようとする長期的なまちづくりの方針であることから、概ね20年後である平成42年（2030）を目標年次とします。

4 対象区域

都市計画マスタープランは、「都市計画法」に基づき定められる都市計画に関する基本的な方針であることから、一般的には、都市計画区域のみをその対象としています。

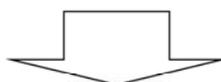
しかしながら、東部4町村との合併により、それまでの本市とは異なる成立過程を経たまちが、都市計画区域外に広がることとなりました。本市にとっては、これらの区域も幅広いまちづくりの対象であることから、本市の行政区域全域（約678km²）を都市計画マスタープランの対象区域とします。

都市計画マスタープランの対象区域



第1章 都市の概況

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって



第1章 都市の概況

- 1 地勢および市域の変遷
- 2 人口および世帯
- 3 経済の動向
- 4 土地利用の現況および規制
- 5 市街地の現況
- 6 交通施設の現況
- 7 公園緑地の状況
- 8 下水道の現況
- 9 河川の状況
- 10 廃棄物処理施設の現況



第2章 まちづくりの基本方向



第3章 まちづくりの方針



第4章 地区別方針

(2) 市域の変遷

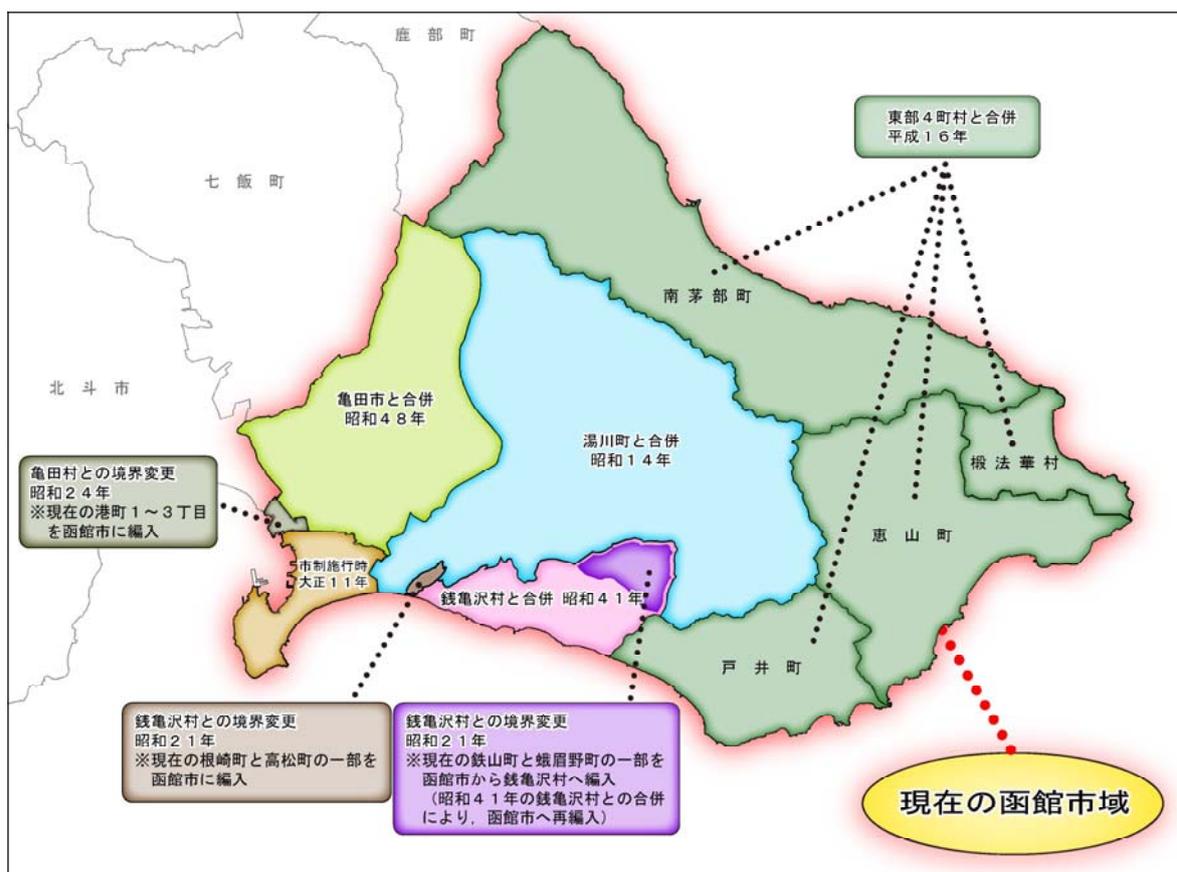
大正11年（1922）8月に市制施行された当時、市域は、現在の西部地区[※]および中央部地区[※]を中心とする範囲の約19km²でした。昭和14年（1939）4月には、現在の東中央部地区[※]の大部分を占める湯川町との合併により、市域は、約220km²となりました。

また、昭和21年（1946）には銭亀沢村との境界変更を、昭和24年（1949）には亀田村との境界変更を、相次いで行いました。

その後、昭和41年（1966）12月には、現在は東中央部地区[※]の一部となっている銭亀沢村と合併し、市域が約255km²に広がり、昭和48年（1973）12月には、現在は北東部地区[※]および北部地区[※]となっている亀田市との合併により、市域が約348km²に広がりました。

近年においては、平成16年（2004）12月に、現在は東部地区[※]となっている戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町と合併し、市域の面積は、それまでの2倍近くとなる約678km²に拡大しました。

市域の変遷図



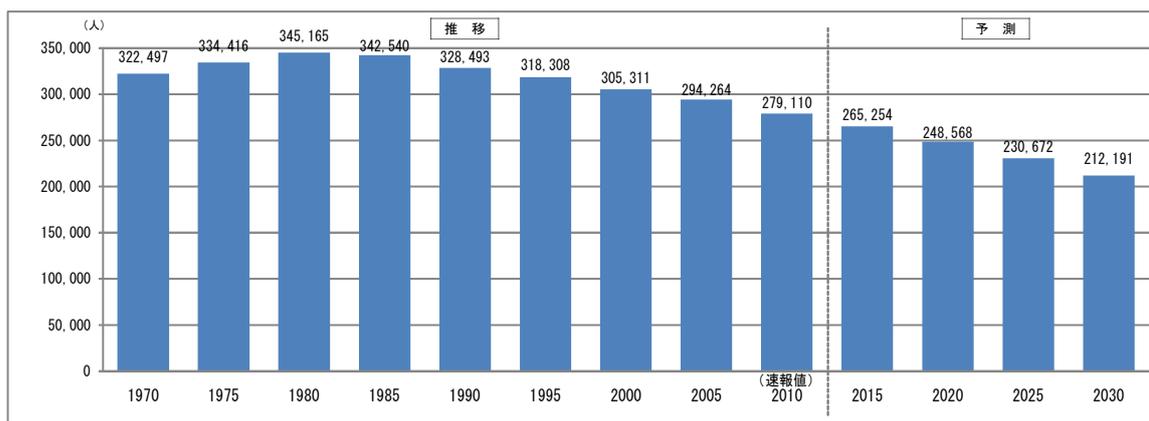
※ 地区区分については、第4章地区別方針の地区区分を参照してください。

2 人口および世帯

(1) 人口の推移と予測

本市の人口は、国勢調査によると、昭和55年（1980）の345,165人をピークに減少しはじめ、平成22年（2010）の速報値では、279,110人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成42年（2030）には、212,191人となると予測されています。

人口の推移と予測



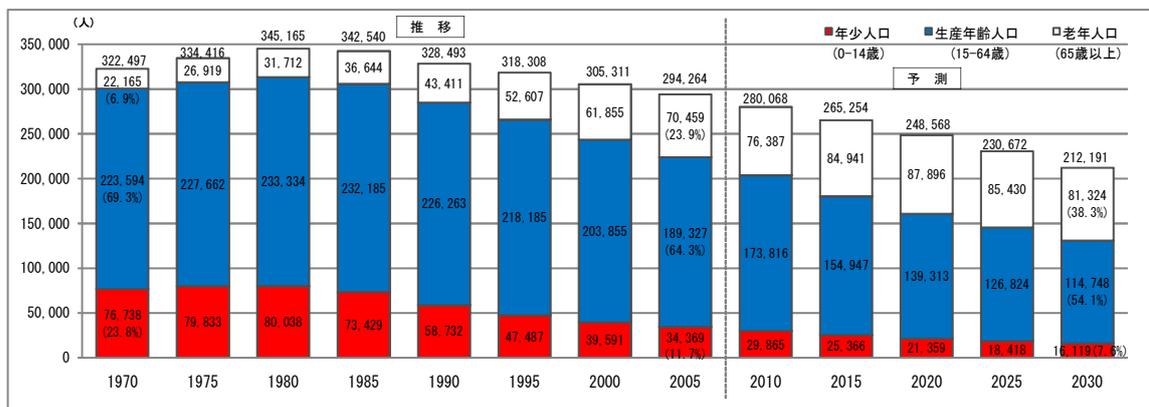
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 年齢3区分別人口の推移と予測

本市の年齢3区分別人口を見ると、昭和45年（1970）には、年少人口が76,738人で総人口に占める割合は23.8%、生産年齢人口が223,594人で同69.3%、老年人口が22,165人で同6.9%でした。平成17年（2005）には、それぞれ34,369人（11.7%）、189,327人（64.3%）、70,459人（23.9%）となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成42年（2030）には、それぞれ16,119人（7.6%）、114,748人（54.1%）、81,324人（38.3%）となると予測されています。

年齢3区分別人口の推移と予測

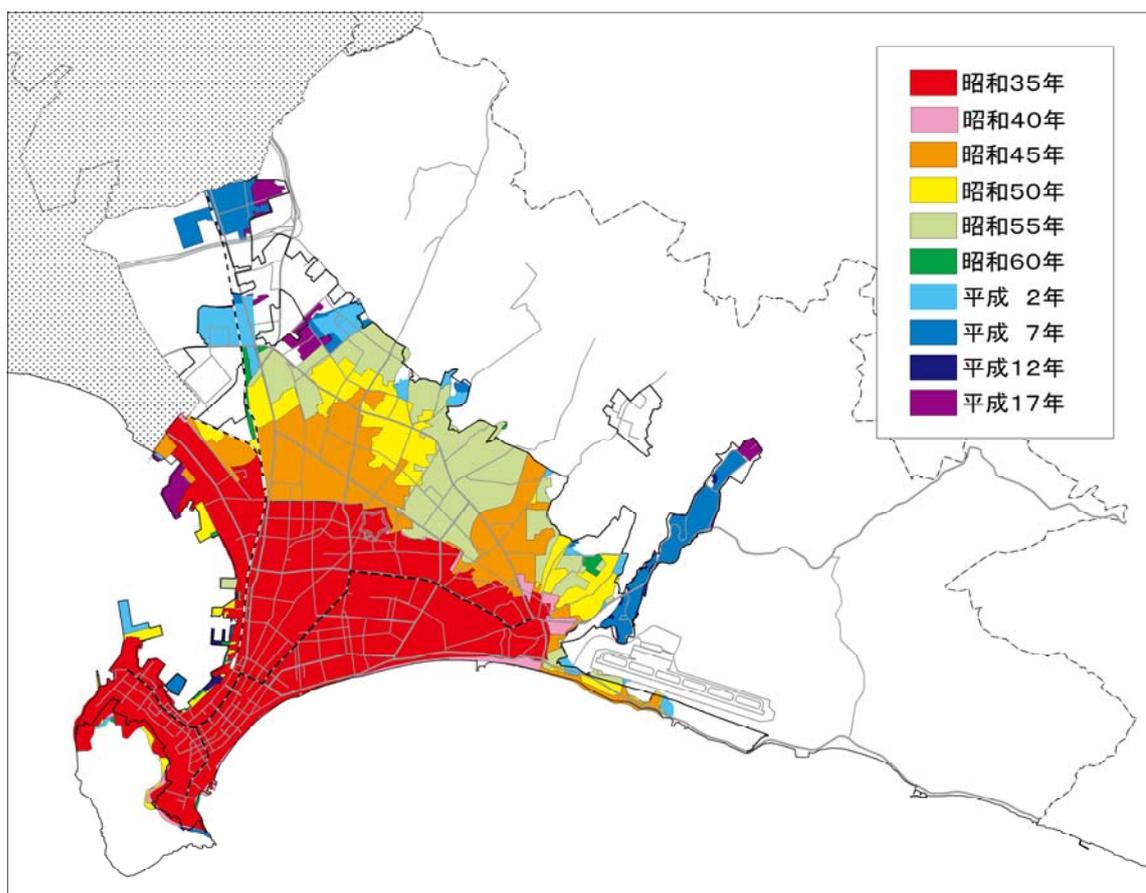


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

(3) 人口集中地区（D I D）の推移

本市における人口集中地区[※]（D I D）は、昭和35年（1960）には、当時の函館市域の一部の約20.6km²となっており、ここに236,259人が居住していました。昭和45年（1970）には、市街地の拡大とともに、日吉、昭和、富岡、美原地区などが、新たに人口集中地区となりました。平成以降は、西旭岡地区のほか、石川、桔梗地区などにおいて拡大し、平成17年（2005）の時点では、面積は約42.0km²、居住人口は251,552人となりました。

人口集中地区（D I D）の推移



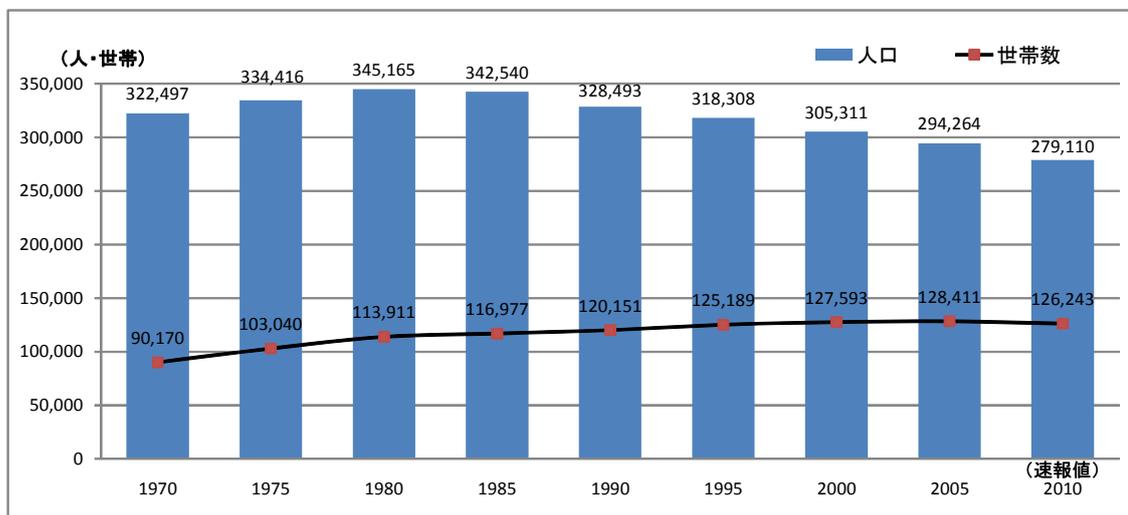
資料：国勢調査

※ 人口集中地区とは、国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、原則、人口密度が1 km²あたり4,000人以上の基本単位区等が市町村の境界内で互いに隣接し、それら隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地区のことをいいます。

(4) 世帯数の推移

本市の世帯数は、昭和45年（1970）には、90,170世帯でした。その後、平成17年（2005）の128,411世帯をピークに減少に転じ、平成22年（2010）の速報値では、126,243世帯となっています。

世帯数の推移



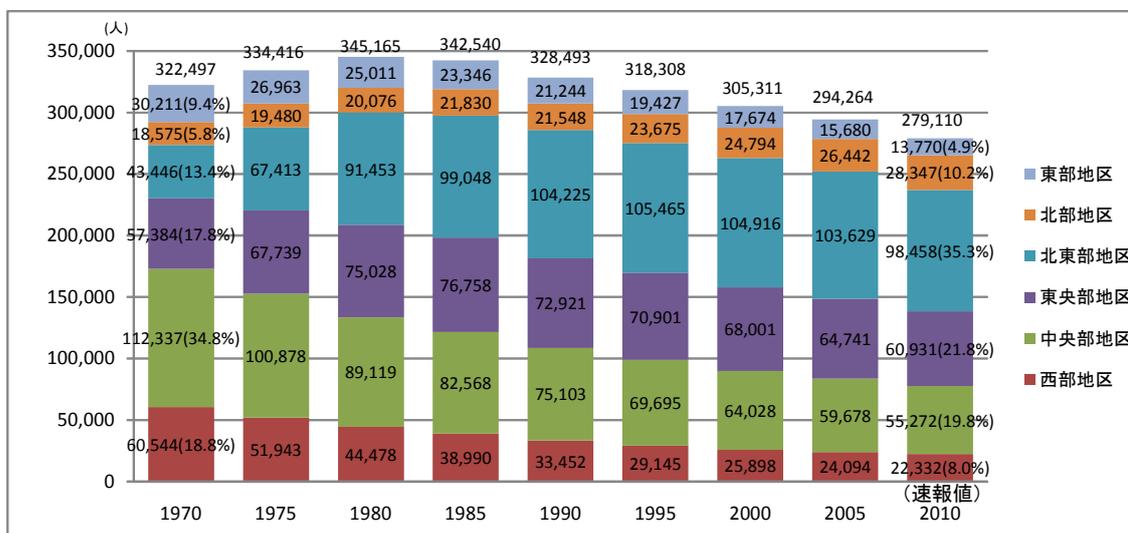
資料：国勢調査

(5) 地区別人口の推移

地区別の人口の推移を見ると、近年は、西部地区、中央部地区、東央部地区、北東部地区および東部地区で減少し、北部地区で増加しています。

平成22年（2010）の速報値では、西部地区が22,332人で全市の人口に占める割合は8.0%となっており、中央部地区が55,272人で同19.8%，東央部地区が60,931人で同21.8%，北東部地区が98,458人で同35.3%，北部地区が28,347人で同10.2%，東部地区が13,770人で同4.9%となっています。

地区別人口の推移



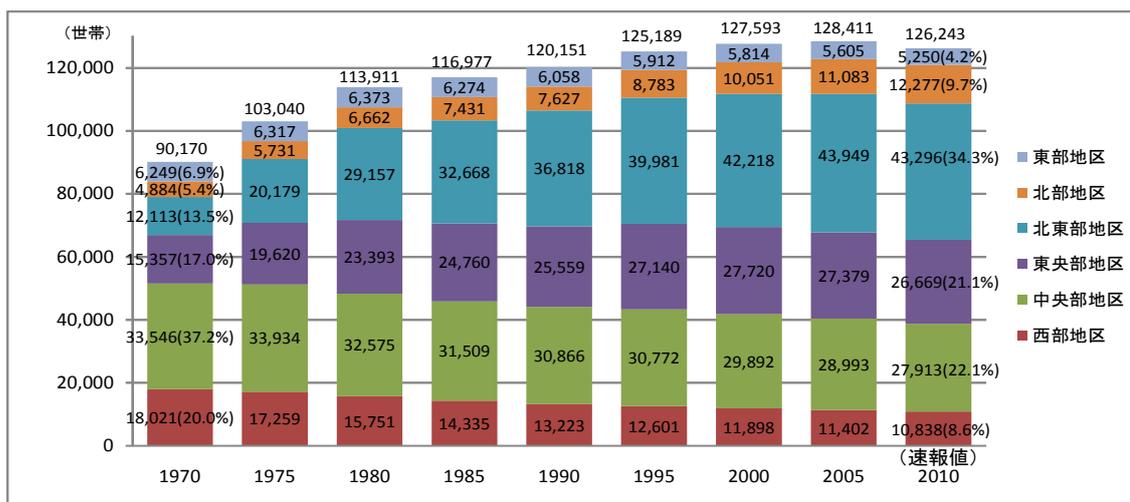
資料：国勢調査

(6) 地区別世帯数の推移

地区別の世帯数の推移を見ると、近年は、西部地区、中央部地区、東中央部地区、北東部地区および東部地区で減少し、北部地区で増加しています。

昭和45年（1970）には、中央部地区が33,546世帯と全市の37.2%を占めていましたが、平成22年（2010）の速報値では、北東部地区が43,296世帯と全市の34.3%を占めています。

地区別世帯数の推移



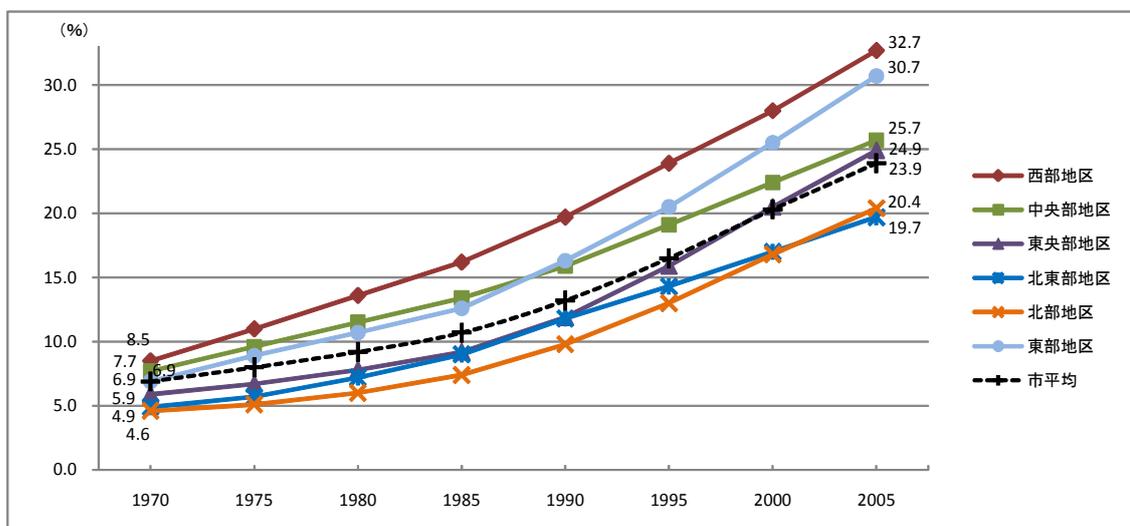
資料：国勢調査

(7) 地区別高齢化率の推移

地区別の高齢化率の推移を見ると、昭和45年（1970）には全地区で10%を下回っていましたが、その後、一貫して上昇を続けており、平成17年（2005）には20%から30%程度となっています。

なかでも、西部地区については、昭和45年（1970）の8.5%に対し、平成17年（2005）は32.7%と大きく上昇しています。また、東部地区については、昭和45年（1970）には6.9%と市平均と同程度でしたが、その後大きく上昇し、平成17年（2005）には30.7%と、平均を大きく上回り西部地区の数値に迫っています。

地区別高齢化率の推移



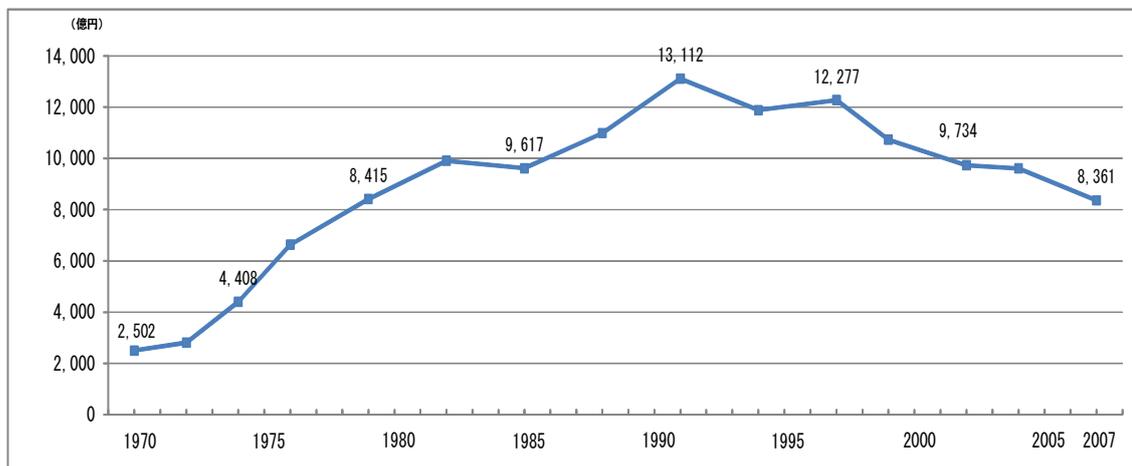
資料：国勢調査

3 経済の動向

(1) 商品販売額の推移

本市の商品販売額は、平成3年（1991）の約1兆3,112億円をピークとして、平成19年（2007）には約8,361億円にまで減少しています。

商品販売額の推移

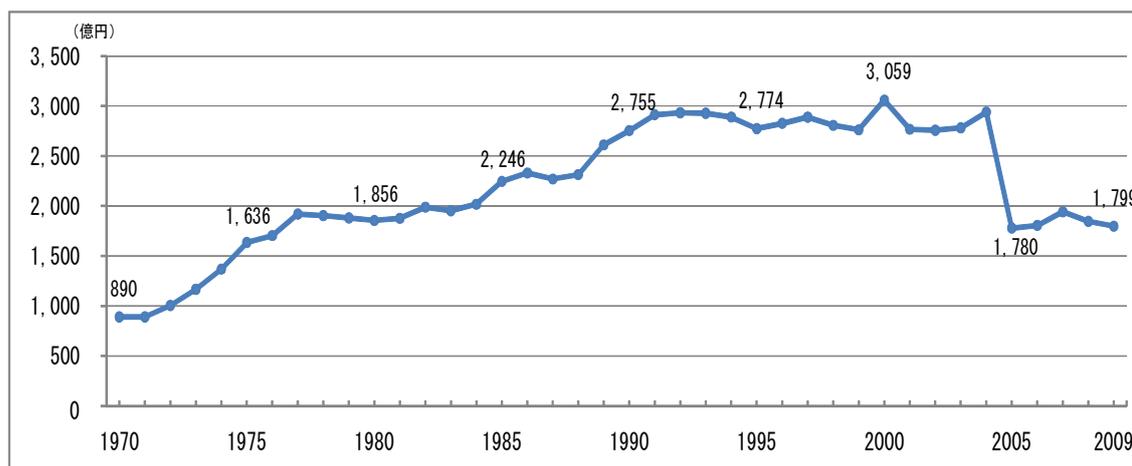


資料：商業統計

(2) 工業出荷額の推移

本市の工業出荷額は、平成12年（2000）の約3,059億円をピークとして、平成21年（2009）には、約1,799億円にまで減少しています。

工業出荷額の推移

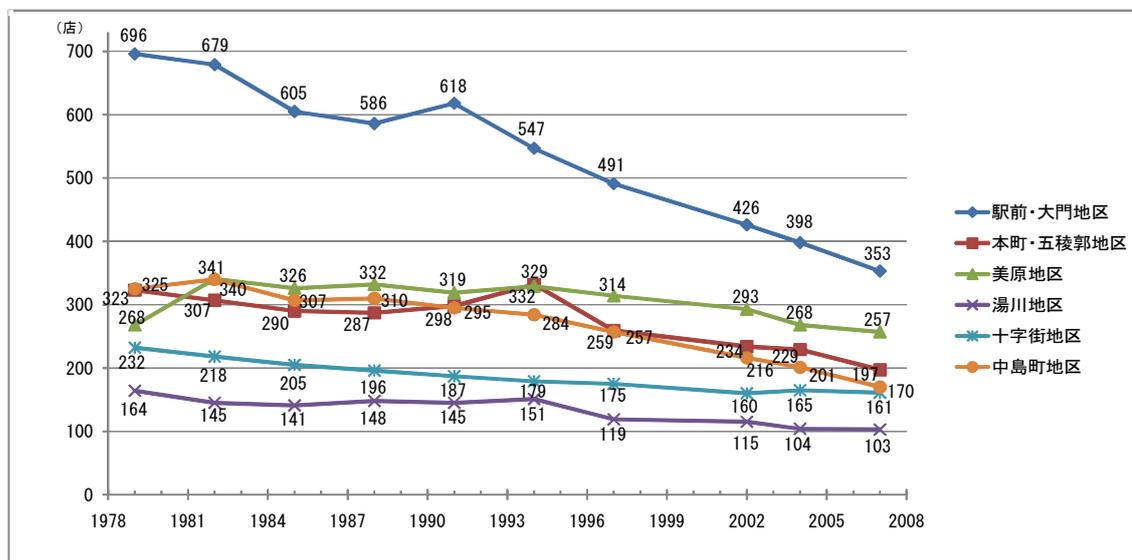


資料：工業統計

(3) 主要商店街の商店数の推移

主要商店街の商店数の推移を見ると、近年では、全ての地区※で減少しています。なかでも、駅前・大門地区については昭和54年（1979）には696店でしたが、平成19年（2007）では、353店にまで減少しています。

主要商店街の商店数の推移

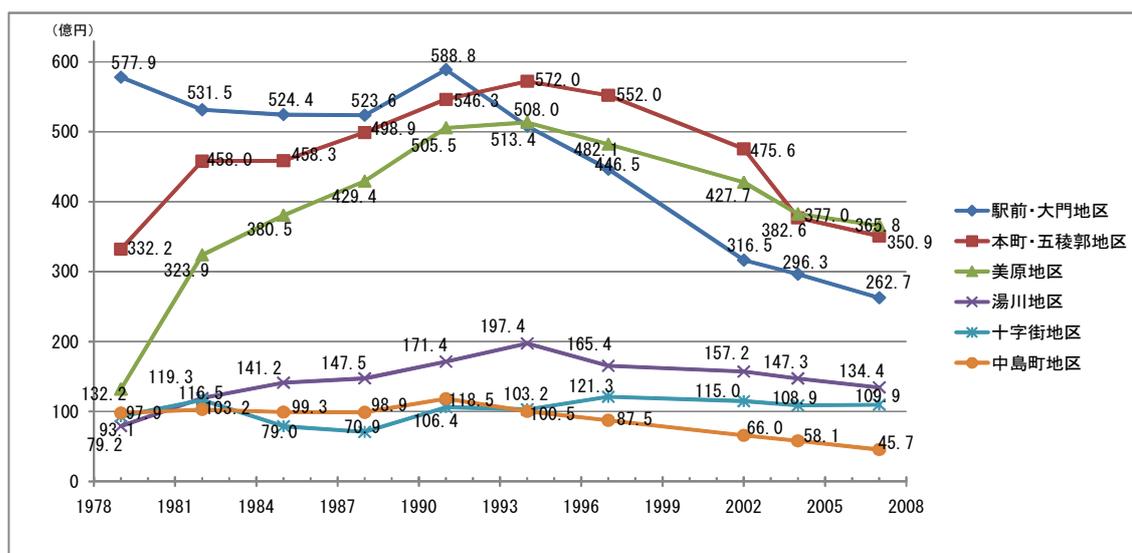


資料：函館市

(4) 主要商店街の商品販売額の推移

主要商店街の商品販売額の推移を見ると、近年では、十字街地区がほぼ横ばいで推移しているほかは、全ての地区※で減少しています。なかでも、駅前・大門地区については、平成3年（1991）の約588億8千万円をピークとして、平成19年（2007）には、約262億7千万円にまで減少しています。

主要商店街の商品販売額の推移



資料：函館市

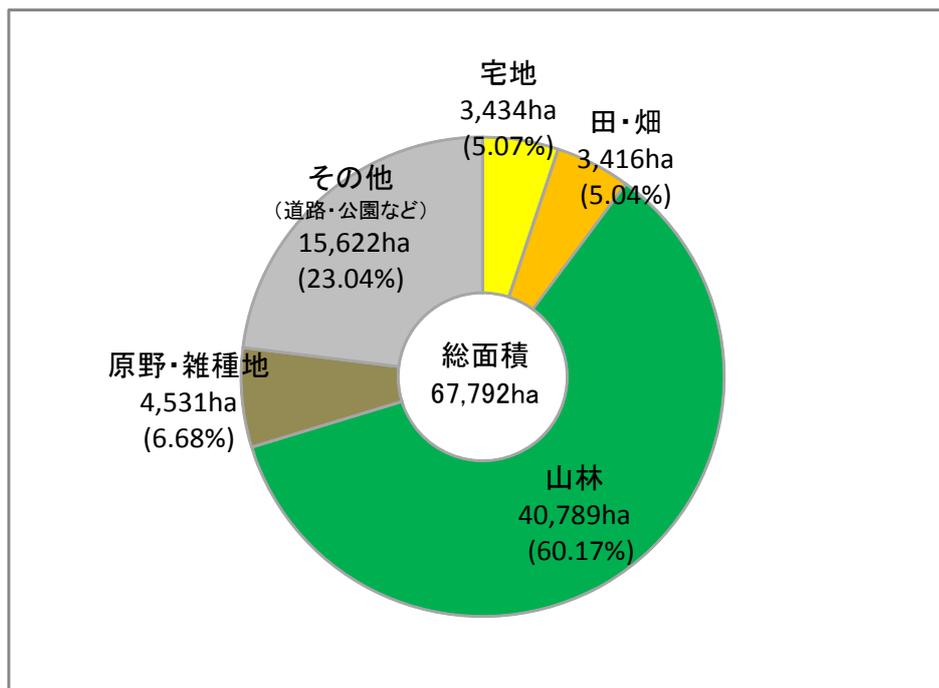
※ 主要商店街の地区区分については、経済部の定義によります。

4 土地利用の現況および規制

(1) 土地利用の現況

本市の地目別土地利用現況は、平成21年（2009）において、宅地は3,434haと行政区域の約5%で、田・畑が3,416haで約5%、山林が40,789haで約60%などとなっています。

土地利用現況



資料：函館市統計書

(2) 都市計画区域の変遷

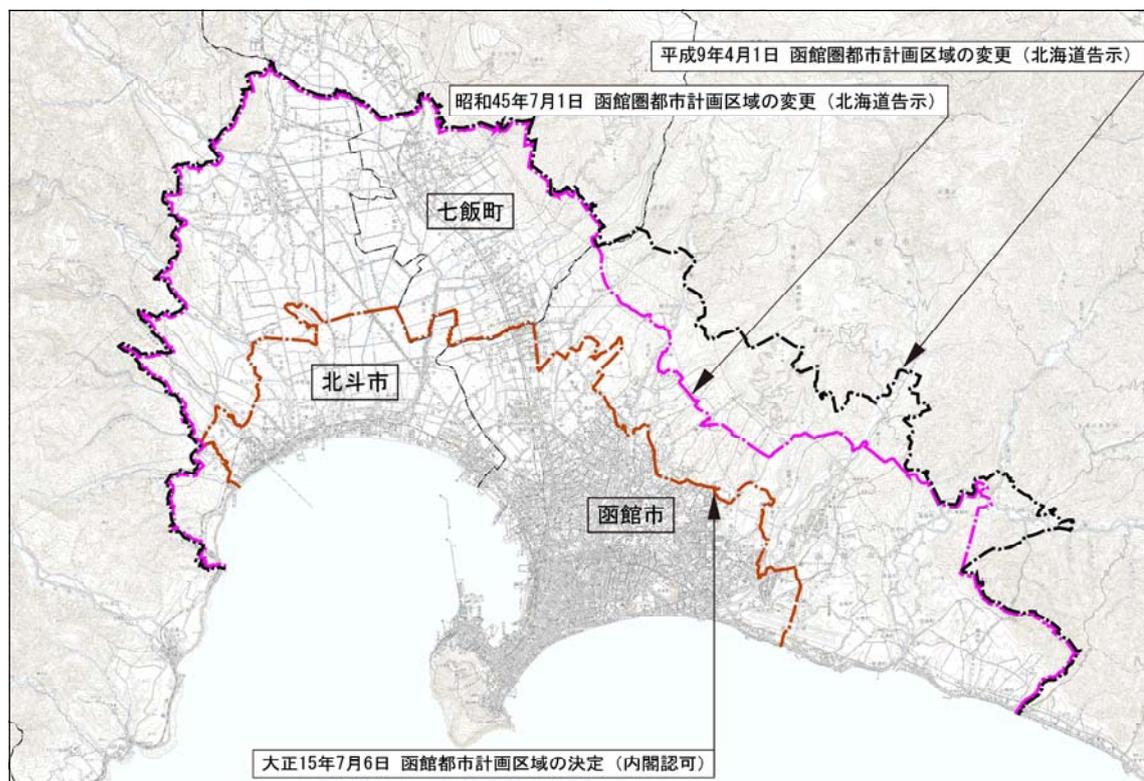
本市においては、大正8年（1919）制定の旧都市計画法の下、大正15年（1926）7月6日に末広町を中心とする半径10km圏内、約8,386haが函館都市計画区域として決定されました。

その後、昭和43年（1968）の都市計画法改正に伴い、従来の都市計画区域にこだわらず広域の見地にたった一体の都市として整備・開発・保全する区域について指定することとなったため、昭和45年（1970）7月1日に函館市、亀田町（現函館市）、上磯町（現北斗市）、大野町（現北斗市）、七飯町の各一部区域が函館圏都市計画区域として指定されました。なお、このうち本市の都市計画区域（亀田町であった部分を含む）は約11,670haでした。

その後、都市計画区域外の一部区域において宅地開発などの都市的土地利用が進行したことから、平成9年（1997）4月1日に都市計画区域の見直しを行い、新たに約2,556haを編入し、本市の都市計画区域は、約14,281haとなりました。

平成23年（2011）4月現在における本市の都市計画区域は、港湾整備などに伴う公有水面埋立地の編入により、約14,318haとなっています。

都市計画区域の変遷

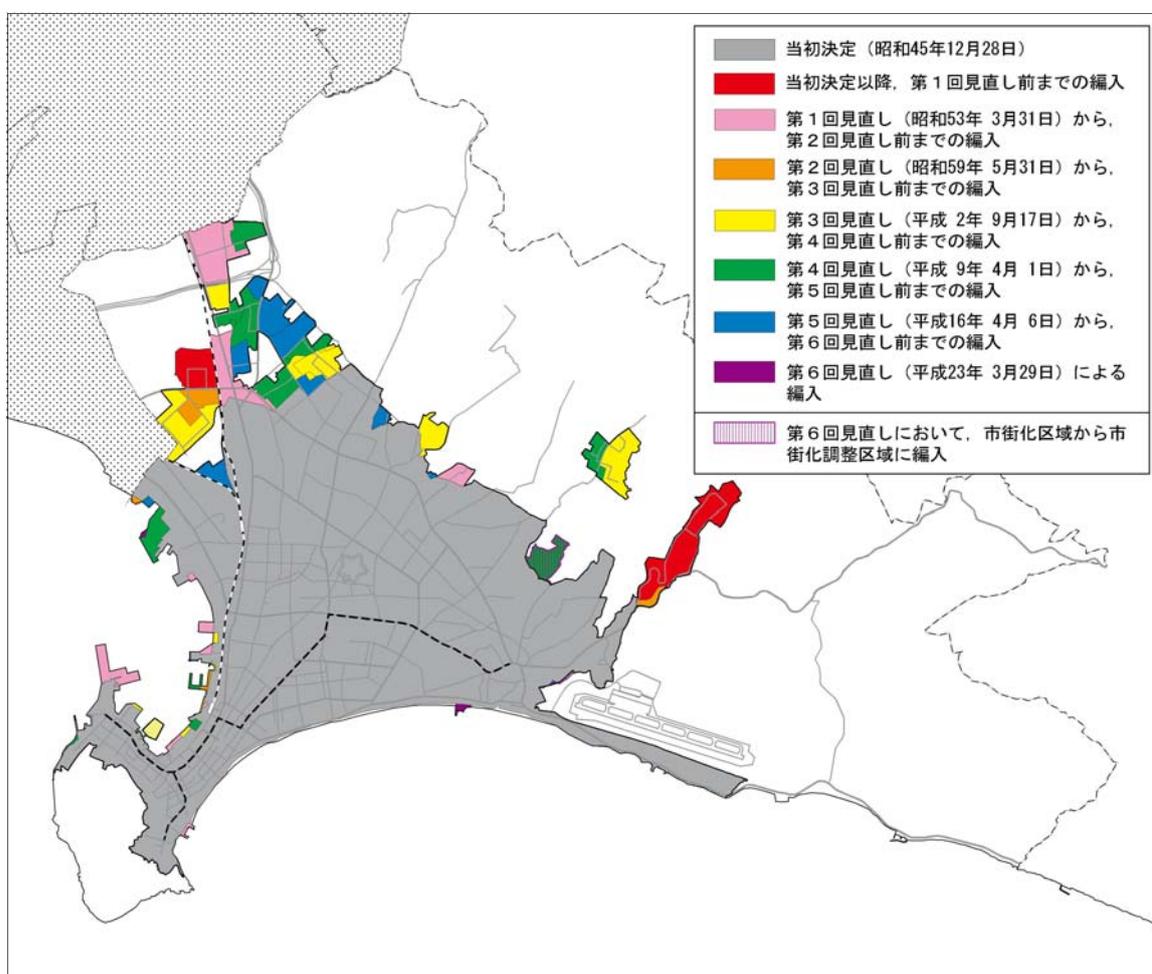


(3) 市街化区域の変遷

市街化区域および市街化調整区域の別を定める区域区分については、本市では、昭和45年（1970）12月に初めて決定され、都市計画区域約11,670haのうち、約3,910haが市街化区域、残りの約7,760haが市街化調整区域となりました。

その後、概ね5年ごとに実施される都市計画基礎調査の結果などに基づき、これまで計6回の見直しが行われるとともに、必要に応じて随時の変更も行われています。平成23年（2011）4月現在の市街化区域は、約4,788haとなっています。

市街化区域の変遷



(4) 用途地域の指定状況

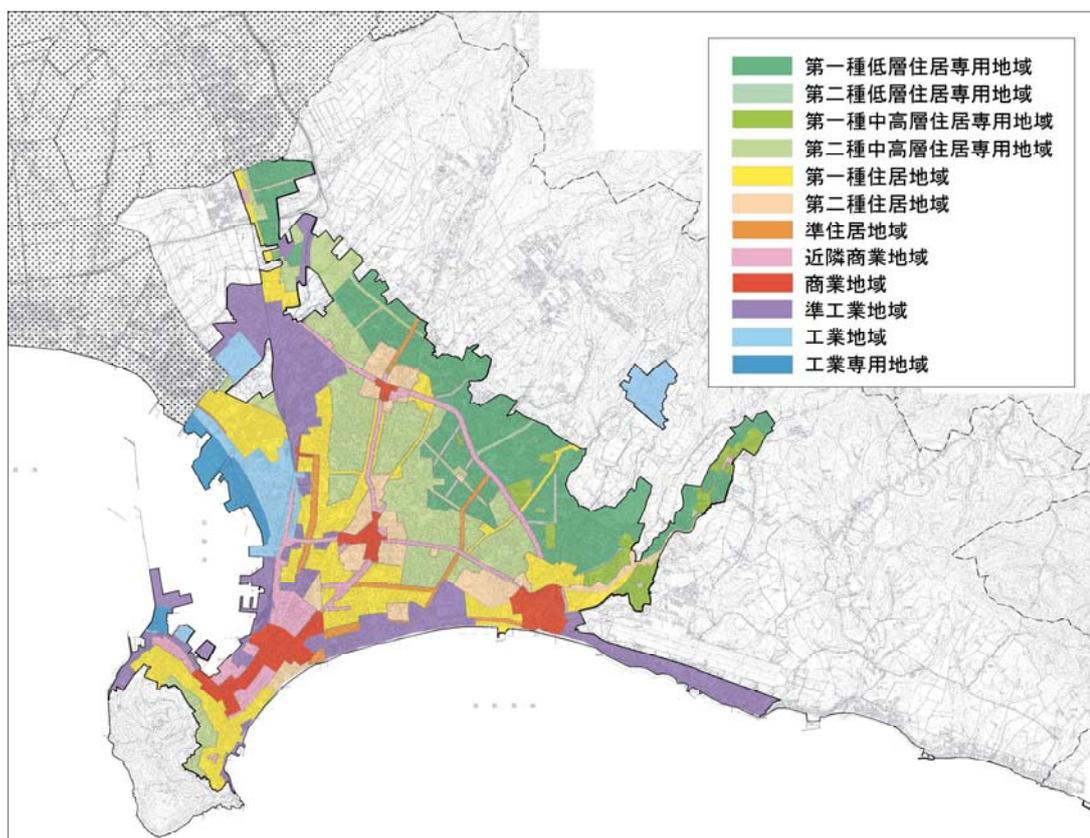
本市では、現行の都市計画法に基づく用途地域は昭和45年（1970）12月に初めて決定され、以後、概ね5年ごとに実施される都市計画基礎調査の結果や区域区分の見直しなどに併せて、これまで計5回の全体見直しが行われているほか、必要に応じて随時の変更も行われています。

用途地域別面積・構成比

種 別	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	約 956	20.0
第二種低層住居専用地域	約 36	0.8
第一種中高層住居専用地域	約 145	3.0
第二種中高層住居専用地域	約 837	17.5
第一種住居地域	約 774	16.2
第二種住居地域	約 289	6.0
準住居地域	約 88	1.8
近隣商業地域	約 274	5.7
商業地域	約 235	4.9
準工業地域	約 769	16.1
工業地域	約 270	5.6
工業専用地域	約 115	2.4
計	約 4,788	100.0

(平成23年4月1日現在)

用途地域図



(平成23年4月1日現在)

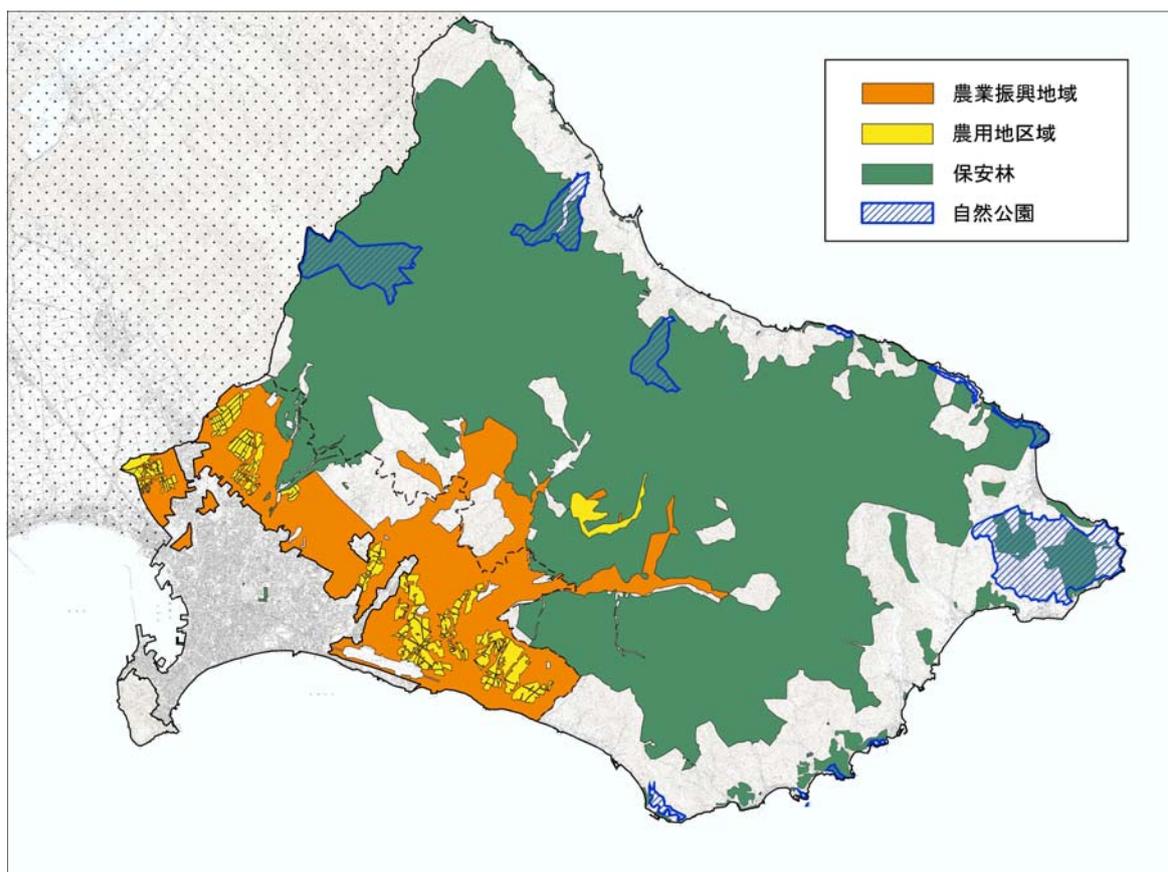
(5) その他土地利用規制の状況

その他主な土地利用規制としては、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、総合的に農業の振興を図る必要がある地域として、平成23年（2011）4月現在では、農業振興地域約10,030haが指定されています。そのうち、将来とも農業の振興や食料の安定供給を図るために保全・確保すべき集团的農地等として農用地区域約1,591haが指定されています。

また、「森林法」に基づき、水源のかん養，土砂の崩壊，その他の災害の防備，生活環境の保全・形成等の公共目的に沿った森林の機能を確保する必要がある地域として、平成23年（2011）4月現在では、保安林約36,921haが指定されています。

さらに、「自然公園法」に基づいた、良好な自然環境や景観に優れた場所であって、自然の保護や利用の増進を図る必要がある地域として、平成23年（2011）4月現在では、恵山道立自然公園約3,277haが指定されています。

その他土地利用規制の状況



(平成23年4月1日現在)

5 市街地の現況

(1) 区画整理・開発行為

① 土地区画整理事業

本市における土地区画整理事業は、昭和8年（1933）の函館第一土地区画整理事業（32.8ha）にはじまり、これまで合計で、23地区、約1,098.5haにおいて実施されてきました。その結果、市街化区域内における土地区画整理事業施行割合は、約23%となっています。

② 大規模開発行為

本市における大規模開発行為（5ha以上の開発行為）は、合計で、26地区、約288.0haにおいて実施されてきました。

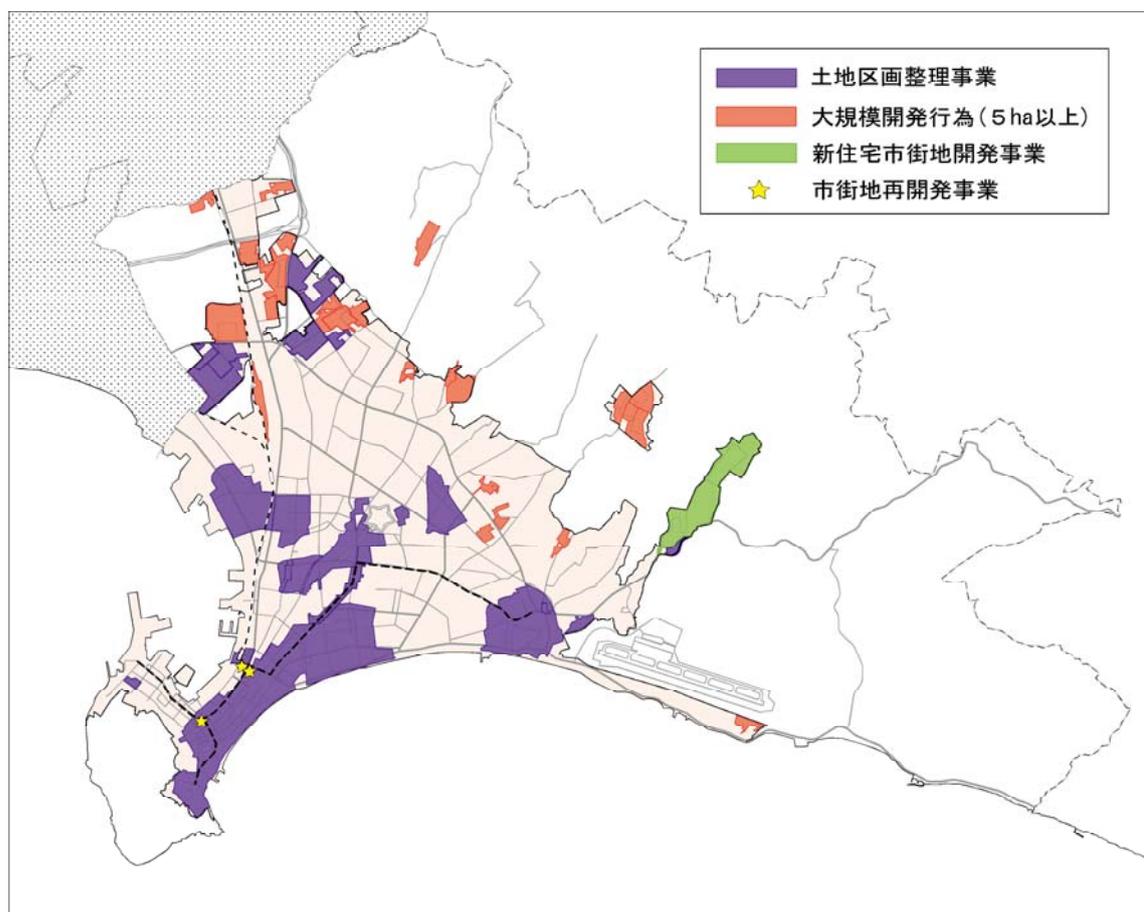
③ 新住宅市街地開発事業

本市における新住宅市街地開発事業は、西旭岡地区の1地区、約109haで実施されました。

(2) 市街地再開発事業

本市における第1種市街地再開発事業は、合計で、3地区、約1.6haで実施されてきました。

市街地整備等の状況

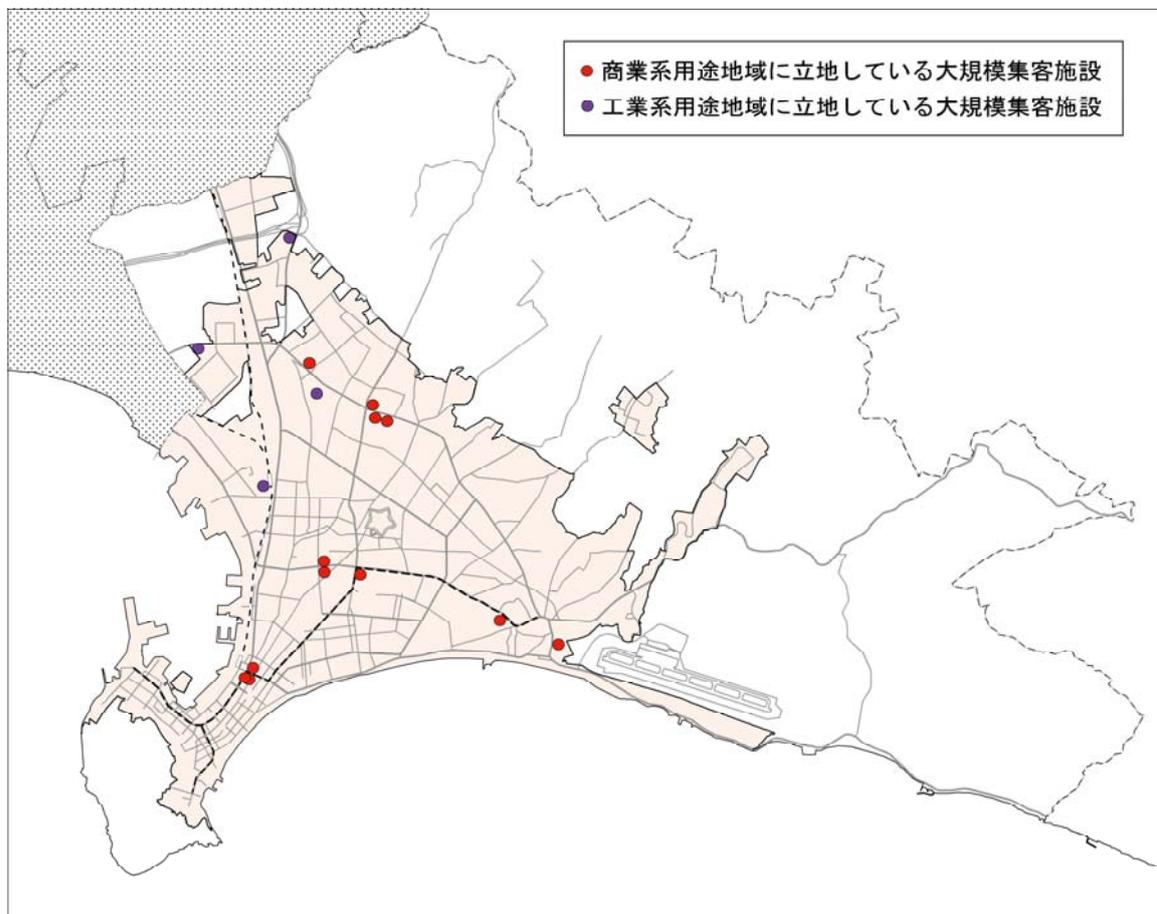


(平成23年4月1日現在)

(3) 大規模集客施設

本市において、床面積10,000㎡超の大規模集客施設は、16施設が立地しています。このうち、商業系用途地域に12施設が、工業系用途地域に4施設が立地しています。

大規模集客施設の立地状況



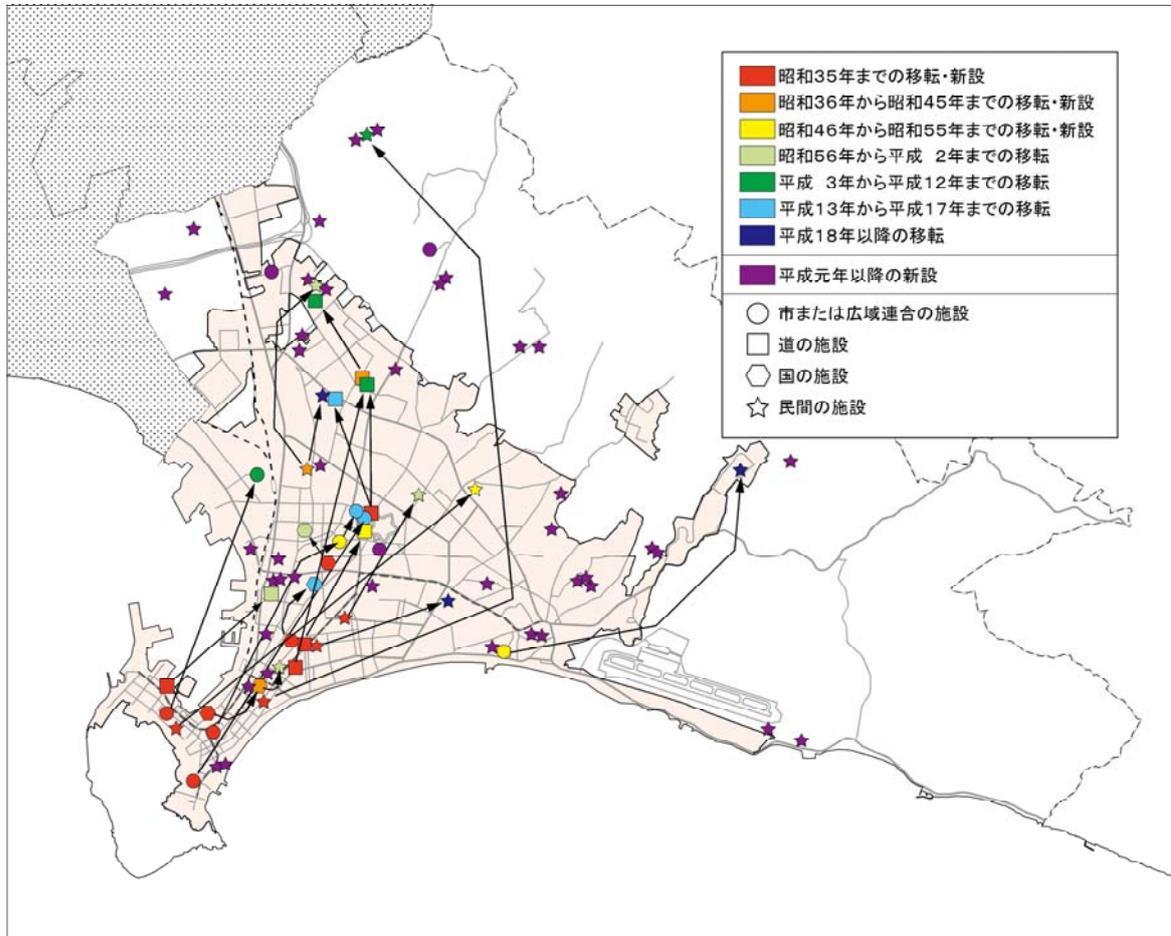
(平成23年4月1日現在)

※ 大規模集客施設とは、「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの」をいいます。

(4) 公共公益施設

これまで西部地区や中央部地区に立地していた主要な公共公益施設が、郊外部に立地・移転してきています。

主要な公共公益施設の立地・移転の状況



(平成23年 4月 1日現在)

※ 図示している公共公益施設については、「全市域をサービス対象とするなど公共公益性が高い施設のうち、郊外部方面へ移転した施設、または、平成元年以降に新設された施設」を対象としています。(施設例：集客性のある官公署、高等教育機関、高等学校、病院、一定規模の老人福祉施設など)

6 交通施設の現況

(1) 道路

① 広域幹線道路

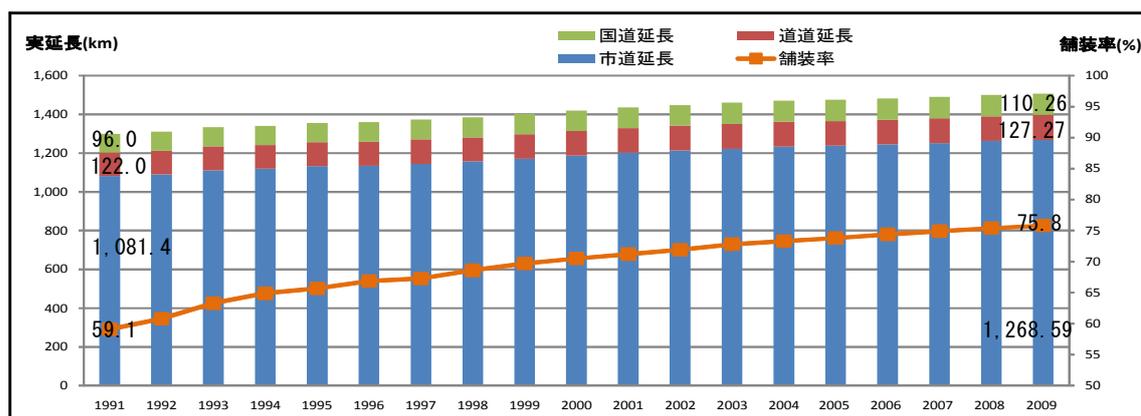
道南地域における広域幹線道路は、北海道縦貫自動車道のほか、これと接続する函館新道、上磯新道および新外環状線があります。このうち、函館市内における延長は、函館新道1.6km^{*}、上磯新道3.2km^{*} および新外環状線（函館インターチェンジ～古川町）14.8km^{*} となっています。

② 国道・道道・市道

本市内にある国道は国道5号、227号、228号、278号、279号で、実延長110.26kmが認定されています。道道は主要道道函館上磯線ほか14路線で、実延長127.27kmが認定されています。市道は入舟1号線ほか4,296路線で、実延長1,268.59kmが認定されています。

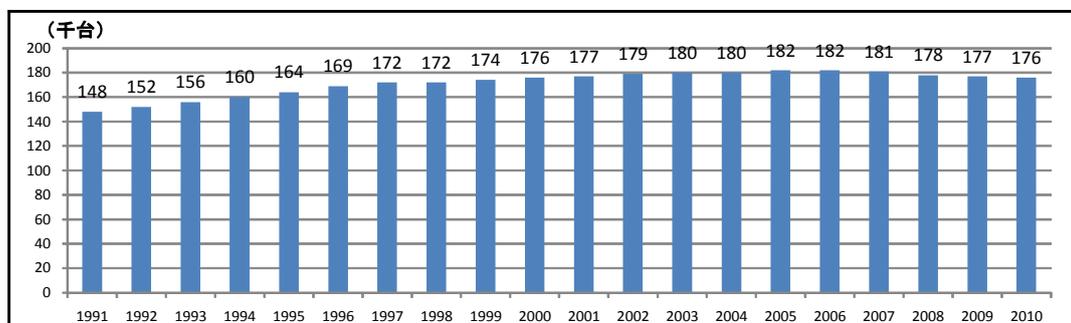
また、国道、道道および市道を合わせた実延長に対する舗装率^{*}は、75.8%となっています。

国道・道道・市道の実延長と舗装率の推移



(各年4月1日現在)

自動車保有台数^{*}の推移



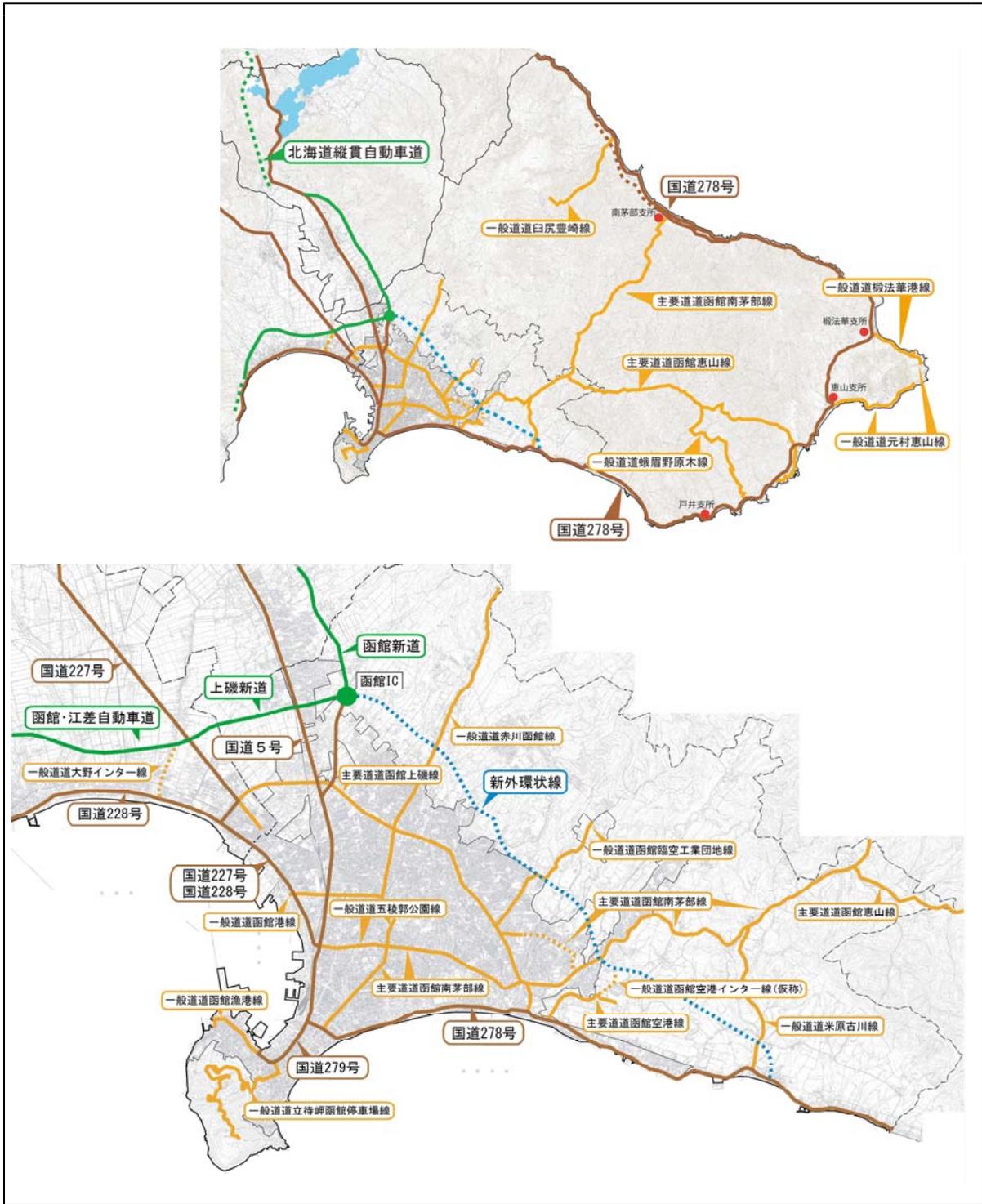
(各年4月1日現在)

※ 函館新道および上磯新道は供用済みですが、新外環状線については14.8kmのうち、9.7km（函館インターチェンジ～空港インターチェンジ（仮称））が事業中です。

※ 舗装率とは、実延長に占める舗装済道路延長の割合をいいます。

※ 自動車保有台数は、二輪車、軽自動車を含む総数です。

広域幹線道路・国道・道道 道路網図



③ 都市計画道路

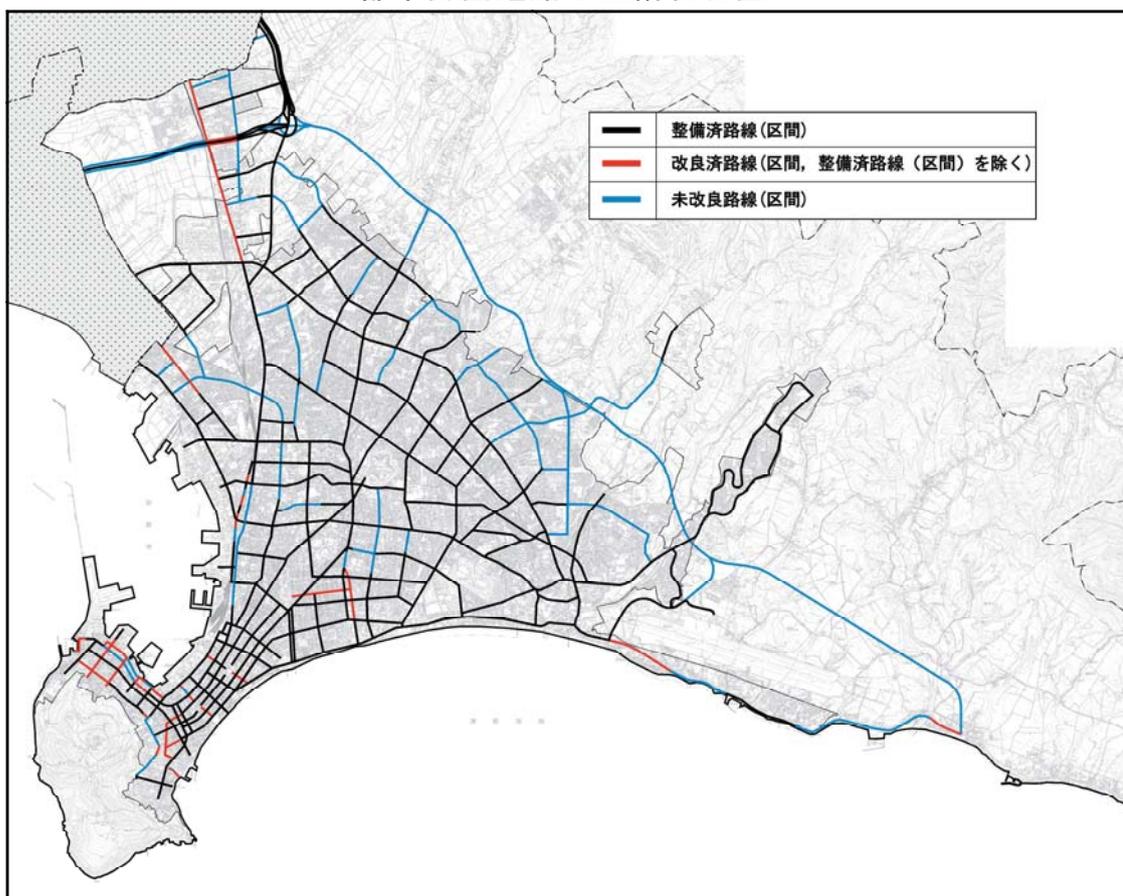
本市における都市計画道路については、225.79kmが都市計画決定されており、このうち改良済* となっているのは166.76km、整備済* となっているのは152.51kmであり、整備率は67.5%となっています。

都市計画道路の整備状況

種類	計画決定 延長(km)	改良済		整備済	
		延長(km)	整備率(%)	延長(km)	整備率(%)
国道	44.24	29.67	67.1	24.96	56.4
道道	37.63	33.78	89.8	33.23	88.3
市道	143.92	103.31	71.8	94.32	65.5
計	225.79	166.76	73.9	152.51	67.5

(平成22年3月末現在)

都市計画道路の整備状況図



(平成23年3月末現在)

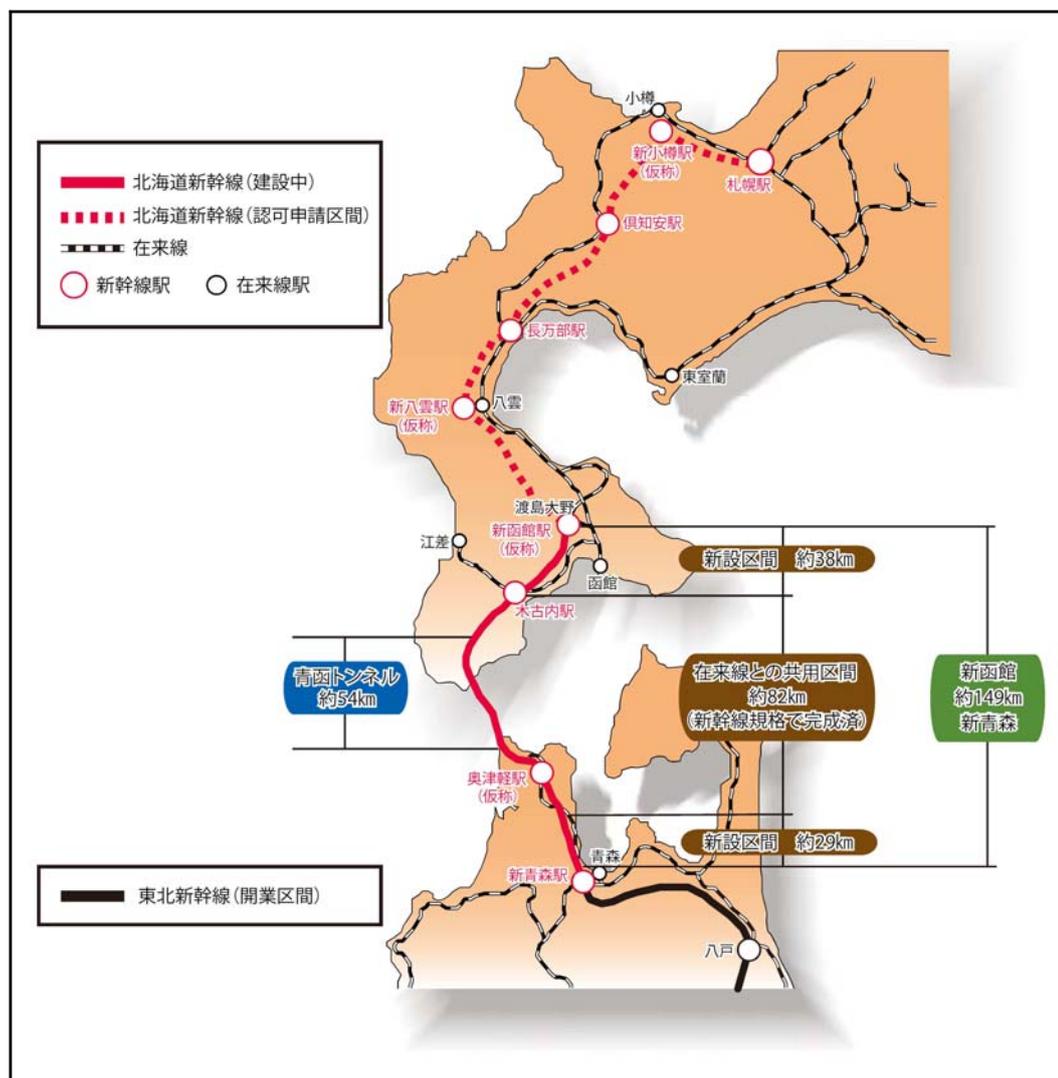
※ 改良済とは、道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供されている状態をいいます。また、整備済とは、道路用地が計画幅員のとおり整備されている状態をいいます。なお、改良済には整備済も含まれています。

(2) 公共交通

① 新幹線鉄道

北海道新幹線は、東北新幹線の新青森駅から新函館（仮称）駅・新小樽（仮称）駅を経て札幌駅に至る延長約 360kmにおよぶ高速鉄道です。このうち、新青森駅から新函館（仮称）駅までの間が、平成17年（2005）5月に着工され、平成27年度末までに開業することとなっています。

北海道新幹線路線概要図



② 在来線鉄道

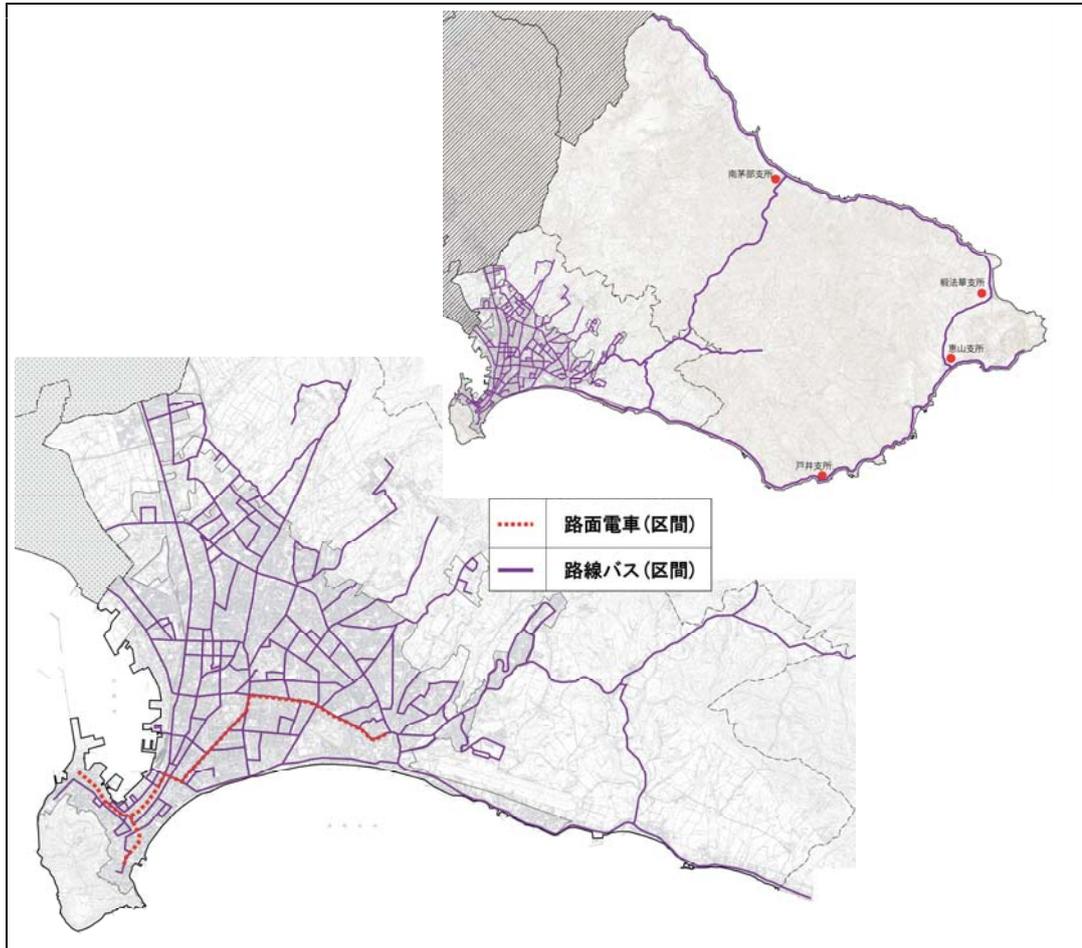
本市における在来線鉄道としては、函館本線と津軽海峡線があり、それぞれ、札幌方面、本州方面へ接続しています。

また、函館本線にある北斗市の渡島大野駅は、北海道新幹線の開業に併せて、新函館（仮称）駅として整備されることとなっています。現函館駅と新函館（仮称）駅の間には、新幹線ダイヤに合わせたリレー列車の運行が想定されています。

③ 路面電車・路線バス

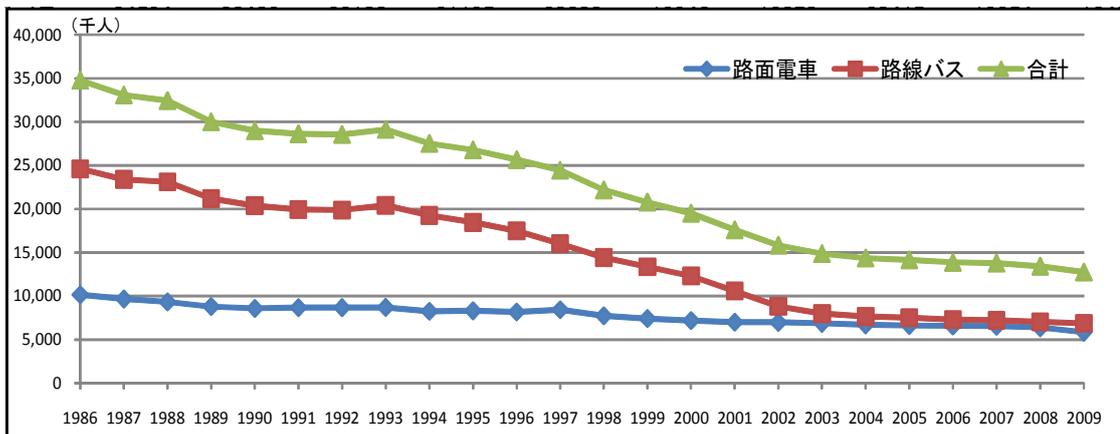
本市における路面電車は10.9kmで営業されており，平成21年度（2009）においては，586万1千人が利用しています。また，路線バスは1,133.0kmで営業されており，平成21年度（2009）においては，688万人が利用しています。

路面電車・路線バス路線図



（平成23年4月1日現在）

路面電車・路線バス利用者数の推移



資料：函館市統計書

(3) 港湾

① 函館港

函館港は、安政6年（1859）横浜・長崎とともに我が国最初の国際貿易港として開港した後、昭和26年（1951）に南北海道唯一の重要港湾に指定され、本州と北海道を結ぶ物流拠点として発展し、フェリーを中心に、一般の貨物船をはじめ、定期外貨コンテナ船や、国内外の旅客船の寄港地および官公庁船や作業船の基地港として利用されているほか、緑の島や赤レンガ倉庫群周辺のウォーターフロントは、市民や観光客に広く親しまれています。

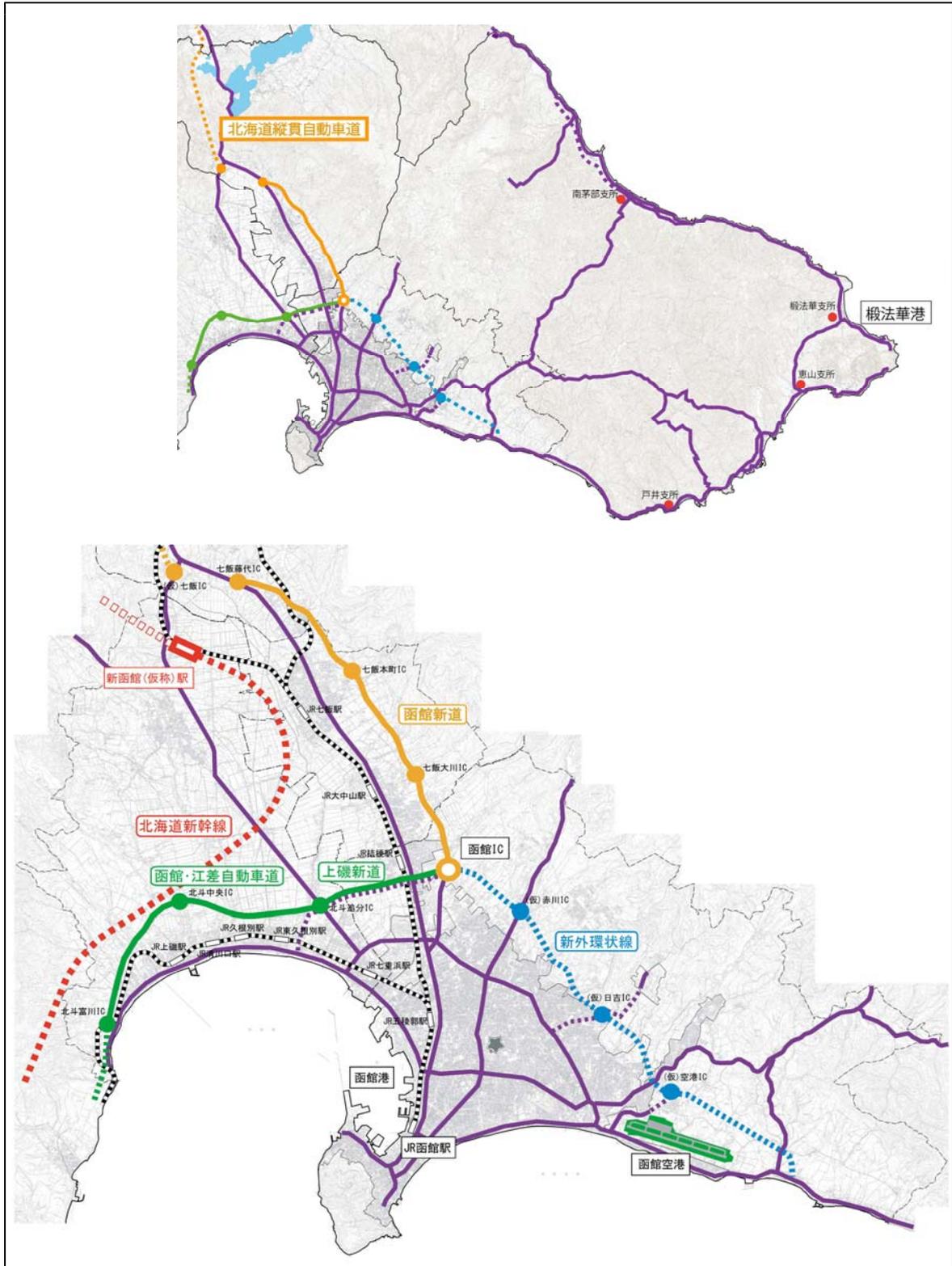
② 榎法華港

榎法華港は、恵山沖を航行する船舶の避難港として昭和26年（1951）に指定され、その後、昭和41年（1966）に地方港湾となり、沖合には道南随一の恵山魚田を有していることから、多数の漁船の基地として、さらには沖合を航行する船舶の避難や物資の補給などに利用されています。

(4) 空港

函館空港は、市内中心部から約10km東方に位置し、昭和36年（1961）の開港以来、新千歳空港に次ぎ道内第2位の輸送量を誇る南北海道の空の玄関となっています。

広域交通体系図



7 公園緑地の状況

本市における公園緑地は、函館山緑地をはじめ、広域公園の北海道立道南四季の杜公園や、函館公園、見晴公園、市民の森、五稜郭公園、昭和公園などの都市公園が整備されているほか、東部地区においては、その他の公園として、戸井ウォーターパーク、南茅部ふるさと文化公園、恵山海浜公園などが整備されており、あわせて約657.43haが整備され、多くの市民の憩いの場として、また、身近な緑として、市民に親しまれています。

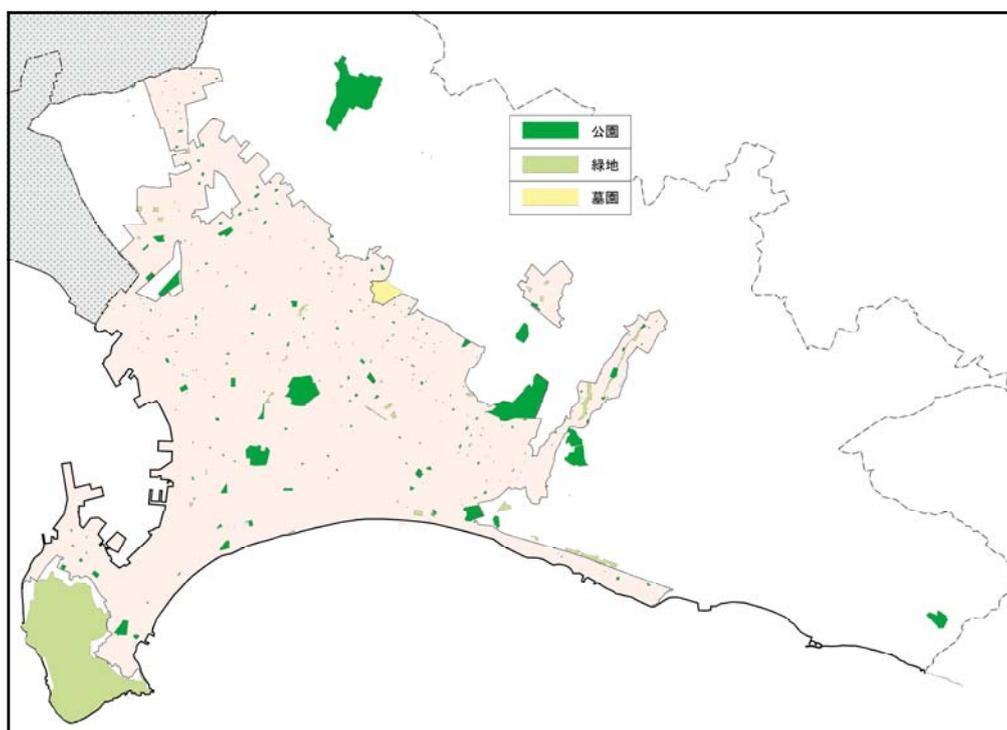
なお、都市計画区域内における人口一人あたりの都市公園の面積については、本市が22.7㎡、北海道全体では26.7㎡となっています。

公園緑地の状況

区分	種別	都市計画区域	箇所数	面積 (ha)
都市公園	街区公園	都市計画区域内	282	29.06
	近隣公園		9	17.75
	地区公園		1	6.40
	総合公園		5	80.69
	運動公園		2	21.70
	歴史公園		1	25.20
	広域公園		1	65.10
	都市緑地		23	347.49
	緑道		2	3.00
	墓園		1	8.20
その他公園		都市計画区域外	4	2.91
			10	49.93
合計			341	657.43

(平成22年3月末現在)

都市計画区域内の公園緑地の位置図



8 下水道の現況

本市における下水道は、亀田川を境に、南側を単独公共下水道（南処理区）として、北側を流域関連公共下水道（函館湾処理区）として整備が進められているほか、戸井地区において特定環境保全公共下水道（南処理区）の整備も進められ、平成23年（2011）3月末現在においては、処理区域面積約 4,711ha、下水道普及率89.6%となっています。

下水道の整備状況

事業種別	南処理区			函館湾処理区	合計	
	単独公共下水道	特定環境保全公共下水道	計	流域関連公共下水道		
行政区域人口※（人）	145,890	3,246	149,136	119,628	280,035	
整備状況	処理区域〔面積〕（ha）	2,454	121	2,575	2,136	4,711
	処理区域〔人口〕（人）	136,301	3,155	139,456	111,342	250,798
	整備管渠延長（km）	629	37	666	648	1,314
	処理人口普及率※（%）	93.4	97.2	93.5	93.1	89.6

（平成23年3月末現在）

下水道の処理区域図



資料：函館市水道局

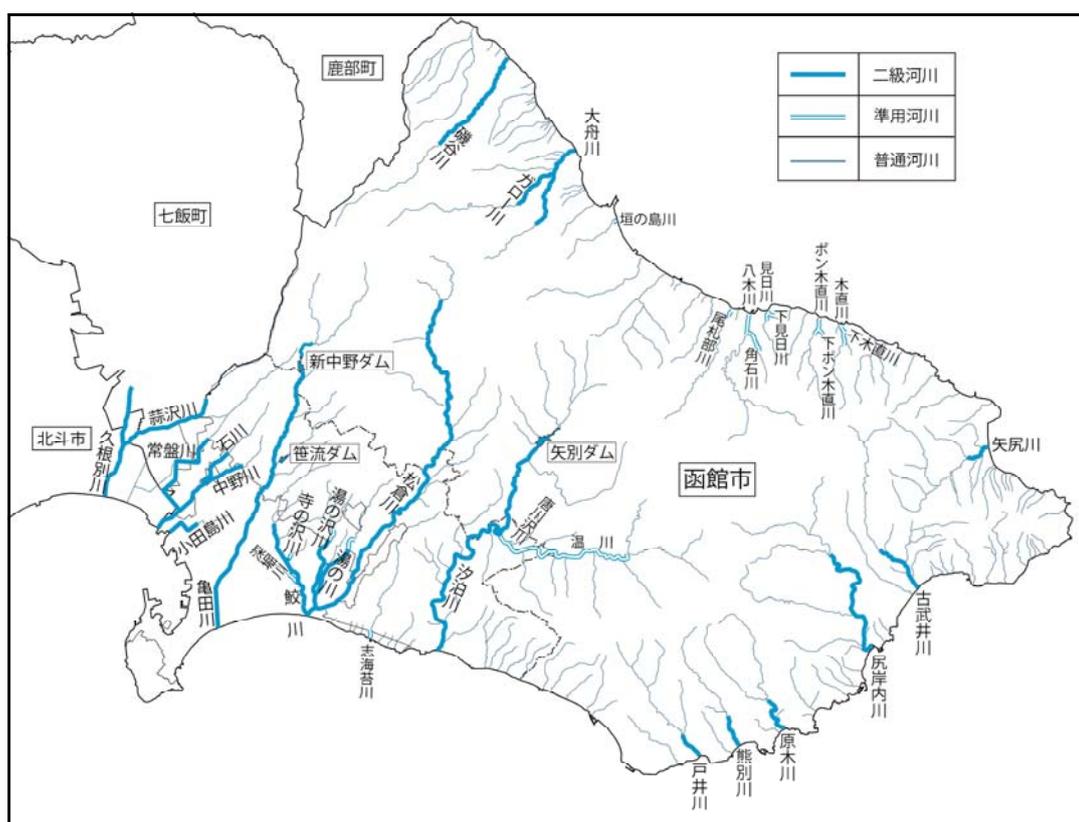
- ※ 行政区域人口の合計については、恵山、榎法華および南茅部の各地区を含んだ行政区域人口を記載しており、処理区の計とは一致しません。
 ※ 処理人口普及率については、行政区域人口を基礎に算出しています。

9 河川の状況

本市には、北海道が管理する二級河川として亀田川をはじめ21河川，函館市が管理する準用河川として深堀川をはじめ17河川，それ以外の普通河川として217河川があります。

また，亀田川には新中野ダム，汐泊川には矢別ダムがあり，これらは洪水調節機能を持つダムとして重要な役割を果たしています。さらに，新中野ダムは，同じく亀田川水系笹流川の笹流ダムとともに水道の水がめとして重要な役割を果たしています。

河川図



資料：函館市土木部

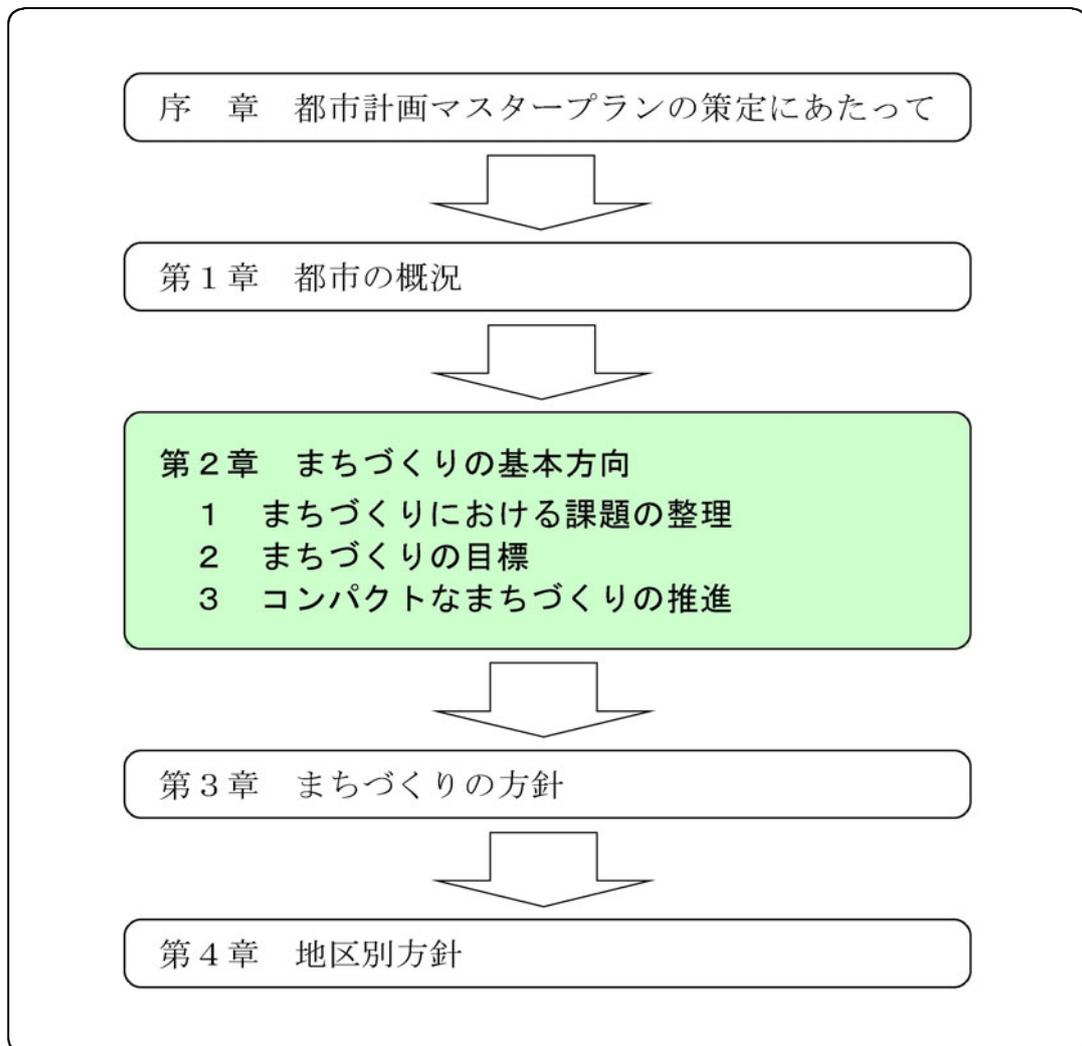
10 廃棄物処理施設の現況

本市において，廃棄物処理施設として，日乃出町の函館市ごみ焼却工場など4施設が都市計画決定され，稼働しています。

廃棄物処理施設の都市計画決定状況

名称	位置	面積
函館市ごみ焼却工場	函館市日乃出町	約 0.9 ha
函館市日乃出し尿処理場	〃	約 0.4 ha
函館市資源化センター	函館市東山町	約 0.67ha
プラスチック中間処理施設	〃	約 0.43ha

第2章 まちづくりの基本方向



1 まちづくりにおける課題の整理

本節では、第1章「都市の概況」から見えてきた、本市が抱えるまちづくりの課題を整理します。

(1) 人口減少に伴う人口の低密度化への対応

本市の人口は、国勢調査によると、戦後から高度成長期を経て増加しましたが、昭和55年（1980）をピークに減少し続けている状況にあります。

昭和35年（1960）と平成17年（2005）における人口集中地区（D I D）の状況を比較すると、人口は1.1倍に増加しましたが、面積は2.0倍に増加し、人口密度の平準化が進みました。しかしながら、今後、人口減少が続くことが予測されることから、人口の低密度化が進み、都市基盤の維持管理コストが負担になるほか、公共サービスの効率が低下するなど様々な問題が起きることが懸念されています。

(2) 少子高齢化の進行への対応

本市における高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、昭和45年（1970）には、6.9%でしたが、その後、全国平均や全道平均を上回るペースで高齢化が進行し、平成17年（2005）には、23.9%にまで上昇しています。また、概ね20年後である平成42年（2030）には、38.3%にまで増加することが予測されています。

このように高齢者が一定割合を占めることによって、自家用車を容易に利用できない市民が増え、現在のような自家用車で移動してサービスを受けることに偏りすぎた「まち」の構造のままでは、暮らしにくい「まち」となってしまうことが懸念されています。

そのため、できる限り自家用車に頼らずに、歩いてまたは公共交通を利用して日常生活を送ることができるよう、まちづくりを進めていくことが求められています。

一方で、本市における年少人口（0歳から14歳の人口）の割合は、昭和45年（1970）には、23.8%を占めていましたが、その後、全国平均や全道平均を上回るペースで少子化が進行し、年少人口割合は、平成17年（2005）には、11.7%となっています。また、概ね20年後である平成42年（2030）には、7.6%にまで減少することが予測されています。

そのため、子育て世帯等への居住支援や子ども達の居場所づくりなど、次代の親となり将来のまちづくりを担う子ども達が、地域のなかで健やかに育まれるようなまちづくりが求められています。

(3) 公共交通の充実

本市においても、高度経済成長に伴い自家用車の普及や幹線道路の整備が進み、それとともに都市の郊外化が進むというモータリゼーションが進展しました。

自家用車の普及は、通勤、買い物、通院など日常の移動の大部分を自家用車に依存するようなライフスタイルを生み出しました。このようなライフスタイルは多くの市民に定着していき、自家用車の依存度が高まった結果、公共交通の利用者は減少し続けてきました。

このことにより、公共交通の収益を悪化させ、結果的に路面電車の路線廃止やバスの便数の減少等に繋がり、このことが、さらに自家用車への依存と利用者の減少を招き、それが公共交通の収益を悪化させるというような負のスパイラルに陥っています。

しかしながら、高齢化により、自家用車を容易に利用できない市民が今後ますます増えていくことから、公共交通は、まちにとって今まで以上に欠かすことができないものとなっていきます。

収益悪化と利用者減少の負のスパイラルから抜け出すため、公共交通を軸としたまちづくりを進めるとともに、公共交通の充実を図っていくことが求められています。

(4) 公共公益施設の街なかへの立地誘導

全市域をサービス対象地域とし全市民が利用者となり得るような大規模な公共施設および公益施設については、昭和35年（1960）頃までは、函館駅前・大門地区、本町・五稜郭・梁川地区または路面電車沿線といった、公共交通によりアクセスしやすい場所に大多数が立地していました。そのため、市民の大多数は、どこに住んでいても、公共交通で容易にアクセスし利用できる環境にありました。また、複数の公共公益施設を連続して利用することも容易でした。

しかしながら、モータリゼーションの進展とともに、このような公共公益施設は、昭和50年（1975）頃以降、安価で広い用地を容易に確保できる郊外部に、分散して立地または移転していきました。これにより、自家用車を利用できない市民は、複数の公共交通を乗り継いでアクセスしなくてはならなくなり、また、一度に、複数の公共公益施設を利用することも難しくなってきました。

このため、全市民が利用者となり得る公共公益施設に、市民が容易にアクセスし、複数の公共公益施設を連続して利用できるようにするため、大規模な公共施設および公益施設については、中心市街地や路面電車沿線といった場所への立地を進めていくことが求められています。

(5) 中心市街地の再生

かつて函館駅前・大門地区や本町・五稜郭・梁川地区という中心市街地には、百貨店をはじめ、専門店や商店、飲食店などの人が集まる施設が建ち並んでいたほか、周辺には多くの人々が住んでおり、まちのにぎわいを作り出していました。

しかしながら、モータリゼーションの進展とともに、郊外部に立地した大型商業施設は、自家用車によるアクセスの良さと広大な駐車場を背景に、高い集客力を発揮してきました。このため、人の流れが都心部から郊外へと変化しました。このことにより、中心市街地の求心力が低下し、店舗数や売り上げが減少するなど空洞化を引き起こしています。

一方で、中心市街地は、高度に都市基盤が整備され、商業・業務・行政など多くの都市機能が集積立地している場所であって、鉄道、路面電車、路線バスなどの公共交通の結節点となっており、どこからでも容易にアクセスできる状況にあります。

このため、多くの都市生活者にとって暮らしやすいまちを目指して、今後の人の流れを郊外から中心市街地に引き戻すとともに中心市街地およびその周辺における「街なか居住」を進めることにより、中心市街地を再生していくことが求められています。

(6) 地球環境問題への配慮

我が国をはじめとする先進諸国を中心とした資源・エネルギーの大量消費や発展途上国での急激な人口増加・急速な工業化などによって、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊などの地球環境問題が引き起こされ、深刻化しつつあります。

なかでも、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が主因となっている地球温暖化は、本市におけるモータリゼーションの進展とも無関係なものではなく、市民の暮らしの基盤である「まち」のあり方とも密接に関係するものです。

このため、本市においても、公共交通を軸としたまちづくりを進めるなどし、環境負荷の小さな都市構造やライフスタイルに、改めていくことが求められています。

(7) 市街地周辺部の自然環境等の保全

本市の扇状に広がる市街地は、その外側を農地や緑地に取り囲まれています。これら農地や緑地は、良好な都市環境を支える緑として重要であるほか、多様な生物が生息・成育する場として必要不可欠なものです。

しかしながら、このような農地や緑地が、宅地開発されるばかりでなく、農業経営の先行き不安や農業経営者の高齢化などによる農業の担い手不足が進行しているなかで、虫食いの資材置き場などに転用されることも散見されています。

今後、人口減少に伴って、宅地開発を行い市街地を拡大することは不要となることから、その拡大を抑制するとともに、市街地周辺部の自然環境等を適正に保全するなど、守るべきものは守るという明確な姿勢を示していくことが求められています。

(8) 地域の特性・個性の維持・創出

近年、本市のブランド力は、民間シンクタンクの調査によると、常に全国ランキングの上位に位置しています。このことから、「函館」の名は、全国有数の魅力ある「まち」として広く国内において評価されていることが分かります。このような評価を支えている要素のなかで主なものとしては、西部地区の歴史的建造物がつくり出す歴史的景観や函館山からの夜景であり、中央部地区の復元整備された箱館奉行所を擁する特別史跡五稜郭跡であると思われれます。こうした近代日本の歴史等に出会うことができる魅力のほかにも、東部地区の縄文遺跡群や歴史ある温泉郷など、本市は、全国の人々を引きつける数多くの魅力を有しています。

また、本市には、学術研究機関や特色ある産業の集積、交通拠点としての地理的優位性など、地域に存在している多くの資源、財産があります。

今後、新幹線時代を迎え、これまで以上に都市間競争が激しくなることが想定されるなか、まちを発展させていくためには、こうした本市がもつ特性・個性を維持し、さらに創出していくことが必要となっています。

(9) 過疎化の進行への対応

東部地区においては、水産業が基幹産業となっており、海や山などの美しく豊かな自然に抱かれながら、漁業集落が海岸沿いの国道・道道に沿って続く、独特な町並みを形成しています。

一方で、本地区は、市全体と比べ、人口減少と高齢化が急速に進み、過疎化が進行しつつあることから、今後も本地区の基幹産業となっている水産業の振興をはじめ、生活環境の整備や地域の特色ある資源・優位性を活用した魅力ある産業づくりなどに取り組んでいく必要があります。

(10) 災害に強いまちづくりの推進

本市の既成市街地のなかには、かつて人口の高密度化の要因であった木造密集家屋が老朽化したまま残ったり、また空き家になったり、道路が狭あいであるなど、防災上の問題を抱えている地区も一部に存在しています。さらに、住宅や多くの市民が利用する建築物のなかには、なお耐震化を促進する必要があるものも多く存在しています。

また、本市は、豊かな自然に恵まれ、その恵みを享受して水産業や農業の振興に繋げてきた反面、自然のもつ厳しさにも直面しており、がけ崩れや溢水などの自然災害が発生し、多くの被害を受けてきました。

このため、木造老朽密集家屋の解消や空き家対策、建築物の耐震化などにより市街地の安全性の向上に努めるとともに、河川改修、急傾斜地対策など自然災害対策の充実に努め、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

2 まちづくりの目標

第1節で示したように、本市を取り巻く状況は、急速に厳しさを増しています。また、これらの課題は、複数分野にまたがり、互いに絡み合ったものとなっており、本市の都市構造や市民のライフスタイルに奥深く根ざしたもののばかりです。

今後とも、本市の特性・個性を生かしつつ、豊かで活力があり、安全で安心した生活が営まれる都市を目指すとともに、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を見据えながら、持続可能でコンパクトなまちづくりを実現するため、本市の20年後の姿を想定しつつ次の5つの「まちづくりの目標」を設定します。

1 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

- 都市経営コストの抑制のため、現在の市街地の規模を維持するとともに、商業・業務拠点とその周辺および観光拠点とその周辺ならびに都市活動軸[※]沿線、路面電車沿線および主要幹線道路[※]沿道（外環状線の外側の主要幹線道路沿道を除く）における既存ストック[※]の活用を図ります。
- 市民総体の利便性の向上のため、商業・業務拠点（中心市街地内）、都市活動軸沿線および路面電車沿線（本町地区～湯川地区）に、大規模公共公益施設の集約を進めます。また、都市機能、都市基盤などのストックが集積している商業・業務拠点や観光拠点に、商業・業務機能の集約を図ります。
- 歩いてまたは公共交通を利用して生活を送ることができるよう、都市活動軸沿線、路面電車沿線および主要幹線道路沿道において、市民が日常的に利用する店舗や医療・金融機関など生活利便施設の維持・充実を促進するとともに、商業・業務拠点とその周辺および観光拠点とその周辺ならびに都市活動軸沿線、路面電車沿線（本町地区～湯川地区）および主要幹線道路沿道において、居住機能の集積を図ります。
- 既成市街地内における円滑な移動が可能となるよう、路面電車や路線バスといった公共交通の維持・充実に努めるほか、歩道の拡幅整備などにより歩行空間の確保を図ります。
- 低密度化する市街地においては、地域循環バスの拡充などにより移動利便性の確保を図るとともに、必要に応じ都市計画道路の見直しを進めます。

※ 都市活動軸とは、新函館市総合計画において位置づけられた、元町・末広地区から函館駅前・大門地区、本町・五稜郭・梁川地区を経由して美原地区までを結ぶ幹線道路のことで、本市の都市活動を支える中心軸としての魅力の形成を図ることとされています。具体的な位置については、後掲の「コンパクトなまちづくりの方針図」を参照してください。

※ 主要幹線道路とは、本市の骨格道路網を形成する幹線道路のことです。具体的な位置については、後掲の「コンパクトなまちづくりの方針図」を参照してください。

※ 既存ストックとは、道路や公園、各種の建築物など生活や経済活動に必要な施設であって、既に整備がされているものをいいます。

2 快適・安全なまちづくり

- 市民誰もが快適な暮らしを送ることができるよう、身近な都市基盤である生活道路や街区公園などの整備を進めるとともに、高齢者や子育て世帯などの居住支援に努め、住環境の向上を図ります。
- 市民誰もが安心して暮らすことができるよう、木造老朽密集家屋の解消や空き家対策、建築物の耐震化のほか、河川改修、急傾斜地対策などを進め防災性の向上を図ります。
- 市民誰もが自立して心豊かな暮らしを送ることができるよう、道路や公園をはじめ、公共交通機関、公共公益施設におけるバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの導入を進めます。

3 市街地と農漁村地域が共生するまちづくり

- 農漁村地域において不足しているにぎわいや利便性が補われ、全市がより一体的なまちとなるよう、これらの地域と市街地を結ぶ幹線道路の整備を進めるとともに公共交通の維持に努めます。
- 市街地と農漁村地域それぞれ住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、互いに発展していくよう、市街地におけるにぎわい・利便性や農漁村地域における豊かな自然環境を生かし、市街地と農漁村地域との交流を促進します。
- 農漁村地域において、今後とも自立した生活を送ることができるよう、地区内の道路の整備や生活利便性の確保に努めます。

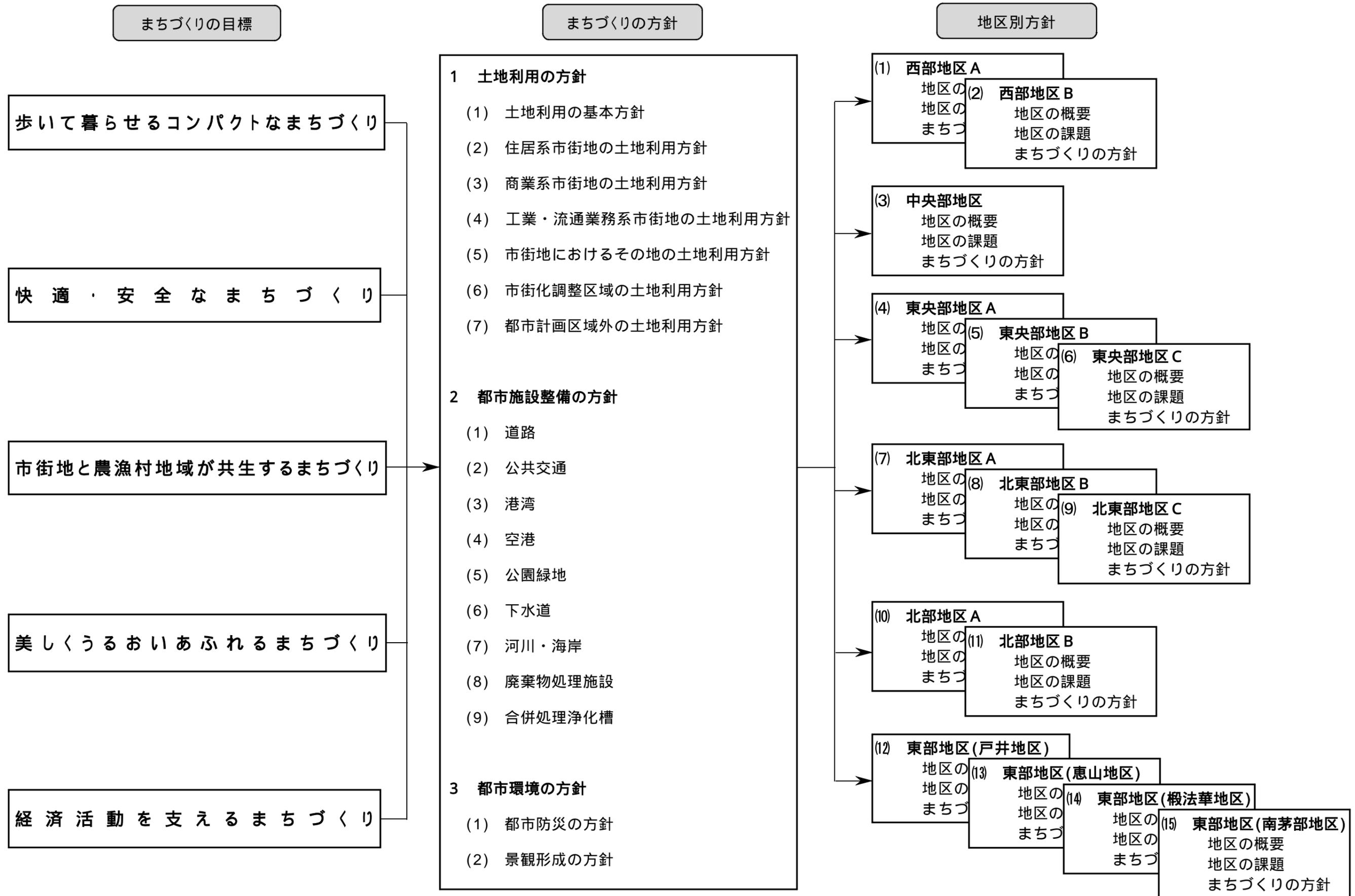
4 美しくうるおいあふれるまちづくり

- うるおいのある都市空間が形成されるよう、公園や緑地、水辺空間の整備を推進するほか、民間施設・公共施設の敷地や公共用地などを活用し市街地における緑化を図ります。
- 市民誰もがまちに誇りを持てるよう、質の高い公共空間の創出や歴史的な建造物の保全に努め、地域特性に応じた魅力ある景観の保全・創出を図ります。
- 良好な都市環境が形成されるよう、市街地を取り囲む市街地外縁部の丘陵樹林地や東部地区の自然公園などの豊かな自然環境の保全に努めます。

5 経済活動を支えるまちづくり

- 農林水産業、商工業などの産業が活発かつ円滑に活動できるよう、これら産業の物流面を支える広域幹線道路・幹線道路や港湾施設の整備を進めます。
- 新産業の創出や地域経済の活性化に繋がるよう、地域に集積された学術研究機関や民間企業の連携によるマリンバイオクラスターの形成や弁天地区において函館国際水産・海洋都市構想の拠点施設となる国際水産・海洋総合研究センターの整備を進め、国際的な水産・海洋に関する学術研究拠点都市の形成を図ります。

新函館市都市計画マスタープランの体系



白紙ページ

3 コンパクトなまちづくりの推進

前節で掲げた1から5のまちづくりの目標のうち、「1 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」については、今後のまちづくりにおいて最も重要な目標となることから、その推進に向けては、第一に市民や事業者と「コンパクトなまちづくり」の具体的なイメージを共有化することが重要となります。

このため、ここでは函館型の「コンパクトなまちづくり」を推進するためのまちづくり方針を示します。

次で示す「コンパクトなまちづくりの方針図」では、市街地の拡大抑制や既存ストックの活用、都市機能の集約化、公共交通の維持・充実などに取り組み、「コンパクトなまちづくり」を推進することにより、人口減少や高齢化が進行するなかでも、市街地において徒歩または公共交通によって市民が円滑に日常生活を送ることが可能となる、「歩いて暮らせるまち」の実現を意図したものとなっています。

函館市における拡大型から集約型都市構造への再編イメージ

1 かつての市街地 昭和25年（1950）



- ・市街地面積 約2,000ha
- ・市街地人口 約23万人
- ・人口密度 約115人/ha
- ・高齢化率 約3.1%

良好な住宅地を求めて市街地が拡大

2 現在の市街地 平成22年（2010）



- ・市街化区域面積 約4,800ha
- ・市街化区域人口 約25万人
- ・人口密度 約52人/ha
- ・高齢化率 約26.7%

コンパクトなまちづくりの推進

3 求めるべき市街地 平成42年（2030）



- ・市街化区域面積 約4,800ha
- ・市街化区域人口 約19万人
- ・人口密度 約40人/ha
- ・高齢化率 約40%

※ 黄色で着色された範囲は, 市街地または市街化区域を表しています。
 ※ 円錐・円錐台や着色された市街地等の厚さは, 都市機能の集積量を示しています。
 また, 円錐・円錐台の尖り具合は, 都市機能の際だった集積度を表現しています。

コンパクトなまちづくりの方針図

※ 大規模公共公益施設：全市をサービス対象地域とするような、公共施設および公益施設のこと。官公庁の庁舎や市民会館、市民体育館、中央図書館、総合病院、教育文化・福祉センターなどを指す。

※ 生活利便施設：日常生活を送るうえで必要な、店舗や医療・金融機関などのこと。

人口減少の進行

まち全体で、人口密度が低くなる

社会基盤の整備・維持や各種公共サービスの提供が困難になる

都市経営コストの低減の必要性

- 市街地の拡大はしない
- 既存ストックの活用
- メリハリを付けた市街地形成
- 低密度化する市街地への対応（地域循環バスの拡充など）

財政規模に見合った都市経営

高齢化の進行

自家用車を利用できない市民の増加

- 公共交通の維持・充実
- 歩いて行ける場所での生活利便施設の維持・充実
- 商業・業務拠点や観光拠点への商業・業務機能の集約
- 商業・業務拠点（中心市街地内）、都市活動軸沿線、路面電車沿線（本町地区～湯川地区）への大規模公共公益施設の集約
- 商業・業務拠点、観光拠点、都市活動軸沿線、路面電車沿線、主要幹線道路沿道への居住機能の集積

歩いて暮らせるまちの実現



市街地の拡大抑制

拠点周辺・沿線・沿道
居住機能の集積
既存ストックの活用

都市活動軸沿線
大規模公共公益施設の集約
公共交通の維持・充実
生活利便施設の維持・充実

主要幹線道路沿道
公共交通の維持・充実
生活利便施設の維持・充実

低密度化する市街地への対応（外環状線の外側）
都市計画道路の見直し
地域循環バスの拡充

低密度化する市街地への対応（外環状線の内側）
地域循環バスの拡充

低密度化する市街地への対応（西旭岡地区）
生活利便施設の維持・充実

中心市街地
活性化施策の推進

商業・業務拠点（中心市街地内）
大規模公共公益施設の集約
商業・業務機能の集約

観光拠点（宿泊）湯川地区
商業・業務機能の集約

路面電車沿線
大規模公共公益施設の集約（本町地区～湯川地区）
公共交通の維持・充実
生活利便施設の維持・充実

観光拠点（商業）元町・末広地区
商業・業務機能の集約

凡 例

（コンパクトなまちづくりの方針図）

高	低	居住機能の集積度
---	—	都市活動軸
---	- - -	路面電車
—	—	主要幹線道路
○	○	中心市街地
●	●	商業・業務拠点、観光拠点
□	□	市街化区域

白紙ページ

第3章 まちづくりの方針

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって



第1章 都市の概況



第2章 まちづくりの基本方向



第3章 まちづくりの方針

- 1 土地利用の方針
- 2 都市施設整備の方針
- 3 都市環境の方針



第4章 地区別方針

1 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

① 基本方針

土地は、限られた貴重な資源であるほか、社会の様々な活動にとって不可欠な基盤であることから、総合的かつ計画的な土地利用を進めるとともに、自然環境を保全しながら、健康で文化的な生活環境の確保と地域産業の振興発展を図り、次世代に継承できるまちづくりを進めます。

○ 市街化区域

都市的土地利用を図るため都市施設の整備を進めるとともに、市域全域のバランスや地区の特性を踏まえながら、市民生活や企業活動を支える各種都市機能の適正な配置と誘導を進め、利便性と快適性に優れた市街地の形成に努めます。

放射環状型の主要幹線道路の沿道やその交差点においては中高密度な市街地を配置し、これらのすき間においては低中密度な市街地を配置するなど、段階的な密度構成を基本に、地区の特性に応じ住居系、商業系、工業・流通業務系市街地を適切に配置することで、都市機能の維持増進を図ります。

街なかに多くの住民が居住し、かつ身近な地域で日常生活が完結できる、歩いて暮らせるコンパクトなまちの形成を図るため、市街地の拡大を抑制するとともに、大規模公共公益施設や商業・業務機能、居住機能などの各種都市機能についてメリハリを付けた集約・集積を図ります。

○ 市街化調整区域

無秩序な土地利用を抑制し、農地やその他緑地などの自然環境等を保全するとともに、自然環境等への影響を考慮しながら、既存集落等の生活環境の維持に努め、人と自然の共生する良好な環境形成を図ります。

○ 都市計画区域外

公益的機能を有する森林の保全を図るとともに、優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めるほか、農漁村集落の環境整備を図ります。

② 土地利用の区分の設定

土地利用の基本方針に基づき、次に示す土地利用の区分ごとの配置方針等を定め、計画的に土地利用を誘導していきます。

土地利用の区分		土地利用のイメージ
都市計画区域		一体の都市として総合的に整備，開発，保全する地域
市街化区域		優先的かつ計画的に市街地の整備や公共施設の整備を進める地域
住居系	高度利用住宅地	多様な都市機能と中高層住宅が複合化した地域
	一般住宅地	低層住宅と中層住宅が中心となる地域
	専用住宅地	低層住宅を中心とし，良好な住環境の保全を図る地域
商業系	中心商業業務地	都市的にぎわいを創出し，広域的な商業・業務の中心となる地域
	拠点商業業務地	地区の特性に応じた商業・業務機能の集積が図られる地域
	地域商業業務地	地域の住民生活に密着した商業地が形成されている地域
	沿道商業業務地	流通業務系施設や沿道サービス系施設等の集積が図られる地域
工業・流通業務系	専用工業地	工業施設の操業環境を保全する地域
	一般工業地	工業施設が中心となる地域
	流通業務地	流通業務系施設が中心となる地域
市街化調整区域		農地やその他緑地と既存集落等が共生した地域
都市計画区域外		自然環境等の維持・保全や農漁村集落の環境整備を図る地域

(2) 住居系市街地の土地利用方針

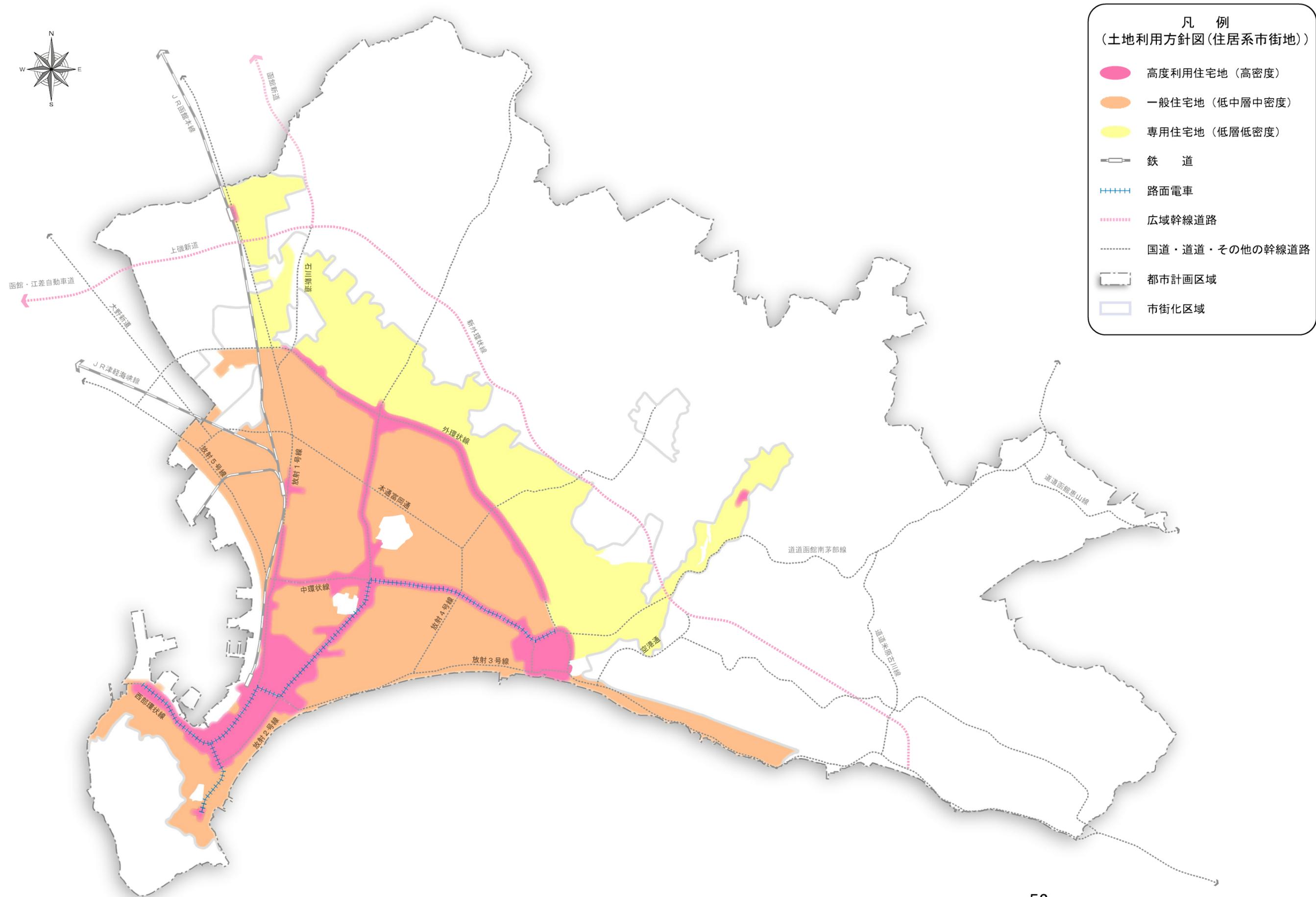
- 高度利用住宅地
 - ・ 函館駅前・大門地区，本町・五稜郭・梁川地区，美原地区の商業・業務拠点およびその周辺地区ならびに元町・末広地区，湯川地区の観光拠点およびその周辺地区に高度利用住宅地を配置し，整備済みの都市施設や公共施設など社会資本ストックの有効活用を図りながら，多様な都市機能と複合した街なか居住を推進します。
 - ・ 放射1号線，放射2号線，中環状線，外環状線の各路線の沿道には高度利用住宅地を配置し，容積率の緩和制度を活用した街なか居住の推進などにより，土地利用の高度化を図ります。
 - ・ 高度利用住宅地においては，高密度での土地利用を促進します。
- 一般住宅地
 - ・ 外環状線から内側の地域には低層住宅と中層住宅が混在する一般住宅地を配置し，地区の特性を踏まえた生活利便施設等が立地する良好な住環境の形成を図ります。
 - ・ 一般住宅地においては，中密度での土地利用を促進します。
- 専用住宅地
 - ・ 市街化区域内における函館新道の西側の地域および外環状線から新外環状線にかけての地域には低層住宅を主体とする専用住宅地を配置し，周辺の自然環境等と住宅とが調和した良好な住環境の形成を図ります。
 - ・ 専用住宅地を通過する幹線道路等の沿道については，背後地等周辺環境に支障を与えない規模の生活利便施設等の立地を誘導します。
 - ・ 専用住宅地においては，低密度での土地利用を促進します。
- その他
 - ・ 住居系市街地においては，住宅の居住水準の向上や高齢者や子育て世代などの居住支援に努めるほか，必要に応じ地区計画等を活用することにより，地区の特性や社会環境の変化に応じた良好な住環境の保全・形成を図ります。
 - ・ 既成市街地内の遊休地，低未利用地については，都市機能が集積した生活利便性の高い地域，あるいは閑静でゆとりある地域への居住ニーズに対応するため，良質な住宅地の整備に努めます。
 - ・ 既成市街地における木造老朽家屋などの密集地については，地区計画等を活用し，段階的にその解消に努めます。

特に，狭あいな道路が多い大縄地区などについては，地区計画の活用などにより，地区の居住環境の改善や防災性の向上に努めます。
 - ・ 老朽化または狭小化している公的住宅については，建替え等により改善を図るとともに，バリアフリー化や，ユニバーサルデザインの導入により，誰もが安心して暮らせる良質な住宅ストックの形成を図ります。

- 船見，弥生，元町などの函館山麓地域は，狭小宅地や細街路による建て詰まり，さらには老朽家屋の増加など多くの課題を抱えている一方で，数多くの歴史的建造物が立地している地域であることから，異国情緒豊かな歴史的景観の保全・整備に努めるとともに，その歴史的環境との調和に配慮しながら，居住環境の改善やオープンスペースの確保に努めます。

白紙ページ

土地利用方針図(住居系市街地)



白紙ページ

(3) 商業系市街地の土地利用方針

○ 中心商業業務地

- ・ 函館駅前・大門地区，本町・五稜郭・梁川地区，美原地区に中心商業業務地を配置し，商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進します。
- ・ 函館駅前・大門地区については，新幹線時代を見据え，函館の顔にふさわしい広域的な商業・業務拠点としてのにぎわいを創出するため，函館駅前市有地の有効活用や商店街の活性化を進めるとともに，多様な都市機能の集積や複合化を図ります。
- ・ 本町・五稜郭・梁川地区については，にぎわいのある都市活動が行なわれる拠点として，観光施設，文化教養施設，スポーツ・レクリエーション施設と連携した広域的な商業・業務機能の充実を図ります。
- ・ 函館駅前・大門地区，本町・五稜郭・梁川地区においては，市街地再開発事業の促進や空き地・空きビル・空き店舗の利活用などにより，商業・業務・医療・福祉・居住などの都市機能の集積・向上を進め，中心市街地の再生を図ります。
- ・ 函館駅前・大門地区，本町・五稜郭・梁川地区において，高い容積率を指定している地域については，今後とも都市機能の維持・充実と合理的な土地利用を図るため，施設の複合化・高層化など土地の高度利用を促進します。
- ・ 美原地区については，にぎわいのある都市活動が行なわれる拠点として，商店街の活性化に努めるほか，自動車交通のアクセス性の向上など地区の特性を生かした広域的な商業・業務機能の集積を図ります。

○ 拠点商業業務地

- ・ 元町・末広地区に拠点商業業務地を配置し，観光商業系の拠点として，利便性や快適性に富んだ観光商業地としての土地利用を進めます。
- ・ 湯川地区に拠点商業業務地を配置し，観光宿泊の拠点として，湯の川温泉街の雰囲気や景観などを生かした環境づくりを図るとともに，観光商業地としての土地利用を進めます。
- ・ 拠点商業業務地においては，商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進します。

○ 地域商業業務地

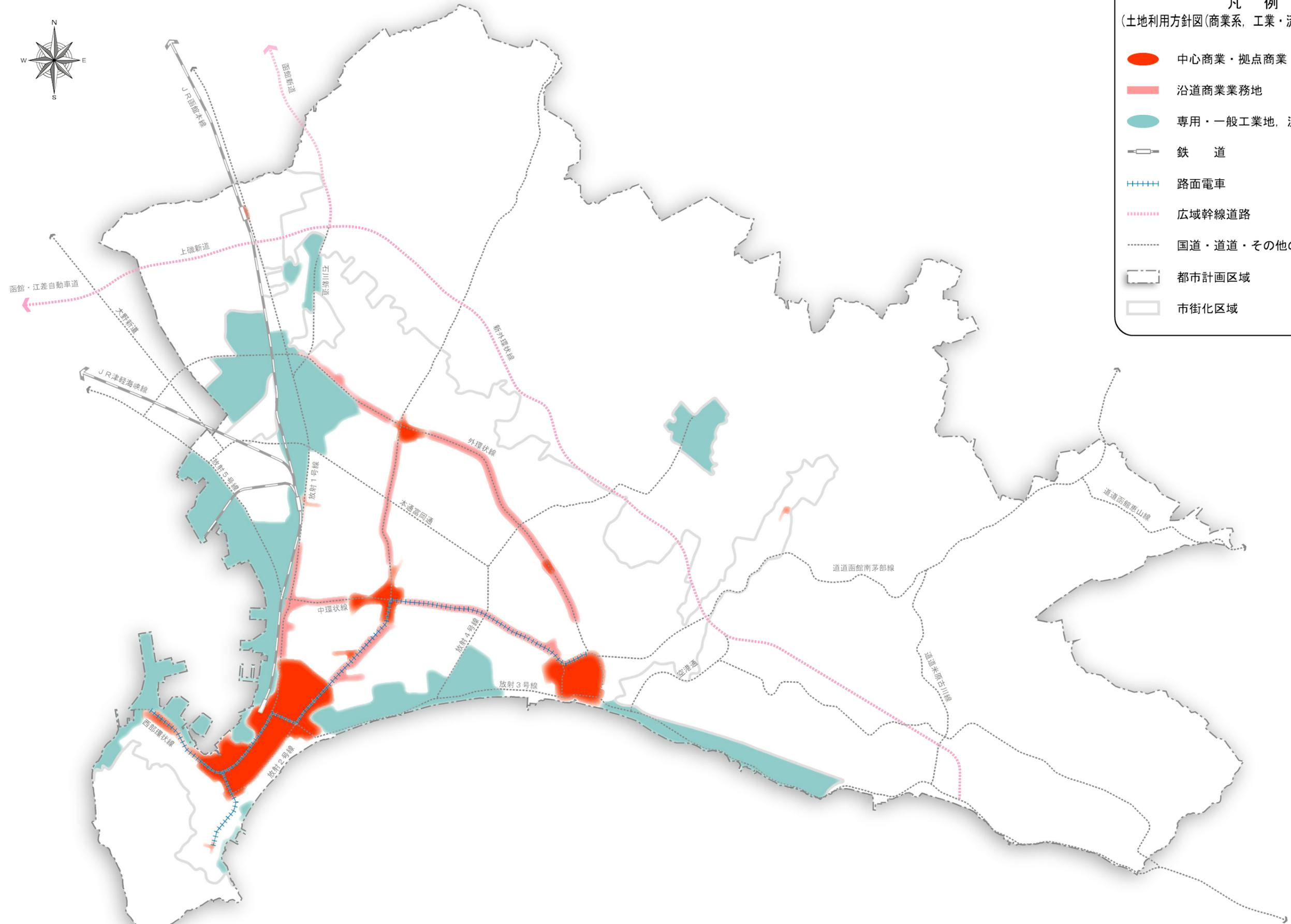
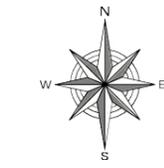
- ・ 弁天，谷地頭，新川，中島，日吉・花園，西旭岡，五稜郭駅前，桔梗駅前の各地区に地域商業業務地を配置し，地区の特性を踏まえた生活利便施設等の維持・充実を図ることにより，各地区を核とする日常生活圏を維持します。
- ・ 地域商業業務地においては，地区の特性等を踏まえた適切な密度での土地利用を図ります。

- 沿道商業業務地
 - ・ 中心商業業務地や拠点商業業務地を相互に結ぶ主要幹線道路沿道などの交通利便性の高い地区に沿道商業業務地を配置し、沿道サービス系施設や生活利便施設等の立地により道路利用者や背後地居住者の利便性向上を図ります。
 - ・ 沿道商業業務地においては、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進します。

(4) 工業・流通業務系市街地の土地利用方針

- 専用工業地
 - ・ 函館港に面する弁天，浅野，港町の各地区に専用工業地を配置し，造船や食品加工など，地区の特性に応じた製造業を主体とした工業に専用化した土地利用を図ります。
 - ・ 専用工業地においては，中密度での土地利用を基本として，地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図ります。
- 一般工業地
 - ・ 吉川，北浜，西桔梗などの各地区に一般工業地を配置し，地場産業を育成するための既存工業地として，周辺の環境等に配慮した良好な操業環境の維持・増進を図ります。
 - ・ 鈴蘭丘地区の臨空工業団地，桔梗地区のテクノパークに一般工業地を配置し，周辺の環境等に配慮した良好な操業環境の維持・増進を図りながら，先端技術企業などの立地の受け皿となる工業地として，あるいは研究開発型の工業地としての土地利用を進めます。
 - ・ 一般工業地においては，中密度での土地利用を基本として，地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図ります。
- 流通業務地
 - ・ 函館圏流通センターに流通業務地を配置し，農産物取引を主体とする青果物地方卸売市場を中心として卸売業，運輸・倉庫業などの流通業務機能を維持しつつ，流通形態の多様化や消費構造の変化を踏まえ，流通業務機能の複合化に対応した土地利用を図ります。
 - ・ 函館インターチェンジに連絡する石川新道や外環状線などの主要な幹線道路の沿道に流通業務地を配置し，陸・空の広域的な交通結節点としての利便性の高さを生かした流通業務系施設や沿道サービス系施設等の立地を図ります。
 - ・ 函館港に面する港町地区に流通業務地を配置し，船舶の大型化や貨物輸送のコンテナなどのユニットロード化に対応した港湾関連の物流機能の強化を図ります。
 - ・ 流通業務地においては，中密度での土地利用を基本として，地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図ります。

土地利用方針図(商業系, 工業・流通業務系市街地)



凡 例
(土地利用方針図(商業系, 工業・流通業務系市街地))

- 中心商業・拠点商業・地域商業業務地
- 沿道商業業務地
- 専用・一般工業地, 流通業務地
- 鉄 道
- 路面電車
- 広域幹線道路
- 国道・道道・その他の幹線道路
- 都市計画区域
- 市街化区域

白紙ページ

(5) 市街地におけるその他の土地利用方針

- ・ 大規模公共公益施設については、誰もが容易に利用可能となるよう、公共交通の便が良い都市活動軸沿線、路面電車沿線（本町地区～湯川地区）および中心市街地内の商業・業務拠点に集約します。
特に、市が設置する大規模公共公益施設の新築・建替えが必要となった場合には、これらの場所に立地することとします。
- ・ 商業・業務拠点や観光拠点およびその周辺と、都市活動軸沿線や路面電車沿線のほか、主要幹線道路沿道（外環状線の外側の主要幹線道路沿道を除く）は生活利便性や交通利便性が高い地区であることから、空きビル・空き店舗の利活用など、既存ストックの活用を図るとともに、各種居住支援策の導入検討、空き地・空き家の利活用、公営住宅の整備などを進め、居住機能の集積を図ります。
- ・ 従来想定されていた市街地像において主たる用途とされている建築物以外の建築物が、相当程度かつ広範囲に立地する動向にある地区については、都市全体の都市機能の配置や周辺の土地利用などに配慮しながら、用途転換、用途純化または用途の複合化を進めます。
特に、工業系の用途地域が指定されている大縄、松川、万代、亀田、八幡、宮前、港町などの各地区のうち、住宅地としての土地利用が進行している地区については、地域の良好な住環境を形成するため、既存工場等の操業環境への影響を考慮しながら、住居系用途地域への転換を進めます。
- ・ 都市計画道路が整備される沿道の地区については、事業の進捗に併せて適切な用途地域への変更等を行います。
- ・ 地区の特性に応じ、防火地域・準防火地域を適切に指定します。
特に、住居系市街地のうち広範囲に準防火地域が指定されている西部地区などについては、準防火地域指定の必要性について検証し、必要に応じた見直しを行います。
- ・ 大規模集客施設が商業業務地以外の地域に立地することにより、中心市街地の空洞化が一層進行するなど、都市構造に様々な影響を与えるおそれがあることから、中心市街地活性化基本計画の見直しに併せ、特別用途地区や地区計画等を活用し、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限します。
- ・ 学校跡地などの大規模な公共空地や低未利用地については、コンパクトなまちづくりの趣旨を踏まえつつ、周辺土地利用との整合を図りながら、土地利用を検討します。
- ・ 函館港の臨港地区については、港湾計画に基づき、港湾の機能を十分に確保し、その利用の増進を図るために必要な範囲を指定します。
- ・ 弁天地区においては、国際水産・海洋総合研究センターを整備し、国や道などの研究機関の誘致等を進め、本市の特性を生かした国際的な水産・海洋に関する研究・交流空間の形成を図ります。

(6) 市街化調整区域の土地利用方針

○ 農地

農地は、作物の生産機能のほか、保水・遊水機能や美しい田園風景の形成などの公益的機能を有していることから、これらの公益的機能の維持を図るため、その保全に努めます。

特に、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など、各種農業投資が実施されている区域などについては、今後とも優良な農用地としてその保全に努めます。

○ 森林

森林については、水源のかん養、土砂流出の防止、大気の浄化、野生鳥獣の生息・成育の場、森林空間における自然とのふれあいの場など、様々な公益的機能のほか、木材生産機能を有していることから、これらの機能の維持および増進を図るため、その保全に努めます。特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。

また、「北海道自然環境等保全条例」により指定された笹流自然景観保護地区について、今後とも適切な保全に努めます。

○ その他緑地

その他緑地は、市街地の北東部から東部に広がる山岳地や、市街地と山岳地の間に広がる丘陵地などに分布し、都市環境の保全に寄与していることから、風致地区や特別緑地保全地区の指定などを検討していきます。

笹流ダム周辺やトラピスチヌ修道院周辺については、今後とも豊かな自然環境や生態系の保全を図ります。なかでも、笹流ダム周辺については、市民や観光客に親しまれるレクリエーションの場または自然体験・学習ふれあいの場として、自然環境と共生した土地利用を図ります。

○ 既存集落および既存住宅地

市街化調整区域として都市計画が決定される以前に形成された既存集落および既存住宅地については、それぞれの地区の特性に応じ、基盤整備を段階的に進め、今後とも周辺環境と調和した住宅地の維持に努めます。

「北海道自然環境等保全条例」に基づき指定された東山別荘地区については、良好な自然環境を有していることから、今後とも自然環境と共生した土地利用の保全に努めます。

亀尾地区については、主要道道函館南茅部線や一般道道米原古川線の沿道の区域を中心に、今後とも周辺の営農環境と調和した土地利用を図ります。

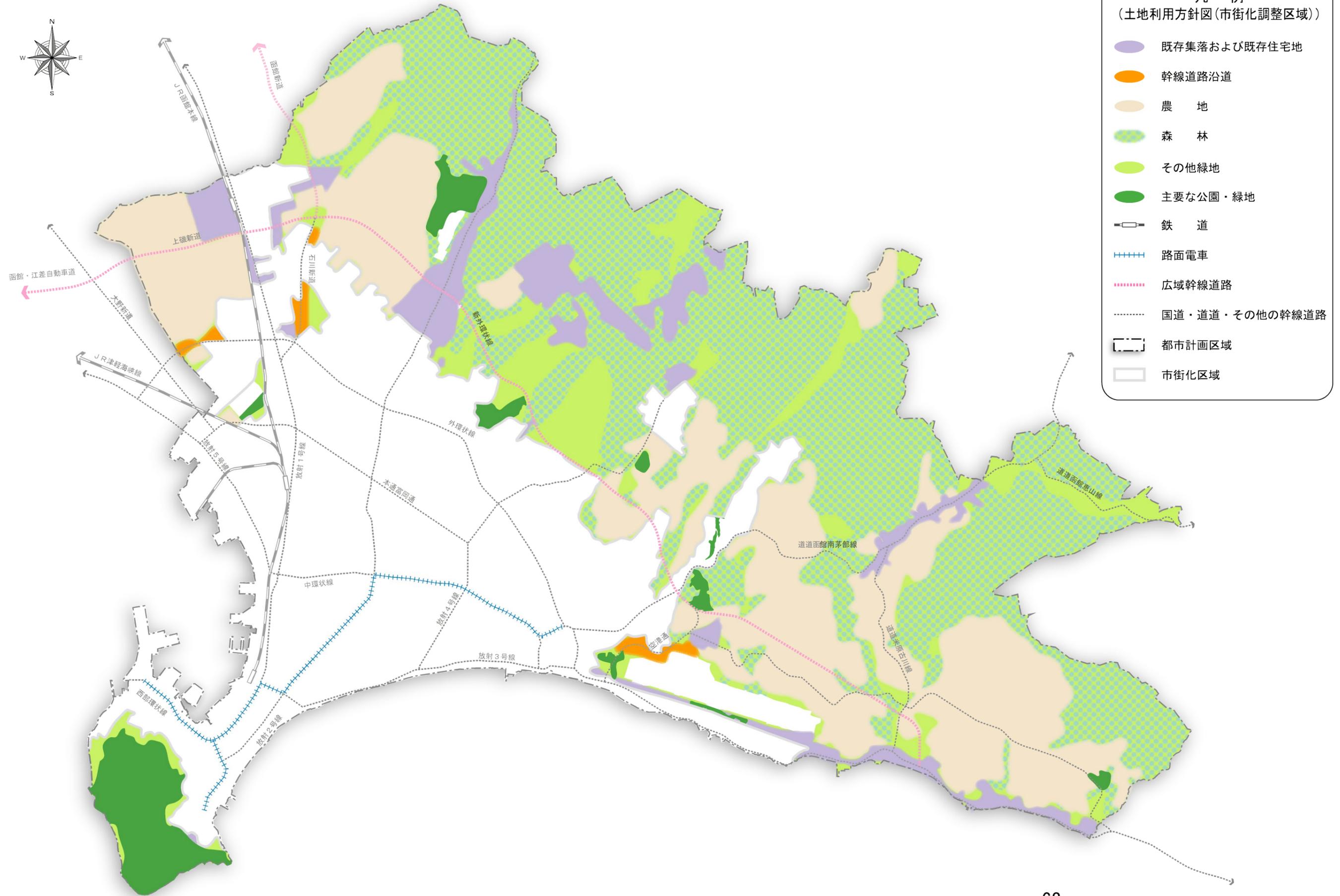
「函館市都市計画法施行条例」等に基づき定められた函館空港南地区については、今後とも住宅と漁業や水産関連施設等とが調和した土地利用を図ります。

○ 幹線道路沿道

石川新道や外環状線，函館空港から放射 3 号線に連絡する空港ターミナル通や空港通の各沿道においては，今後とも交通利便性の高さを生かしつつ，周辺環境と調和した流通業務系施設や沿道サービス系施設の立地について，個別にその妥当性等を判断し適切な土地利用を図ります。

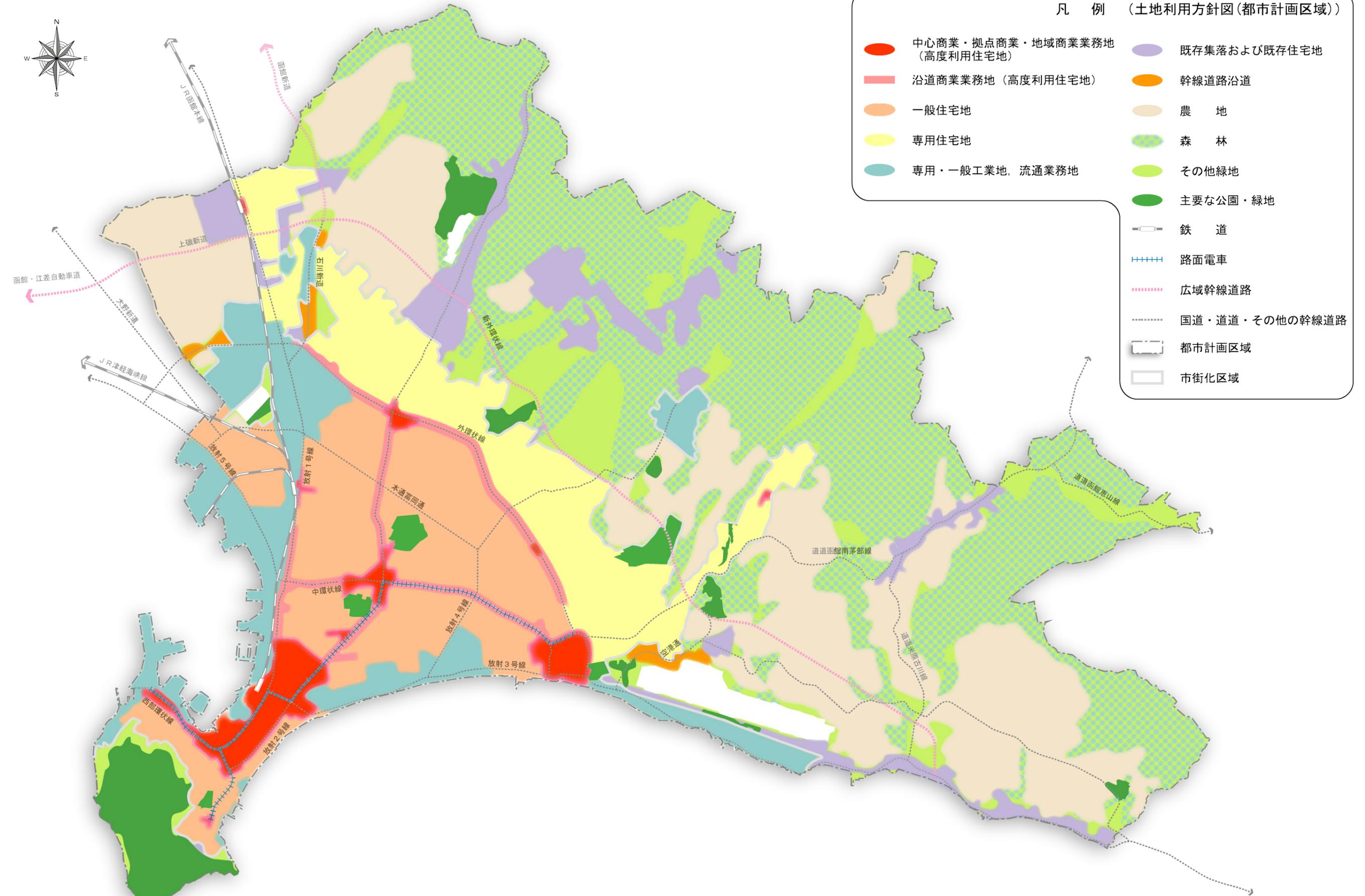
白紙ページ

土地利用方針図(市街化調整区域)



白紙ページ

土地利用方針図(都市計画区域)



白紙ページ

(7) 都市計画区域外の土地利用方針

○ 農地

農地は、作物の生産機能のほか、保水・遊水機能や美しい田園風景の形成などの公益的機能を有していることから、これらの公益的機能の増進を図るため、その保全に努めます。

特に、集团的農用地や国営の土地改良事業など、各種農業投資が実施されている区域などについては、今後とも優良な農用地としてその保全に努めます。

○ その他緑地

その他緑地については、周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう、その保全に努めます。

○ 森林

森林の持つ公益的機能や木材生産機能の維持、増進を図るため、造林・保育事業の実施など適正な管理を進め、森林の保全を図ります。

特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。

○ 自然公園

市民の保健、休養、教育の場であり、観光資源でもある自然公園については、優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。

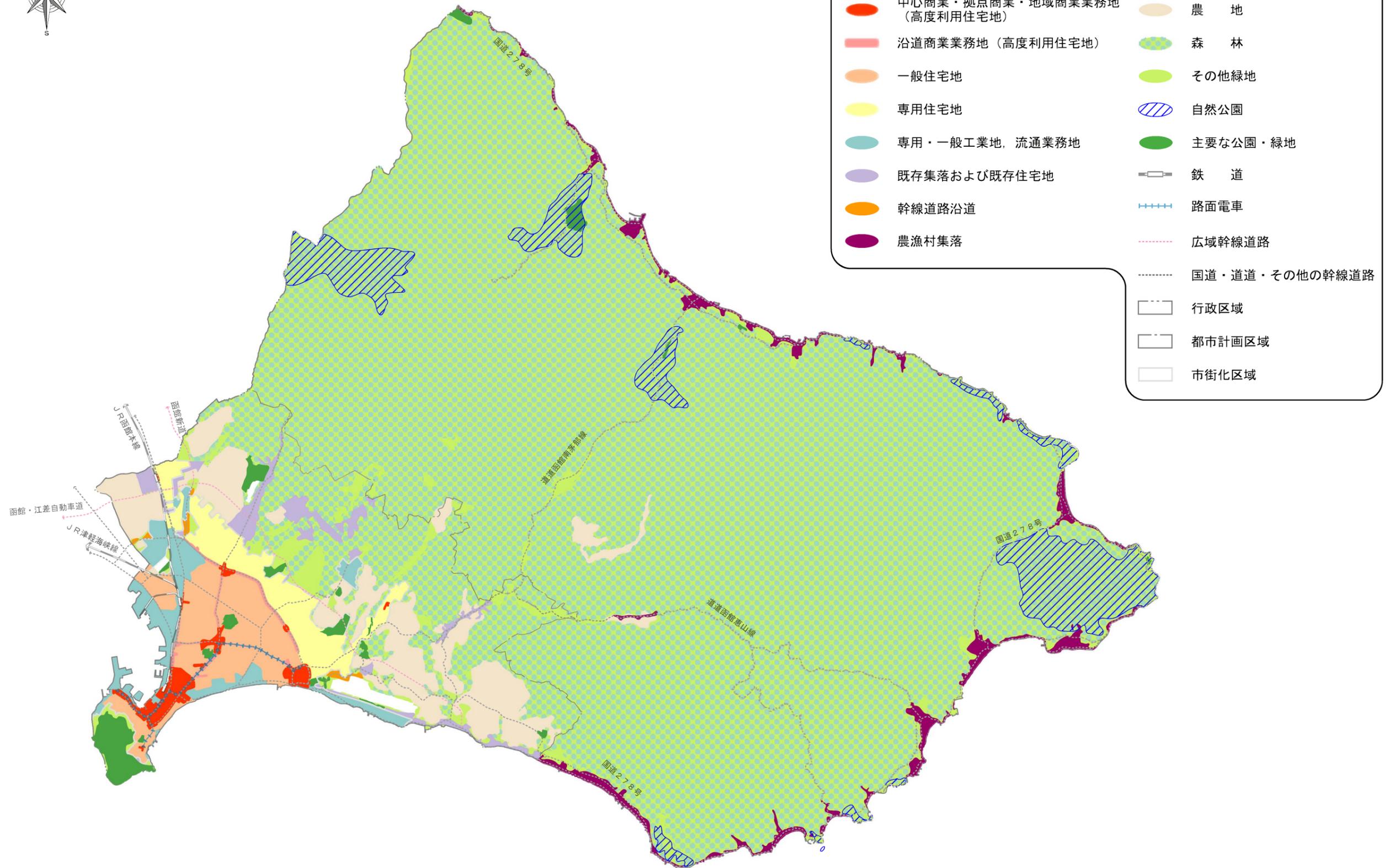
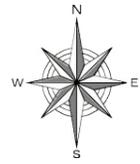
○ 農漁村集落

農村集落については、豊かな自然や美しい景観を保全するとともに、農業生産基盤の整備を進め、農地の有効活用を図ります。

海岸沿いの国道・道道の沿道およびその背後地には、漁業を主要な産業とする集落が形成されていることから、生活利便施設の維持を図るとともに、漁港など漁業生産基盤の整備を進めます。

白紙ページ

土地利用方針図(全市域)



白紙ページ

2 都市施設整備の方針

(1) 道路

産業・経済活動を支えながら、安全・安心で快適な暮らしを実現するため、本市はもとより道南地域全体の広域的な高速交通ネットワークを形成する、広域幹線道路の整備を促進するとともに、都市の骨格道路網を形成する幹線道路等の整備を進めます。

また、高齢化の進行など社会状況の変化に対応した、歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、地域特性に応じた交通環境の整備を図ります。

① 広域幹線道路の整備

道南地域全体における、安全・安心な生活と活発で円滑な経済活動を確保するため、高速交通ネットワークを形成する広域幹線道路である北海道縦貫自動車道や函館・江差自動車道の整備促進を図るとともに、これらの路線に接続し、高速交通ネットワークの一翼を担う新外環状線（函館インターチェンジ～古川町）の整備を促進します。

② 幹線道路の整備

- ・ 函館圏都市計画区域において、骨格道路網を形成する主要幹線道路などの整備を進めるとともに、新外環状線と港湾との連結性が高まるよう、環状機能を有する本通富岡通の放射5号線までの延伸に向けた検討を進めます。

さらに、幹線道路等については、都市内交通環境を踏まえながら、各道路機能や周辺道路の整備状況に応じて段階的に整備を進めるほか、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めます。

また、農漁村集落の特性を生かした観光イベントの開催等を通じて市街地に居住する市民との活発な交流が図られるよう、相互を結ぶ幹線道路の整備や地区内における交通環境の改善を図るための幹線道路の整備を進めます。

- ・ 都市計画決定後、長期に渡り事業未着手の都市計画道路については、将来都市像や社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を総合的に点検・検証し、計画の変更や廃止を含めた見直しを進めます。
- ・ 国、道および市が連携と役割分担を図りながら、渋滞対策プログラム等に基づき、通勤時の公共交通利用促進や時差出勤、交差点改良等、各種の交通需要マネジメント施策による都市内交通の円滑化を図るとともに、自家用車そのものを賢く使用する方向への転換を促すモビリティマネジメント施策[※]の展開に取り組み、自家用車に過度に依存しない都市交通の実現に努めます。

※ モビリティマネジメント施策とは、多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取り組み。

③ 生活道路の整備

道路交通の利便性・快適性を高めるため、未整備の市道については地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい市道の2次改築を推進します。

④ 歩行者道・自転車道の整備

誰もが歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりに対応した安全でゆとりのある歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備や防護柵の設置を推進するとともに、歩道の段差解消などバリアフリー化を進めます。特に通学路については、児童生徒の安全確保のため優先的な整備を進めます。

また、排気ガスや騒音を出さず、地球温暖化対策として期待される都市内交通手段である自転車の安全な走行空間の確保のため、自転車の通行環境の整備を進めます。

⑤ 町並みと調和した道路空間の創出

石畳等による道路の整備や街路樹の植栽、無電柱化を進め、町並みと調和し、うるおいのある開放的な道路空間の創出を図ります。

(2) 公共交通

低炭素型都市構造への転換が求められているなかで、地球環境への負荷の低減に繋がる、持続可能でコンパクトなまちを目指し、誰もが容易に移動できるよう、公共交通の維持・充実に努めます。

① 鉄道

平成27年度末までの北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）の開業を見据え、市民や観光客などの新幹線利用者にとって最も利便性の高いアクセス方式を確立できるよう、新函館（仮称）駅で新幹線と在来線とをスムーズに乗り換えるための、ダイヤ編成や同一ホームでの乗り換え方式等の検討を進めるとともに、リレー列車にふさわしい新型車両の導入等について検討します。

② 路面電車・路線バス等

- 市街化区域においては、公共交通利用者の利便性を確保するため、拠点間を効率的に移動できるとともに生活利便施設などへ容易にアクセスできる、バス路線網の再構築と地域循環バスの拡充について検討します。
- 市街化調整区域や東部地区などにおいては、高齢者などの交通弱者をはじめとする、公共交通利用者の足の確保に対応した、安定的な移動手段が確保されるよう、地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。

- ・ 路面電車・バス・鉄道などの円滑な乗り継ぎが可能となる乗換ターミナル等の整備を検討し、公共交通の有機的なネットワーク化を進めます。
- ・ 高齢者、障がい者等が都市内を円滑に移動等できるよう、低床電車や低床バスを導入するほか、停留所のバリアフリー化を進めるとともに、利用者の快適性を確保するため、停留所の上屋設置を推進します。
- ・ 自家用車利用から公共交通利用への転換を図るため、都市内を円滑かつ手軽に移動できるよう、路面電車延伸、パークアンドライド、公共交通料金均一化等のマルチモーダル施策* の検討を進めます。

(3) 港湾

道南の物流を支え、国内外の海上輸送網の拠点となっている、重要港湾である函館港の港湾施設の整備拡充を進めるとともに、国際・観光交流拠点にふさわしい美しい港湾環境の充実に努めます。また、榎法華港については、水産業を中心に地域を支える地方港湾として、今後も安全・安心な施設利用が図られるよう港湾機能の向上に努めます。

① 港湾施設の充実

a) 物流機能の拡充・強化

道南の流通拠点として物流の効率化を図るため、外貿コンテナ等の物流機能の拡充強化を図るヤード等の整備を進めるとともに、北海道と本州を結ぶフェリー輸送機能をより強化するため、フェリーふ頭の整備を進めます。

b) 国際水産・海洋に関する拠点空間の形成

地域特性を生かした国際的な水産・海洋に関する学術研究拠点の形成を図るため、調査研究船の係留施設やアクセス道路等の整備を進めます。

c) 国際観光・交流拠点の形成

国内外からの観光クルーズ需要に対応し、国際観光都市としてにぎわいと魅力ある空間形成を図るため、停泊施設としての旅客船ふ頭の整備を促進します。

d) 臨港交通体系の整備

港湾施設の有機的連携と交通円滑化を図るため、幹線臨港道路の整備を促進するとともに臨港地区内における臨港道路の整備を進めます。

e) 防災機能の向上

人々の安心な生活を支えるため、震災等の災害時における緊急物資輸送等に資する耐震性の高い港湾施設を整備し、防災機能向上を図ります。

※ マルチモーダル施策とは、良好な交通環境を作るために、航空、海運、水運、鉄道など、複数の交通機関と連携し、都市での過度の車の使用を抑制する総合的な交通施策。

f) 榎法華港の機能向上

榎法華港においては、防波堤での越波が著しく、漁船の係留等に支障を来たしていることから、港湾施設利用者の安全を確保するための越波対策や老朽化した施設の更新等、港湾機能の向上に努めます。

② 港湾環境の充実

港湾景観の向上と憩いとやすらぎを実感できる親水空間の充実を図るため、緑の島をはじめとするウォーターフロント等の緑地整備を進めるとともに、港内の施設整備にあたっては、函館山からの景観に配慮するなど、自然と歴史に育まれた函館港の魅力を維持するみなとづくりを推進します。

(4) 空港

空港施設の機能を保持し、航空機の安全な運行を確保するため、既存施設の更新・改良等を促進するとともに、国際・国内航空路線の拡充等に対応可能な空港機能の充実や空港周辺的环境整備を進めます。

① 空港施設の機能保持

老朽化が進んでいる基本施設（滑走路、誘導路等）、無線施設・航空灯火等の航空保安施設等の更新・改良等を促進するとともに、空港の快適性や利便性の向上を図りつつ、将来の航空需要に対応したターミナル機能の充実に努めます。

② 空港周辺的环境整備

空港周辺の良好な生活環境を保全するため、住宅や教育施設等の騒音防止対策を進めるとともに、緩衝緑地帯の整備など、空港周辺的环境整備を促進します。

(5) 公園緑地

緑豊かな美しい都市づくりを進めるために、函館山緑地から広域公園までの主要な緑の拠点間を結ぶ本市の骨格的な軸となる都市公園の整備と緑環境の保全を図るとともに、都市にうるおいを与える緑化の推進等に努めます。

① 都市公園等の整備

- ・ 公園については、市民の憩いや休息、文化やスポーツ・レクリエーション活動の場といった様々な機能や市民ニーズを踏まえつつ、地区のバランスを考慮した多様な整備に努めます。

- ・ 整備が完了している既存の公園や緑地については適切な維持管理に努めます。また、特に施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し市民や利用者の意見を尊重しながら、自然とのふれあいの場や癒しの場、多様なレクリエーションニーズに対応できる場として、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインを導入しながら、誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めます。

② 身近なオープンスペースの確保

ゆとりある都市空間の形成を図るため、広幅員道路（広路）などの既存施設や公共空地の有効活用を進め、身近なオープンスペースの確保に努めます。

③ 緑環境の保全

市街地の隣接地にあって良好な自然環境が残されている、函館山緑地については、自生植物や野鳥などに十分配慮し、優れた自然環境および生態系の保護・保全を図りながら、散策路や休憩施設の整備、旧要塞跡地の活用等を検討し、市民と観光客に親しまれる緑地としての魅力の向上を図ります。

また、「北海道自然環境等保全条例」に基づき、環境緑地保護地区として指定された放射1号線沿道の亀田松並木および陣川の樹林地や市街化区域内における柳町・本通地区の保安林については、今後とも、その保全に努めます。

④ 緑化の推進

道路の緑化については、多様な樹種の導入やその植栽方法を工夫し、緑豊かな並木や花・紅葉など、季節の変化を楽しめる快適な道路空間の創出を図ります。

また、花と緑あふれるうるおいとやすらぎに満ちた都市空間の形成を図るため、公共用地の緑化を進めるとともに、ボランティア・サポート・プログラムや沿道花いっぱい運動などにより、市民協働による緑化を推進するほか、民有地の自発的な緑化活動を促す仕組みづくりについて検討します。

(6) 下水道

快適な生活環境の維持向上と公共用水域の水質の保全を図るため、下水道の整備を進めるほか、環境負荷の軽減を図るため、下水道の資源やエネルギーの有効活用を進めます。

① 下水道施設の整備

幹線管渠きょくなどの整備を進めるとともに、処理場やポンプ場の機能向上に努めます。

また、下水道施設の安定的な稼働により、下水処理を確実にを行うため、計画的な施設の延命化や更新に努めます。

② 合流式下水道の改善

公共用水域の水質の保全や公衆衛生上の安全を確保するため、合流式下水道の放流水の水質改善を推進します。

③ 資源およびエネルギーの有効活用

下水道の資源やエネルギーの有効活用を図るため、下水を処理する際に発生する汚泥や消化ガスの利用を進めるとともに、下水処理水の有効活用について検討します。

(7) 河川・海岸

河川については、河川の氾濫などによる災害から生命・財産を守り、市民が安心して暮らせるような整備を進めるとともに、うるおいと安らぎを与える水辺環境の保全・創出を図るほか、流域の本来有している保水・遊水機能を生かした、総合的な治水対策に努めます。

また、海岸については、高潮・波浪などの海岸災害から国土を保全するため、海岸保全施設の設置を進め、海浜の維持・回復を図るとともに、美しい景観、長い海岸線を都市発展の資源として有効活用できる環境づくりを進めます。

① 河川の整備・保全

- ・ 治水安全度の向上を図るため、積極的な河川改修を進めます。その実施にあたっては、地域住民との合意形成を図りつつ、治水上支障のない限り河畔林や現況河床を保全するなど、多自然川づくりを進め、治水と自然環境が調和した良好な河川環境となるよう努めます。
- ・ 河川の緑化などにより、河川が有する生態系に配慮した水辺空間の創出に努めるとともに、人と川とのふれあいの場としての親水性の向上を図るため、緩傾斜護岸などの整備に努めます。
- ・ 既に整備が完了している主要な河川については適切な維持管理に努めます。

② 海岸の整備・保全

海岸については、本市の重要な水産資源であるコンブ、ウニ、アワビ等の育成の場であり海辺空間における自然とのふれあいの場やレクリエーションの場にもなっているなど、様々な公益的機能を有していることから、これらの機能の増進を図るため、市民が親しめる水辺空間としての整備を関係機関に働きかけるとともに、海岸保全施設の設置を促進し、その保全に努めます。

(8) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、円滑な都市活動を支え、安全で快適な都市の生活環境の保全などを図るために必要な施設であることから、その適切な維持等に努めます。

① 廃棄物処理施設の維持・更新

- ・ 廃棄物の適正処理や生活環境の保全・向上を図るため、リサイクル施設やごみ焼却工場などの廃棄物処理施設の適切な維持管理や施設の更新に努めます。
- ・ 循環型社会の形成や環境負荷の軽減を図るため、ゴミ焼却工場の廃熱エネルギーの有効活用を図るとともに、そこから搬出される焼却灰の再利用について検討します。

② 廃棄物処理施設の立地

廃棄物処理施設については、周辺環境の保全を図るとともに、廃棄物の再生利用および適正処理を推進するため「函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱」に基づき立地を図ります。

(9) 合併処理浄化槽

公共下水道の処理区域外の地域については、自然環境に配慮するとともに、良好な住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。

白紙ページ

都市施設の整備方針図



凡例 (都市施設の整備方針図)

-  都市計画区域
-  市街化区域
-  広域幹線道路
-  主要幹線道路
-  その他の幹線道路等
-  路面電車
-  鉄 道
-  広 路
-  歩行者専用道路
-  主要な河川
-  主要な公園・緑地
(施設系緑地を含む)



白紙ページ

3 都市環境の方針

(1) 都市防災の方針

大規模な地震や津波，火災，集中豪雨等の災害発生時の被害を最小限に食い止めるために，木造老朽密集家屋の解消や空き家対策，建築物の耐震化などにより市街地の安全性の向上に努めるとともに，河川改修，急傾斜地対策など自然災害対策の充実に努め，災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。

① 災害に強い市街地の形成

- ・ 市街地では，総合的な建築物等の安全対策を推進することが重要となることから，特に，公共性の強い建築物や不特定多数の人が利用する建築物については，所有者からの定期的な報告を求めることにより，その建物の防災設備の状況を確認するとともに，耐震診断や耐震改修の実施状況を把握するほか，必要に応じて，防災・耐震性能の向上にかかる指導・助言等を行います。
- ・ 耐震基準に満たない木造家屋については，耐震診断や耐震改修の支援を行うなど，その耐震化に努めるほか，災害時の避難経路を確保するため，屋外広告物等の落下防止やブロック塀の倒壊防止などの対策について，普及・啓発を進めます。
- ・ 所有者不明などの理由により，適切な維持管理や解体が望めない老朽の著しい空き家は，災害時に倒壊し易いほか，不審火により出火のおそれがあることから，その取り壊しを含めた防災対策について検討します。
- ・ 木造老朽家屋が密集する市街地については，防災性の向上を図るため，地域の実情に応じた地区計画の活用などにより，狭あい道路の拡幅を進めるとともに，公園・オープンスペースの確保に努めます。

② 防災拠点の整備

- ・ 広域避難地となる大規模な公園や緑地の整備に努めるとともに，避難所となる施設については，施設の耐震化・不燃化を進めます。また，災害時の救援・救護といった応急活動の中核となる学校，庁舎等の公共施設や病院等の公益施設についても施設の耐震化等を進め，施設の機能確保に努めます。

③ 災害に強い都市施設の整備

- ・ 災害発生時の避難，救護，消防活動等に重要な役割を果たす道路や橋りょうのほか，津波や洪水の防御に必要な河川や海岸施設，緊急物資輸送等に必要な港湾施設については，計画的な整備等を進めます。
- ・ ライフラインとして必要不可欠な上下水道や都市ガスについては，災害発生時においてもその機能が維持されるよう，耐震性の向上に努めます。

④ 水害・土砂災害対策の充実

- ・ 森林は、土石流などの土砂災害を防止する機能のほか、保水機能により洪水を防止する効果を持つことから、その保全に努めます。また、農地は、遊水機能により洪水を防止する効果を持つことから、その保全に努めます。
- ・ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。
- ・ がけ崩れや、土砂の流出が生じるおそれがある東中部地区の宅地造成工事規制区域については、宅地造成工事に関する規制を行うことにより災害防止に努めます。

⑤ 火山災害対策の充実

- ・ 恵山のほか、本市に近接する駒ヶ岳は、活火山として位置付けられており、これらの活火山の噴火等により、火山災害の危険がある地域については、防災関係機関との連携による火山活動の観測体制の充実や火山情報の収集を行うなどの予防対策に努めるほか、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図ります。

(2) 景観形成の方針

本市は、我が国最初の国際貿易港として開港し、いち早く諸外国の文化を取り入れて形成された特有の歴史的景観のほか、函館山や美しい海岸線、恵山道立自然公園などの豊かな自然景観や函館山からの夜景など、都市にうるおいをもたらす大きな魅力を有していることから、今後も、市民共有の財産として、その保全・整備を進めるとともに、都市がうるおいや彩りをもった空間となるよう景観誘導を図り、魅力ある景観形成に努めます。

① 都市景観形成の推進

- ・ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」、「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」、「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。

- ・ 都市景観形成に関して配慮が求められる行為に対し、専門的立場から技術的アドバイスを行う景観アドバイザー制度等の活用により、景観誘導を図るほか、函館駅前・大門地区については、函館の顔にふさわしい都市空間を創出するための手法について検討します。
- ・ 景観協定を結んだ地域住民や都市景観の形成に寄与すると認められる市民団体を支援することにより、市民が主体となった景観形成活動を促進します。
- ・ 都市景観の形成に対する市民との情報の共有化および景観に対する意識の醸成が図られるよう、景観形成に関する情報発信の強化に努めます。

② 歴史的景観の保全・整備

- ・ 都市景観形成上、特に重要な地域である西部地区の都市景観形成地域においては、本市の誇るべき歴史的景観を後世に伝え残していくため、景観計画に定める、景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項等の見直しにより、積極的な景観誘導を図ります。
- ・ 歴史的景観を形成する指定建造物等については、老朽化や所有者の高齢化などにより維持保全が困難なものもみられるようになってきたことから、規模・構造・用途といった個々の特性に応じ、保全・活用の方法および助成制度の検討やNPO等の民間組織と連携した保全システムの構築に取り組みます。
- ・ 歴史的景観を「まもり、そだて、つくり」あげていくために、伝統的建造物および景観形成指定建築物等以外の歴史的な建築物や歴史的景観に配慮して建てられた建築物について、登録・誘導建築物制度の導入を検討するとともに、上下和洋折衷・洋風等の函館らしい町家などで構成する歴史的な町並みの保全・形成に向け、建築物等の外観誘導や空き地・空き家の解消を図るため、支援策の拡充や新たな支援方法について検討します。

③ 自然景観の保全

- ・ 本市には、市民に親しまれている函館山をはじめ、袴腰岳から恵山に至る山岳地のほか、津軽海峡や太平洋に面した海岸線など、優れた自然景観を有していることから、景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。

特に、函館山山麓地域については、「都市計画法」に基づく高度地区や「函館市函館山山麓地域における建築物の高さに係る指導要綱」に基づく保全区域に指定しており、今後とも、これらの適切な運用により、函館山の眺望景観の保全に努めます。

- ・ 魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため、函館山山頂をはじめ、良好な眺望点の維持に努めます。

④ 夜景の保全・創出

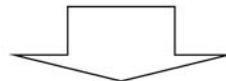
- ・ 函館山からの夜景は、本市の魅力として欠かすことのできない景観となっていることから、歴史的景観を形成している建築物等、夜景の魅力向上に資するものについては、ライトアップ施設の整備を進めるなど、新たな魅力の創出に努めます。
- ・ 夜景の重要な要素となっている住宅や業務施設、街路灯などの灯具のほか、沿岸のイカ釣り漁船の集魚灯などについては、LED等の環境負荷の少ない光源への転換を進め、地球環境に配慮しつつ魅力的な夜景の保全に努めます。

第4章 地区別方針

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって



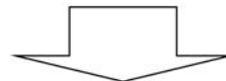
第1章 都市の概況



第2章 まちづくりの基本方向



第3章 まちづくりの方針



第4章 地区別方針

- 1 地区区分
- 2 地区別まちづくりの方針

1 地区区分

各地区がそれぞれもつ特性を生かし、各地区にふさわしいまちづくりを進めていくため、市域をいくつかの地区に区分し、地区毎に概要・課題やまちづくりの方針を示すこととします。

地区の区分については、まず、「新函館市総合計画」の地区区分を踏まえ、市域を6地区に区分します。そして、この6地区を、市街化区域、市街化調整区域および都市計画区域外に区分するとともに、東部4支所管内については、まちの成り立ちを踏まえ、支所ごとに区分します。その結果、以下に示すとおり、全部で15地区に区分することとなります。

個別の地区別方針では、地区固有の概要・課題を整理するとともに、これらを踏まえたまちづくりの方針を示します。

地区区分および細区分図



地区区分別町名対応表

地区区分	地域特性		細区分	町名
1 西部地区	都市計画区域	市街化区域	A	入舟町・船見町・元町・青柳町・谷地頭町・住吉町の各一部、弥生町、弁天町、大町、末広町、宝来町、東川町、豊川町、大手町、栄町、旭町、東雲町、大森町、松風町、若松町
		市街化調整区域	B	入舟町・船見町・元町・青柳町・谷地頭町・住吉町の各一部、函館山
2 中央部地区	都市計画区域	市街化区域	—	千歳町、新川町、上新川町、海岸町、大縄町、松川町、万代町、亀田町、大川町、田家町、白鳥町、八幡町、宮前町、中島町、千代台町、堀川町、高盛町、宇賀浦町、日乃出町、的場町、時任町、杉並町、本町、梁川町、五稜郭町、柳町、松陰町、人見町、金堀町、乃木町、柏木町
3 東中部地区	都市計画区域	市街化区域	A	戸倉町・高丘町・滝沢町・見晴町・鈴蘭丘町・上湯川町・銅山町・高松町・志海苔町・瀬戸川町・赤坂町・銭亀町の各一部、川原町、深堀町、駒場町、広野町、湯浜町、湯川町1丁目、湯川町2丁目、湯川町3丁目、榎本町、花園町、日吉町1丁目、日吉町2丁目、日吉町3丁目、日吉町4丁目、上野町、西旭岡町1丁目、西旭岡町2丁目、西旭岡町3丁目、根崎町
		市街化調整区域	B	戸倉町・高丘町・滝沢町・見晴町・鈴蘭丘町・上湯川町・銅山町・鱒川町・庵原町・鉄山町・高松町・志海苔町・瀬戸川町・赤坂町・銭亀町の各一部、旭岡町、亀尾町、米原町、東畑町、中野町、新湊町、石倉町、古川町、豊原町、石崎町、鶴野町、白石町
	都市計画区域外	C	鱒川町・庵原町・鉄山町の各一部、寅沢町、三森町、紅葉山町、蛾眉野町	
4 北東部地区	都市計画区域	市街化区域	A	神山町・東山3丁目・赤川1丁目・北美原3丁目・石川町の各一部、富岡町1丁目、富岡町2丁目、富岡町3丁目、中道1丁目、中道2丁目、山の手1丁目、山の手2丁目、山の手3丁目、本通1丁目、本通2丁目、本通3丁目、本通4丁目、鍛冶1丁目、鍛冶2丁目、陣川1丁目、陣川2丁目、神山1丁目、神山2丁目、神山3丁目、東山1丁目、東山2丁目、美原1丁目、美原2丁目、美原3丁目、美原4丁目、美原5丁目、北美原1丁目、北美原2丁目、昭和1丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、昭和4丁目、亀田本町
		市街化調整区域	B	陣川町・神山町・東山町・東山3丁目・赤川1丁目・亀田中野町・北美原3丁目・水元町・石川町の各一部、赤川町
	都市計画区域外	C	陣川町・東山町・亀田中野町・水元町の各一部、亀田大森町	
5 北部地区	都市計画区域	市街化区域	A	桔梗町・桔梗2丁目・西桔梗町・昭和町の各一部、浅野町、吉川町、北浜町、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、追分町、桔梗1丁目、桔梗3丁目、桔梗4丁目、桔梗5丁目、亀田港町
		市街化調整区域	B	桔梗町・桔梗2丁目・西桔梗町・昭和町の各一部
6 東部地区	都市計画区域外		(戸井地区)	小安町、小安山町、釜谷町、汐首町、瀬田来町、弁才町、泊町、館町、浜町、新二見町、原木町、丸山町
			(恵山地区)	日浦町、吉畑町、豊浦町、大洞町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町、高岱町、日ノ浜町、古武井町、恵山町、柏野町、御崎町
			(楸法華地区)	恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町、鏡子町
			(南茅部地区)	古部町、木直町、尾札部町、川汲町、安浦町、臼尻町、豊崎町、大船町、双見町、岩戸町

2 地区別まちづくりの方針

(1) 西部地区A

① 地区の概要

本地区は、市街化区域の南西部に位置し、本市の発祥の地である函館山麓から函館駅前周辺に広がる市街地です。土地利用については、函館駅前・大門地区、元町・末広地区、都市活動軸沿線および路面電車沿線で商業系が比較的多く、臨港地区およびその周辺で工業系が比較的多いほか、その他では概ね住居系となっています。

本地区には、旧函館区公会堂やハリストス正教会をはじめ、歴史的町並みなどの文化遺産を擁する観光拠点である元町・末広地区があるほか、商業・業務拠点であり、本市における交通の要衝でもある函館駅前・大門地区があります。

② 地区の課題

本地区においては、人口減少と高齢化、中心市街地の空洞化、さらに地区の一部における木造老朽家屋の密集が課題になっているほか、路面電車沿線などにおける居住機能の集積および公共交通の維持・充実、路面電車沿線および弁天地区や谷地頭地区などにおける生活利便施設の維持・充実、函館山山麓における歴史的景観の保全・整備、弁天地区における国際的な水産・海洋に関する学術研究拠点の形成、若松地区における大型旅客船ふ頭の整備のほか、空き家・空き地の利活用などが求められています。

③ まちづくりの方針

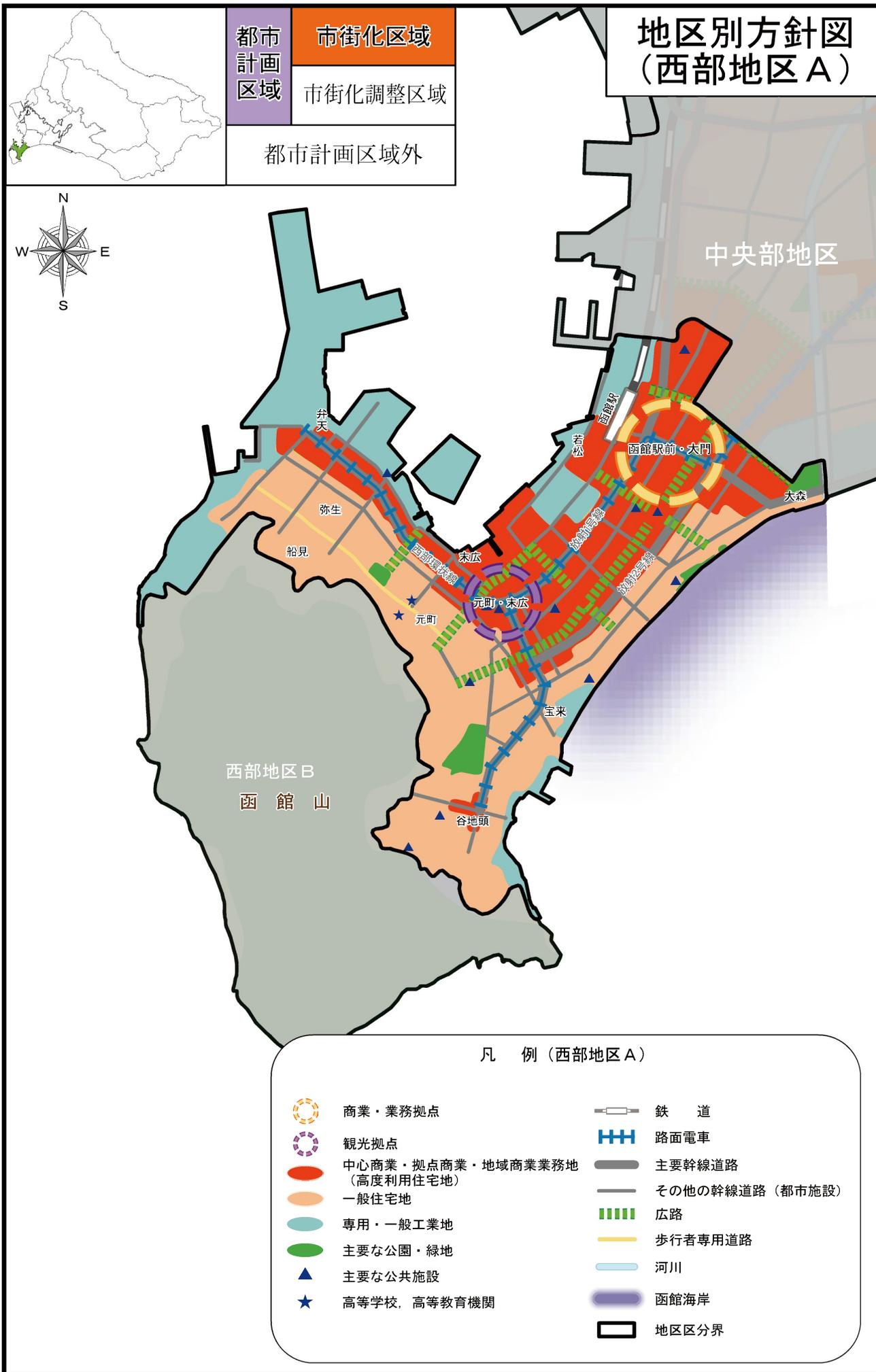
【 西部地区 A 】		
土地 利用 の方 針	市 街 化 区 域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住居系市街地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 函館駅前・大門地区および元町・末広地区ならびにその周辺地区には、高密度での土地利用を促進する高度利用住宅地を配置し、整備済みの都市施設や公共施設など社会資本ストックの有効活用を図りながら、多様な都市機能と複合した街なか居住を推進します。 ○ 放射1号線、放射2号線の各路線の沿道には、高密度での土地利用を促進する高度利用住宅地を配置し、容積率の緩和制度を活用した街なか居住の推進などにより、土地利用の高度化を図ります。 ○ その他の区域については、低層住宅と中層住宅が中心となり中密度での土地利用を促進する一般住宅地を配置し、地区の特性を踏まえた生活利便施設等が立地する良好な住環境の形成を図ります。 ○ 船見、弥生、元町などの函館山麓地域は、狭小宅地や細街路による建て詰まり、さらには老朽家屋の増加など多くの課題を抱えている一方で、数多くの歴史的建造物が立地している地域であることから、異国情緒豊かな歴史的景観の保全・整備に努めるとともに、その歴史的環境との調和に配慮しながら、居住環境の改善やオープンスペースの確保に努めます。 ■ 商業系市街地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 函館駅前・大門地区に中心商業業務地を配置し、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進するほか、新幹線時代を見据え、函館の顔にふさわしい広域的な商業・業務拠点としてのにぎわいを創出するため、函館駅前市有地の有効活用や商店街の活性化を進めるとともに、多様な都市機能の集積や複合化を図ります。 ○ 函館駅前・大門地区においては、市街地再開発事業の促進や空き地・空きビル・空き店舗の利活用などにより、商業・業務・医療・福祉・居住などの都市機能の集積・向上を進め、中心市街地の再生を図ります。 ○ 函館駅前・大門地区において、高い容積率を指定している地域については、今後とも都市機能の維持・充実と合理的な土地利用を図るため、施設の複合化・高層化など土地の高度利用を促進します。 ○ 元町・末広地区には、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進する拠点商業業務地を配置し、観光商業系の拠点として、利便性や快適性に富んだ観光商業地としての土地利用を進めます。 ○ 弁天、谷地頭地区に地域商業業務地を配置し、地区の特性を踏まえた生活利便施設等の維持・充実を図ることにより、当該地区を核とする日常生活圏を維持します。 ■ 工業・流通業務系市街地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 函館港に面する弁天地区については、中密度での土地利用を基本とする専用工業地を配置し、造船や食品加工など、地区の特性に応じた製造業を主体とした工業に専用化した土地利用を図ります。 ■ その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模公共公益施設については、誰もが容易に利用可能となるよう、公共交通の便が良い都市活動軸沿線および函館駅前・大門地区に集約します。 ○ 函館駅前・大門地区および元町・末広地区ならびにその周辺と、都市活動軸沿線や路面電車沿線のほか、放射1号線、放射2号線、西部環状線の各沿道は生活利便性や交通利便性が高い地区であることから、空きビル・空き店舗の利活用など、既存ストックの活用を図るとともに、各種居住支援策の導入検討、空き地・空き家の利活用、公営住宅の整備などを進め、居住機能の集積を図ります。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅、工場等の混在により工業系の用途地域が指定されている地区については、都市全体の都市機能の配置や周辺の土地利用などに配慮しながら、土地利用の動向や地区の特性を踏まえた用途転換、用途純化または用途の複合化を進めます。 ○ 住居系市街地のうち広範囲に準防火地域が指定されている地区については、準防火地域指定の必要性について検証し、必要に応じた見直しを行います。 ○ 大規模集客施設が商業業務地以外の地域に立地することにより、中心市街地の空洞化が一層進行するなど、都市構造に様々な影響を与えるおそれがあることから、中心市街地活性化基本計画の見直しに併せ、特別用途地区や地区計画等を活用し、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限します。 ○ 函館港の臨港地区については、港湾計画に基づき、港湾の機能を十分に確保し、その利用の増進を図るために必要な範囲を指定します。 ○ 弃天地区においては、国際水産・海洋総合研究センターを整備し、国や道などの研究機関の誘致等を進め、本市の特性を生かした国際的な水産・海洋に関する研究・交流空間の形成を図ります。
都市施設整備の方針	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路については、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか、未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。 ○ 函館山麓地域や函館駅前・大門地区については、うるおいのある開放的な道路空間の創出を図るため、景観に配慮した道路整備や街路樹の植栽、無電柱化などの整備を進めます。 ○ 安全でゆとりある歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備やバリアフリー化を進めるとともに、環境負荷の低減を図るため自転車通行環境の整備を進めます。 ○ 都市計画決定後、長期に渡り事業未着手の都市計画道路については、将来都市像や社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を総合的に点検・検証し計画の変更や廃止を含めた見直しを進めます。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道新幹線の開業を見据え、新幹線利用者にとって最も利便性の高いアクセス方式を確立できるよう、ダイヤ編成や新函館（仮称）駅における同一ホームでの乗り換え方式の検討を進めるとともに、リレー列車にふさわしい新型車両の導入等について検討します。 ○ 公共交通利用者の利便性を確保するため、拠点間を効率的に移動できるとともに生活利便施設などへ容易にアクセスできる、バス路線網の再構築と地域循環バスの拡充について検討します。 ○ 路面電車・バス・鉄道などの円滑な乗り継ぎを可能とする乗換ターミナル等の整備を検討し、公共交通の有機的なネットワーク化を進めます。 ○ 停留所のバリアフリー化や上屋設置を進めます。
	港湾	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若松地区においては、大型旅客船の入港に対応する、ふ頭の整備を進めるとともに災害時の緊急物資輸送等に資する耐震性の高い港湾施設の整備を促進します。 ○ 弃天地区においては、国際的な水産・海洋に関する学術研究拠点の形成を図るため、調査研究船の係留施設やアクセス道路等の整備を進めます。 ○ 弃天・末広地区においては、港湾景観の向上と憩いとやすらぎを実感できる親水空間の充実を図るため、ウォーターフロント等の緑地整備を進めます。

公園 緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公園については、市民の憩いや休息、文化やスポーツ・レクリエーション活動の場といった様々な機能や市民ニーズを踏まえつつ、地区のバランスを考慮した多様な整備に努めます。 ○ 整備が完了している既存の公園や緑地については適切な維持管理に努めます。また、特に施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインを導入しながら、誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めます。 ○ ゆとりある都市空間の形成を図るため、広幅員道路（広路）などの既存施設や公共空地の有効活用を進め、身近なオープンスペースの確保に努めます。 ■ 緑化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共用地の緑化を進めるとともに、ボランティア・サポート・プログラムや沿道花いっぱい運動などにより、市民協働による緑化を推進します。 	
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線管渠<small>きよ</small>などの整備を進めるとともに、ポンプ場の機能向上に努めます。 ○ 下水道施設の安定的な稼働により、下水処理を確実にを行うため、計画的な施設の延命化や更新に努めます。 ○ 公共用水域の水質の保全や公衆衛生上の安全を確保するため、合流式下水道の放流水の水質改善を推進します。
	河川・海岸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ○ 宝来地区から大森地区に至る函館海岸においては、市民が親しめる海洋性レクリエーション機能を有する水辺空間としての整備を関係機関に働きかけるとともに、海岸保全施設の設置を促進し、その保全に努めます。
都市環境の方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。 ○ 公共性の強い建築物や不特定多数の人が利用する建築物については、所有者からの定期的な報告を求めることにより、その建物の防災設備の状況を確認するとともに、耐震診断や耐震改修の実施状況を把握するほか、必要に応じて、防災・耐震性能の向上に係る指導・助言等を行います。 ○ 耐震基準に満たない木造家屋については、耐震診断や耐震改修の支援を行うなど、その耐震化を促進するほか、災害時の避難経路を確保するため、屋外広告物等の落下防止やブロック塀の倒壊防止などの対策について、普及・啓発を進めます。 ○ 所有者不明などの理由により、適切な維持管理や解体が望めない老朽の著しい空き家は、災害時に倒壊し易いほか、不審火により出火のおそれがあることから、その取壊しを含めた防災対策について検討します。
	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」、「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」、「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。

- 都市景観形成に関して配慮が求められる行為に対し、専門的立場から技術的アドバイスをを行う景観アドバイザー制度等の活用により、景観誘導を図るほか、函館駅前・大門地区については、函館の顔にふさわしい都市空間を創出するための手法について検討します。
- 景観協定を結んだ地域住民や都市景観の形成に寄与すると認められる市民団体を支援することにより、市民が主体となった景観形成活動を促進します。
- 都市景観形成上、特に重要な地域である都市景観形成地域においては、本市の誇るべき歴史的景観を後世に伝え残していくため、景観計画に定める、景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項等の見直しにより、積極的な景観誘導を図ります。
- 歴史的景観を形成する指定建造物等については、老朽化や所有者の高齢化などにより維持保全が困難なものもみられるようになってきたことから、規模・構造・用途といった個々の特性に応じ、保全・活用する方法および助成制度の検討やNPO等の民間組織と連携した保全システムの構築に取り組みます。
- 歴史的景観を「まもり、そだて、つくり」あげていくために、伝統的建造物および景観形成指定建築物等以外の歴史的な建築物や歴史的景観に配慮して建てられた建築物について、登録・誘導建築物制度の導入を検討するとともに、上下和洋折衷・洋風等の函館らしい町家などで構成する歴史的な町並みの保全・形成に向け、建築物等の外観誘導や空き地・空き家の解消を図るため、支援策の拡充や新たな支援方法について検討します。
- 函館山麓地域については、「都市計画法」に基づく高度地区や「函館市函館山麓地域における建築物の高さに係る指導要綱」に基づく保全区域に指定しており、今後とも、これらの適切な運用により、函館山の眺望景観の保全に努めます。





(2) 西部地区B

① 地区の概要

本地区は、函館山緑地が地区の大部分を占め、周囲をその他緑地が帯状に取り囲んでいます。これらの緑地は、良好な自然が保たれ、貴重な動植物の宝庫となっているほか、その山頂部が夜景の眺望点として本市における有数の観光資源ともなっています。

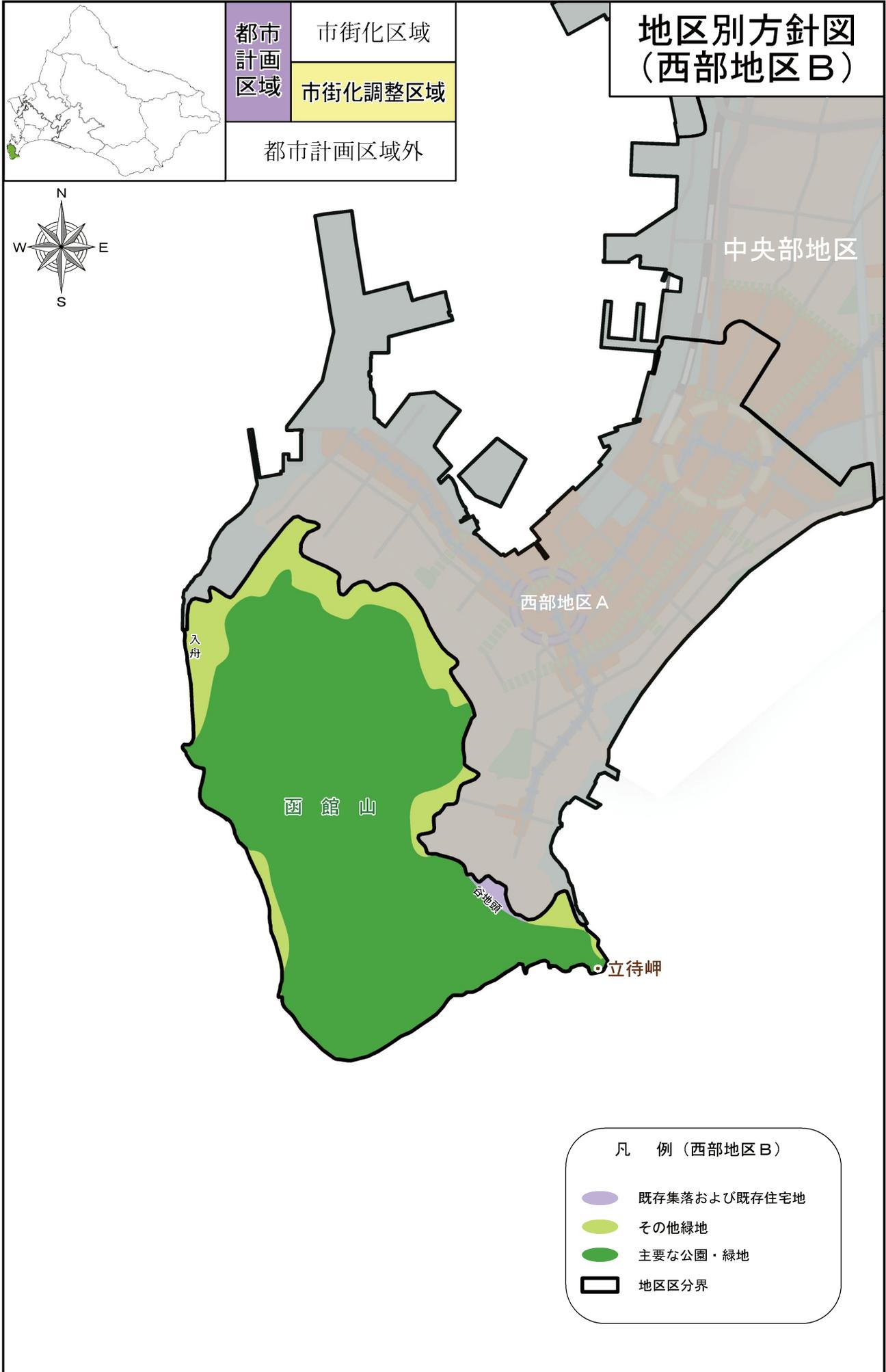
② 地区の課題

本地区においては、函館山緑地における生態系の保全をはじめ、市民や観光客に親しまれる緑地としての魅力の向上などが求められています。

③ まちづくりの方針

【 西部地区 B 】		
土地利用の方針	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ その他緑地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 函館山周辺のその他緑地については、函館山と一体となった自然環境を保全するため、風致地区や特別緑地保全地区の指定などを検討していきます。 ■ 既存集落および既存住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 谷地頭地区については、地区の特性に応じ、周辺環境と調和した住宅地としての維持に努めます。
都市施設	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑環境 <ul style="list-style-type: none"> ○ 函館山緑地については、自生植物や野鳥などに十分配慮し、優れた自然環境および生態系の保護・保全を図りながら、散策路や休憩施設の整備のほか、旧要塞跡地の活用について検討します。
	河川・海岸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民のふれあいの場、多様なレクリエーションに対応できる場として、入舟地区の海水浴場の維持に努めます。
	合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存住宅地においては、自然環境に配慮するとともに、良好な住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。
都市環境の方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。
	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」、「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」、「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。 ○ 魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため、函館山山頂および立待岬における良好な眺望点の維持に努めます。

白紙ページ



(3) 中央部地区

① 地区の概要

本地区は、市街化区域のほぼ中央に位置しています。土地利用については、本町・五稜郭・梁川地区、都市活動軸沿線および路面電車沿線で商業系が比較的多く、臨港地区およびその周辺で工業系が比較的多いほか、その他では概ね住居系となっています。

本地区には、道立美術館、芸術ホール、中央図書館、千代台公園などの教育・文化・スポーツ施設をはじめ、合同庁舎、裁判所などの官公庁施設のほか、総合病院が集積しています。また、観光資源でもある特別史跡五稜郭跡や、商業・業務拠点である本町・五稜郭・梁川地区があります。

② 地区の課題

本地区においては、人口減少と高齢化、中心市街地の空洞化、さらに地区の一部における木造老朽家屋の密集が課題になっているほか、路面電車沿線などにおける居住機能の集積および公共交通の維持・充実、路面電車沿線および新川地区や中島地区などにおける生活利便施設の維持・充実とともに、空き地・空き家の利活用などが求められています。

③ まちづくりの方針

【 中央部地区 】

土地利用の方針

市街化区域

■ 住居系市街地

- 本町・五稜郭・梁川地区およびその周辺地区には、高密度での土地利用を促進する高度利用住宅地を配置し、整備済みの都市施設や公共施設など社会資本ストックの有効活用を図りながら、多様な都市機能と複合した街なか居住を推進します。
- 放射1号線、放射2号線、中環状線の各路線の沿道には、高密度での土地利用を促進する高度利用住宅地を配置し、容積率の緩和制度を活用した街なか居住の推進などにより、土地利用の高度化を図ります。
- その他の区域については、低層住宅と中層住宅が中心となり中密度での土地利用を促進する一般住宅地を配置し、地区の特性を踏まえた生活利便施設等が立地する良好な住環境の形成を図ります。
- 狭あいな道路が多い大縄地区における木造老朽家屋などの密集地については、地区計画等を活用し、段階的にその解消に努め、地区の居住環境の改善や防災性の向上を図ります。

■ 商業系市街地

- 本町・五稜郭・梁川地区に中心商業業務地を配置し、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進するとともに、にぎわいのある都市活動が行なわれる拠点として、観光施設、文化教養施設、スポーツ・レクリエーション施設と連携した広域的な商業・業務機能の充実を図ります。
- 本町・五稜郭・梁川地区においては、市街地再開発事業の促進や空き地・空きビル・空き店舗の利活用などにより、商業・業務・医療・福祉・居住などの都市機能の集積・向上を進め、中心市街地の再生を図ります。
- 本町・五稜郭・梁川地区において、高い容積率を指定している地域については、今後とも都市機能の維持・充実と合理的な土地利用を図るため、施設の複合化・高層化など土地の高度利用を促進します。
- 新川、中島地区に地域商業業務地を配置し、地区の特性を踏まえた生活利便施設等の維持・充実を図ることにより、当該地区を核とする日常生活圏を維持します。
- 中心商業業務地や拠点商業業務地を相互に結ぶ放射1号線、放射2号線、中環状線の各沿道などの交通利便性の高い地区については、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進する沿道商業業務地を配置し、沿道サービス系施設や生活利便施設等の立地により道路利用者や背後地居住者の利便性向上を図ります。

■ 工業・流通業務系市街地

- 函館港に面する海岸、万代地区に中密度での土地利用を基本とする一般工業地を配置し、港湾機能や物流機能の増進を図ります。

■ その他

- 大規模公共公益施設については、誰もが容易に利用可能となるよう、公共交通の便が良い都市活動軸沿線、路面電車沿線（本町地区～湯川地区）および本町・五稜郭・梁川地区に集約します。
- 本町・五稜郭・梁川地区およびその周辺と、都市活動軸沿線や路面電車沿線のほか、放射1号線、放射3号線、放射4号線、中環状線の各沿道は生活利便性や交通利便性が高い地区であることから、空きビル・空き店舗の利活用など、既存ストックの活用を図るとともに、空き地・空き家の利活用、公営住宅の整備などを進めるほか、中心市街地においては、各種居住支援策の導入を検討し、居住機能の集積を図ります。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅、工場等の混在により工業系の用途地域が指定されている地区については、都市全体の都市機能の配置や周辺の土地利用などに配慮しながら、土地利用の動向や地区の特性を踏まえた用途転換、用途純化または用途の複合化を進めます。特に、工業系の用途地域が指定されている大縄、松川、万代、亀田、八幡、宮前などの各地区のうち、住宅地としての土地利用が進行している地区については、地域の良好な住環境を形成するため、既存工場等の操業環境への影響を考慮しながら、住居系用途地域への転換を進めます。 ○ 住居系市街地のうち広範囲に準防火地域が指定されている地区については、準防火地域指定の必要性について検証し、必要に応じた見直しを行います。 ○ 大規模集客施設が商業業務地以外の地域に立地することにより、中心市街地の空洞化が一層進行するなど、都市構造に様々な影響を与えるおそれがあることから、中心市街地活性化基本計画の見直しに併せ、特別用途地区や地区計画等を活用し、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限します。 ○ 函館港の臨港地区については、港湾計画に基づき、港湾の機能を十分に確保し、その利用の増進を図るために必要な範囲を指定します。
都市施設整備の方針	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路については、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか、未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。 ○ 本町・五稜郭・梁川地区については、うるおいのある開放的な道路空間の創出を図るため、景観に配慮した道路整備や街路樹の植栽、無電柱化などの整備を進めます。 ○ 安全でゆとりある歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備やバリアフリー化を進めるとともに、環境負荷の低減を図るため自転車通行環境の整備を進めます。 ○ 都市計画決定後、長期に渡り事業未着手の都市計画道路については、将来都市像や社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を総合的に点検・検証し計画の変更や廃止を含めた見直しを進めます。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通利用者の利便性を確保するため、拠点間を効率的に移動できるとともに生活利便施設などへ容易にアクセスできる、バス路線網の再構築と地域循環バスの拡充について検討します。 ○ 路面電車・バスなどの円滑な乗り継ぎを可能とする乗換ターミナル等の整備を検討し、公共交通の有機的なネットワーク化を進めます。 ○ 停留所のバリアフリー化や上屋設置を進めます。 ○ 都市内を円滑かつ手軽に移動できるよう、路面電車延伸、公共交通料金の均一化等のマルチモーダル施策の検討を進めます。
	港湾	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央ふ頭地区および万代地区においては、港湾の環境整備を図るため、緑地整備を進めます。
	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園等 ○ 公園については、市民の憩いや休息、文化やスポーツ・レクリエーション活動の場といった様々な機能や市民ニーズを踏まえつつ、地区のバランスを考慮した多様な整備に努めます。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備が完了している既存の公園や緑地については適切な維持管理に努めます。また、特に施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し、多様なレクリエーションニーズに対応できる場として、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインを導入しながら、誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めます。 ○ ゆとりある都市空間の形成を図るため、広幅員道路（広路）などの既存施設や公共空地の有効活用を進め、身近なオープンスペースの確保に努めます。 <p>■ 緑環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市にうるおいを与える貴重な緑として柳町地区の風致・保健保安林の保全に努めます。 <p>■ 緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共用地の緑化を進めるとともに、ボランティア・サポート・プログラムや沿道花いっぱい運動などにより、市民協働による緑化を推進します。
下水道		<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線管渠<small>きよ</small>などの整備を進めるとともに、ポンプ場の機能向上に努めます。 ○ 下水道施設の安定的な稼働により、下水処理を確実にを行うため、計画的な施設の延命化や更新に努めます。 ○ 公共用水域の水質の保全や公衆衛生上の安全を確保するため、合流式下水道の放流水の水質改善を推進します。
河川・海岸		<p>■ 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要な河川であり既に整備が完了している亀田川については、適切な維持管理に努めます。 <p>■ 海岸</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宇賀浦地区から金堀地区に至る函館海岸においては、市民が親しめる海洋性レクリエーション機能を有する水辺空間としての整備を関係機関に働きかけるとともに、海岸保全施設の設置を促進し、その保全に努めます。
廃処理施設		<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の適正処理や生活環境の保全・向上を図るため、ゴミ焼却工場などの適切な維持管理や施設の更新に努めます。 ○ 循環型社会の形成や環境負荷の軽減を図るため、ゴミ焼却工場の廃熱エネルギーの有効活用を図るとともに、そこから搬出される焼却灰の再利用について検討します。
都市環境の方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共性の強い建築物や不特定多数の人が利用する建築物については、所有者からの定期的な報告を求めることにより、その建物の防災設備の状況を確認するとともに、耐震診断や耐震改修の実施状況を把握するほか、必要に応じて、防災・耐震性能の向上に係る指導・助言等を行います。 ○ 耐震基準に満たない木造家屋については、耐震診断や耐震改修の支援を行うなど、その耐震化を促進するほか、災害時の避難経路を確保するため、屋外広告物等の落下防止やブロック塀の倒壊防止などの対策について、普及・啓発を進めます。 ○ 所有者不明などの理由により、適切な維持管理や解体が望めない老朽の著しい空き家は、災害時に倒壊し易いほか、不審火により出火のおそれがあることから、その取壊しを含めた防災対策について検討します。

景
観
形
成

- 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」,「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」,「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。
- 都市景観形成に関して配慮が求められる行為に対し、専門的立場から技術的アドバイスを行う景観アドバイザー制度等の活用により、景観誘導を図ります。
- 景観協定を結んだ地域住民や都市景観の形成に寄与すると認められる市民団体を支援することにより、市民が主体となった景観形成活動を促進します。



(4) 東中部地区 A

① 地区の概要

本地区は、市街化区域の東部に位置しています。土地利用については、湯川地区および路面電車沿線で商業系が比較的多いほか、鈴蘭丘地区で工業系、その他では概ね住居系となっています。

本地区には、市民会館や市民体育館などの教育・文化・スポーツ施設をはじめ、大学や高等専門学校といった高等教育機関が集積しています。また、名勝指定庭園である旧岩船氏庭園（香雪園）を擁する見晴公園のほか、道内有数の温泉保養地であり観光拠点でもある湯の川温泉街があります。

② 地区の課題

本地区においては、人口減少と高齢化が課題になっているほか、観光拠点である湯川地区の魅力向上、新外環状線とこれに接続するアクセス道路の整備、路面電車沿線などにおける居住機能の集積および公共交通の充実、路面電車沿線および日吉・花園地区や西旭岡地区などにおける生活利便施設の維持・充実とともに、空き地・空き家の利活用などが求められています。

③ まちづくりの方針

【 東中部地区 A 】		
土地 利用 の方 針	市 街 化 区 域	<p>■ 住居系市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 湯川地区およびその周辺地区には、高密度での土地利用を促進する高度利用住宅地を配置し、整備済みの都市施設や公共施設など社会資本ストックの有効活用を図りながら、多様な都市機能と複合した街なか居住を推進します。 ○ 中環状線、外環状線の各路線の沿道には、高密度での土地利用を促進する高度利用住宅地を配置し、容積率の緩和制度を活用した街なか居住の推進などにより、土地利用の高度化を図ります。 ○ 外環状線から内側の地域には、低層住宅と中層住宅が中心となり中密度での土地利用を促進する一般住宅地を配置し、地区の特性を踏まえた生活利便施設等が立地する良好な住環境の形成を図ります。 ○ 外環状線から新外環状線にかけての地域には、低層住宅を主体とし低密度での土地利用を促進する専用住宅地を配置し、周辺の自然環境等と住宅とが調和した良好な住環境の形成を図ります。 ○ 専用住宅地を通過する幹線道路等の沿道については、背後地等周辺環境に支障を与えない規模の生活利便施設等の立地を誘導します。 <p>■ 商業系市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 湯川地区には、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進する拠点商業業務地を配置し、観光宿泊の拠点として、湯の川温泉街の雰囲気や景観などを生かした環境づくりを図るとともに、観光商業地としての土地利用を進めます。 ○ 日吉・花園、西旭岡地区に地域商業業務地を配置し、地区の特性を踏まえた生活利便施設等の維持・充実を図ることにより、当該地区を核とする日常生活圏を維持します。 ○ 中心商業業務地や拠点商業業務地を相互に結ぶ中環状線、外環状線の各沿道の交通利便性の高い地区については、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進する沿道商業業務地を配置し、沿道サービス施設や生活利便施設等の立地により道路利用者や背後地居住者の利便性向上を図ります。 <p>■ 工業・流通業務系市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鈴蘭丘地区の臨空工業団地に中密度での土地利用を基本とする一般工業地を配置し、先端技術企業などの立地の受け皿となる工業地として、あるいは研究開発型の工業地としての土地利用を進めます。 <p>■ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模公共公益施設については、誰もが容易に利用可能となるよう、公共交通の便が良い路面電車沿線（本町地区～湯川地区）に集約します。 ○ 湯川地区およびその周辺と、都市活動軸沿線や路面電車沿線のほか、放射3号線、中環状線、外環状線の各沿道は生活利便性や交通利便性が高い地区であることから、空きビル・空き店舗の利活用など、既存ストックの活用を図るとともに、空き地・空き家の利活用などを進め、居住機能の集積を図ります。 ○ 住宅、工場等の混在により工業系の用途地域が指定されている地区については、都市全体の都市機能の配置や周辺の土地利用などに配慮しながら、土地利用の動向や地区の特性を踏まえた用途転換、用途純化または用途の複合化を進めます。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路が整備される沿道の地区については、事業の進捗に併せて適切な用途地域への変更等を行います。 ○ 大規模集客施設が商業業務地以外の地域に立地することにより、中心市街地の空洞化が一層進行するなど、都市構造に様々な影響を与えるおそれがあることから、中心市街地活性化基本計画の見直しに併せ、特別用途地区や地区計画等を活用し、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限します。 ○ 北高校跡地および日吉4丁目公営住宅団地跡地においては、コンパクトなまちづくりの趣旨や周辺の住宅地の住環境への影響を踏まえながら、土地利用を検討します。
都市施設整備の方針	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高速交通ネットワークを形成する広域幹線道路として、新外環状線とそのアクセス道路の整備を促進します。 ○ 幹線道路については、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか、未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。 ○ 湯川地区については、うるおいのある開放的な道路空間の創出を図るため、景観に配慮した道路整備や街路樹の植栽、無電柱化などの整備を進めます。 ○ 安全でゆとりある歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備やバリアフリー化を進めるとともに、環境負荷の低減を図るため自転車通行の環境整備を進めます。 ○ 都市計画決定後、長期に渡り事業未着手の都市計画道路については、将来都市像や社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を総合的に点検・検証し計画の変更や廃止を含めた見直しを進めます。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通利用者の利便性を確保するため、拠点間を効率的に移動できるとともに生活利便施設などへ容易にアクセスできる、バス路線網の再構築と地域循環バスの拡充について検討します。 ○ 路面電車・バスなどの円滑な乗り継ぎを可能とする乗換ターミナル等の整備を検討し、公共交通の有機的なネットワーク化を進めます。 ○ 停留所のバリアフリー化や上屋設置を進めます。 ○ 都市内を円滑かつ手軽に移動できるよう、パークアンドライド、公共交通料金均一化等のマルチモーダル施策の検討を進めます。
	空港	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空港周辺の良い生活環境を保全するため、住宅や教育施設等の騒音防止対策を進めます。
	公園緑地	<p>■ 公園等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公園については、市民の憩いや休息、文化やスポーツ・レクリエーション活動の場といった様々な機能や市民ニーズを踏まえつつ、地区のバランスを考慮した多様な整備に努めます。 ○ 整備が完了している既存の公園や緑地については適切な維持管理に努めます。また、特に施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインを導入しながら、誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めます。 ○ ゆとりある都市空間の形成を図るため、公共空地の有効活用を進め、身近なオープンスペースの確保に努めます。

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共用地の緑化を進めるとともに、ボランティア・サポート・プログラムや沿道花いっぱい運動などにより、市民協働による緑化を推進します。
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線管渠<small>きよ</small>などの整備を進めるとともに、ポンプ場の機能向上に努めます。 ○ 下水道施設の安定的な稼働により、下水処理を確実にを行うため、計画的な施設の延命化や更新に努めます。 ○ 公共用水域の水質の保全や公衆衛生上の安全を確保するため、合流式下水道の放流水の水質改善を推進します。 ○ 下水道の資源やエネルギーの有効活用を図るため、下水を処理する際に発生する汚泥や消化ガスの利用を推進するとともに、下水処理水の有効活用について検討します。
	河川・海岸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川 <ul style="list-style-type: none"> ○ 湯の川や湯の沢川においては、治水安全度の向上を図るため、積極的な河川改修を促進します。 ○ 松倉川や鮫川など既に整備が完了している主要な河川については、適切な維持管理に努めます。 ■ 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ○ 広野地区から湯川地区に至る函館海岸においては、市民が親しめる海洋性レクリエーション機能を有する水辺空間としての整備を関係機関に働きかけるとともに、海岸保全施設の設置を促進し、その保全に努めます。
都市環境の方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。 ○ がけ崩れや、土砂の流出が生じるおそれがある宅地造成工事規制区域については、宅地造成工事に関する規制を行うことにより災害防止に努めます。 ○ 公共性の強い建築物や不特定多数の人が利用する建築物については、所有者からの定期的な報告を求めることにより、その建物の防災設備の状況を確認するとともに、耐震診断や耐震改修の実施状況を把握するほか、必要に応じて、防災・耐震性能の向上に係る指導・助言等を行います。 ○ 耐震基準に満たない木造家屋については、耐震診断や耐震改修の支援を行うなど、その耐震化を促進するほか、災害時の避難経路を確保するため、屋外広告物等の落下防止やブロック塀の倒壊防止などの対策について、普及・啓発を進めます。 ○ 所有者不明などの理由により、適切な維持管理や解体が望めない老朽の著しい空き家は、災害時に倒壊し易いほか、不審火により出火のおそれがあることから、その取壊しを含めた防災対策について検討します。

景 観 形 成	<ul style="list-style-type: none">○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」，「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」，「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。○ 都市景観形成に関して配慮が求められる行為に対し、専門的立場から技術的アドバイスを行う景観アドバイザー制度等の活用により、景観誘導を図ります。○ 景観協定を結んだ地域住民や都市景観の形成に寄与すると認められる市民団体を支援することにより、市民が主体となった景観形成活動を促進します。
------------------	--

(5) 東中部地区B

① 地区の概要

本地区は、市街化区域の東に広がる区域であり、海岸沿いに漁業集落があるほか、丘陵地には農地や森林をはじめ、既存集落・既存住宅地があります。

本地区には、道南の空の玄関となっている函館空港のほか、レクリエーション施設である白石公園や市民の森、市民が農業に親しむ場となっている亀尾ふれあいの里があります。

② 地区の課題

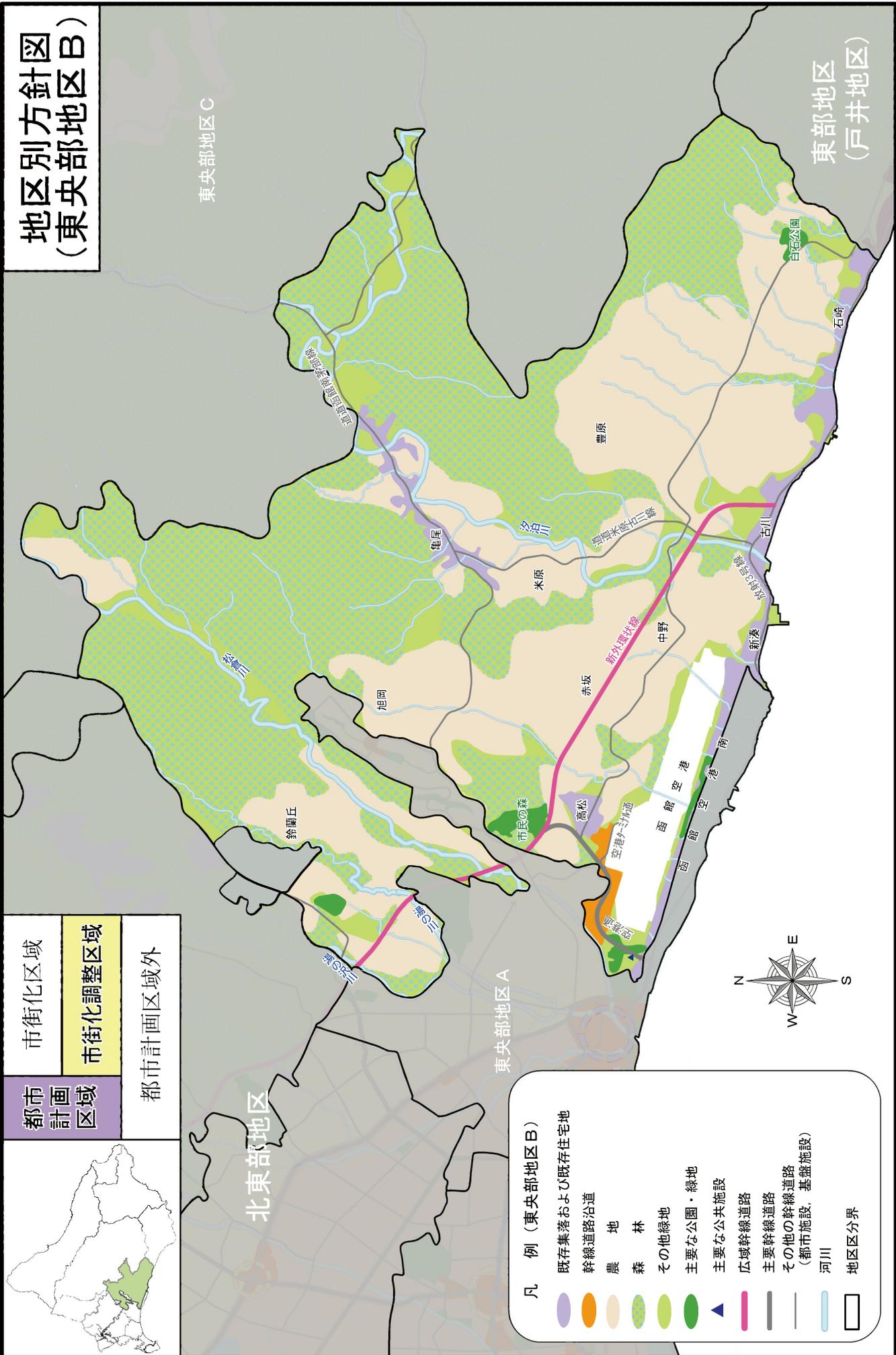
本地区においては、亀尾地区などの農業集落や新湊・古川・石崎地区の漁業集落の人口減少と高齢化が課題になっているほか、地区の多くを占める農地や森林の保全をはじめ、新外環状線とこれに接続するアクセス道路の整備、公共交通の維持などが求められています。

③ まちづくりの方針

【 東中部地区 B 】			
土地利用の方針	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地については、作物の生産機能や保水・遊水機能などの公益的機能の維持を図るため、その保全に努めます。 ○ 鈴蘭丘・旭岡・中野・赤坂・米原・豊原・亀尾地区における集団的農用地や各種農業投資が実施されている区域などについては、優良な農用地としてその保全に努めます。 ■ 森林 <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林については、水源のかん養などの公益的機能の維持・増進を図るため、その保全に努め、特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。 ■ その他緑地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市環境の保全に寄与しているその他緑地については、風致地区や特別緑地保全地区の指定などを検討していきます。 ○ トラピスチヌ修道院周辺については、豊かな自然環境や生態系の保全を図ります。 ■ 既存集落および既存住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高松・新湊・古川・石崎地区については、地区の特性に応じ、周辺環境と調和した住宅地としての維持に努めます。 ○ 亀尾地区については、道道函館南茅部線や道道米原古川線の沿道区域を中心に、周辺の営農環境と調和した土地利用を図ります。 ○ 函館空港南地区については、住宅と漁業や水産関連施設等とが調和した土地利用を図ります。 ■ 幹線道路沿道 <ul style="list-style-type: none"> ○ 函館空港から放射3号線に連絡する空港ターミナル通や空港通の各沿道においては、交通利便性の高さを生かしつつ、周辺環境と調和した流通業務系施設や沿道サービス系施設の立地について、個別にその妥当性等を判断し適切な土地利用を図ります。 	
	都市施設整備の方針	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高速交通ネットワークを形成する広域幹線道路として、新外環状線とそのアクセス道路の整備を促進します。 ○ 幹線道路については、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか、未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。
		公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
	空港	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化が進んでいる基本施設（滑走路、誘導路等）、無線施設・航空灯火等の航空保安施設等の更新・改良等を促進するとともに、空港の快適性や利便性の向上を図りつつ、将来の航空需要に対応したターミナル機能の充実に努めます。 ○ 空港周辺の良い生活環境を保全するため、住宅や教育施設等の騒音防止対策を進めます。 	

	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備が完了している市民の森や白石公園については、適切な維持管理に努めます。また、特に施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインを導入しながら誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めます。
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の安定的な稼働により、下水処理を確実にを行うため、計画的な施設の延命化や更新に努めます。
	河川・海岸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川 <ul style="list-style-type: none"> ○ 松倉川、汐泊川、湯の川、湯の沢川においては、治水安全度の向上を図るため、積極的な河川改修を促進します。 ■ 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸線の浸食防止を図るため、海岸保全施設の設置を促進します。
	合併処理槽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道の処理区域外の既存住宅地等においては、自然環境に配慮するとともに、良好な住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。
都市環境の方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。
	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」，「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」，「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。

地区別方針図 (東中部地区B)



都市 計画 区域	市街化区域
	市街化調整区域
都市計画区域外	

- 凡 例 (東中部地区B)
- 既存集落および既存住宅地
 - 幹線道路沿道
 - 農地
 - 森林
 - その他緑地
 - 主要な公園・緑地
 - 主要な公共施設
 - 広域幹線道路
 - 主要幹線道路
 - その他の幹線道路
(都市施設、基盤施設)
 - 河川
 - 地区区分界

(6) 東中部地区 C

① 地区の概要

本地区は、都市計画区域の北東に広がる区域であり、一部に既存集落があるほかは、残りのほとんどが森林となっています。また、本地区には、汐泊川の洪水調節機能を有する矢別ダムがあるほか、市街地と東部地区を結んでいる道道函館南茅部線、道道函館恵山線などの幹線道路が縦断しています。

② 地区の課題

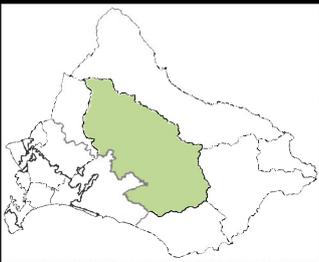
本地区においては、蛾眉野地区の既存集落の人口減少と高齢化が課題になっているほか、地区の大部分を占める森林や良好な自然環境等の保全をはじめ、公共交通の維持などが求められています。

③ まちづくりの方針

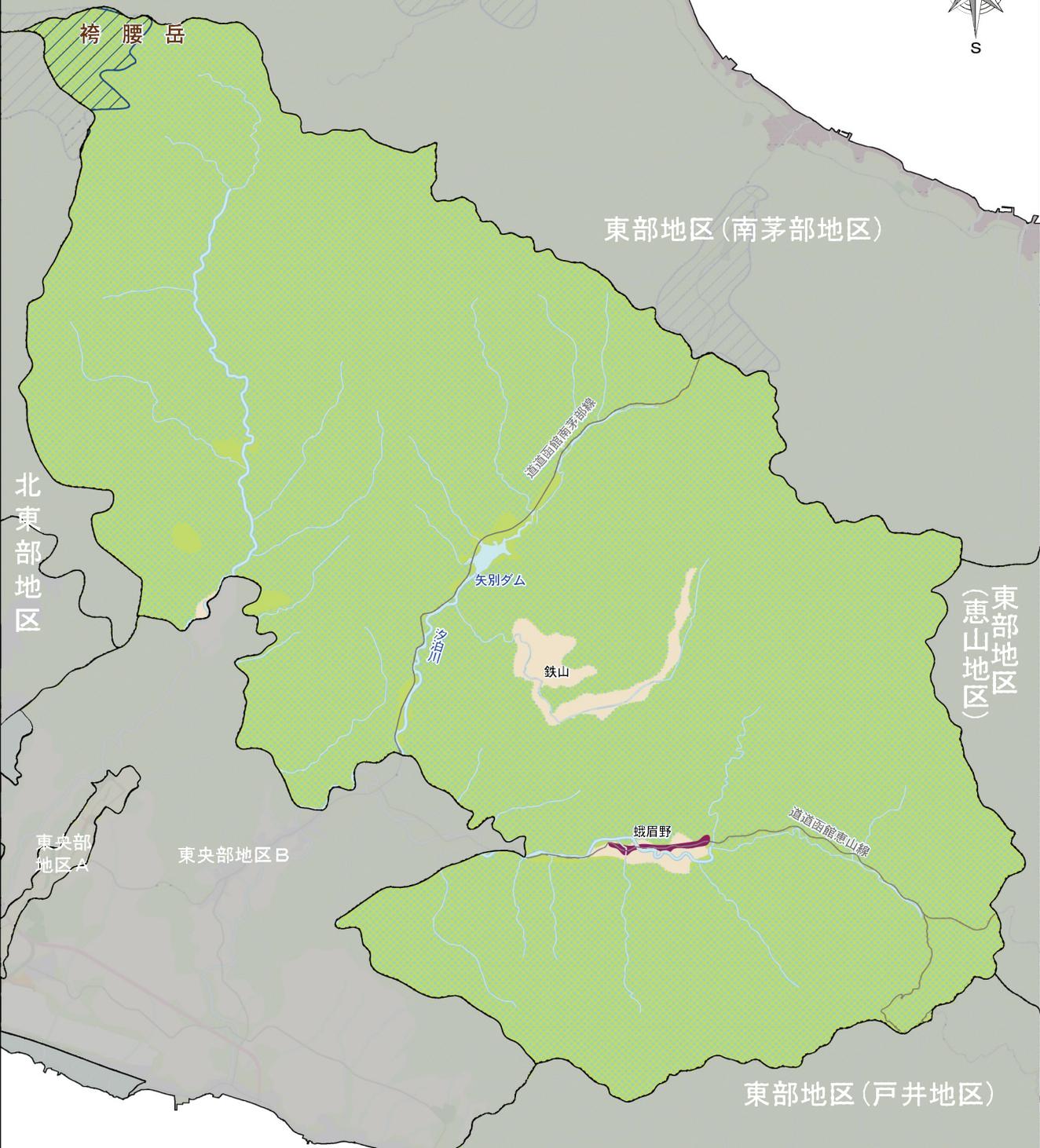
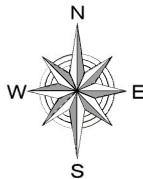
【 東中部地区 C 】	
土地利用の方針	都市計画区域外 <ul style="list-style-type: none"> ■ 農地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地については、作物の生産機能や保水・遊水機能などの公益的機能の増進を図るため、その保全に努めます。 ○ 鉄山地区における集団的農用地や各種農業投資が実施されている区域などについては、優良な農用地としてその保全に努めます。 ■ 森林 <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林については、水源のかん養などの公益的機能の維持・増進を図るため、その保全に努め、特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。 ■ その他緑地 <ul style="list-style-type: none"> ○ その他緑地については、周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう、その保全に努めます。 ■ 自然公園 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園については、優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。 ■ 農漁村集落 <ul style="list-style-type: none"> ○ 蛾眉野地区の農村集落については、豊かな自然や美しい景観を保全するとともに、農業生産基盤の整備を進め、農地の有効活用を図ります。
都市施設整備の方針	道路 <ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路については、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか、未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。
	公共交通 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
	河川・海岸 <ul style="list-style-type: none"> ■ 河川 <ul style="list-style-type: none"> ○ 汐泊川においては、治水安全度の向上を図るため、積極的な河川改修を促進します。
	合併処理槽 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農村集落等においては、自然環境に配慮するとともに、良好な住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。
都市環境の方針	都市防災 <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。

景 観 形 成	<ul style="list-style-type: none">○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」, 「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」, 「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。○ 袴腰岳から恵山に至る山岳地など、優れた自然景観を有していることから、景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。
------------------	---

地区別方針図 (東央部地区C)



都市 計画 区域	市街化区域
	市街化調整区域
都市計画区域外	



凡 例 (東央部地区C)

	農漁村集落		自然公園
	農 地		その他の幹線道路 (基盤施設)
	森 林		河川
	その他緑地		地区区分界

(7) 北東部地区 A

① 地区の概要

本地区は、市街化区域の北東部に位置しています。土地利用については、美原地区、都市活動軸沿線および主要幹線道路沿道で商業系が比較的多いほか、その他では概ね住居系となっています。また、近年においては、外環状線の北側で住宅地開発が行われています。

本地区には、北海道渡島総合振興局や函館運転免許試験場などの官公庁施設があるほか、主要幹線道路の沿道には沿道サービス施設が立地しています。また、商業・業務拠点である美原地区には、大型の商業施設が立地しています。

② 地区の課題

本地区においては、外環状線の渋滞が課題となっているほか、美原地区への商業・業務機能の集約、新外環状線に接続するアクセス道路の整備、主要幹線道路沿道などにおける居住機能の集積および公共交通の維持・充実のほか、主要幹線道路沿道および五稜郭駅前地区などにおける生活利便施設の維持・充実などが求められています。

③ まちづくりの方針

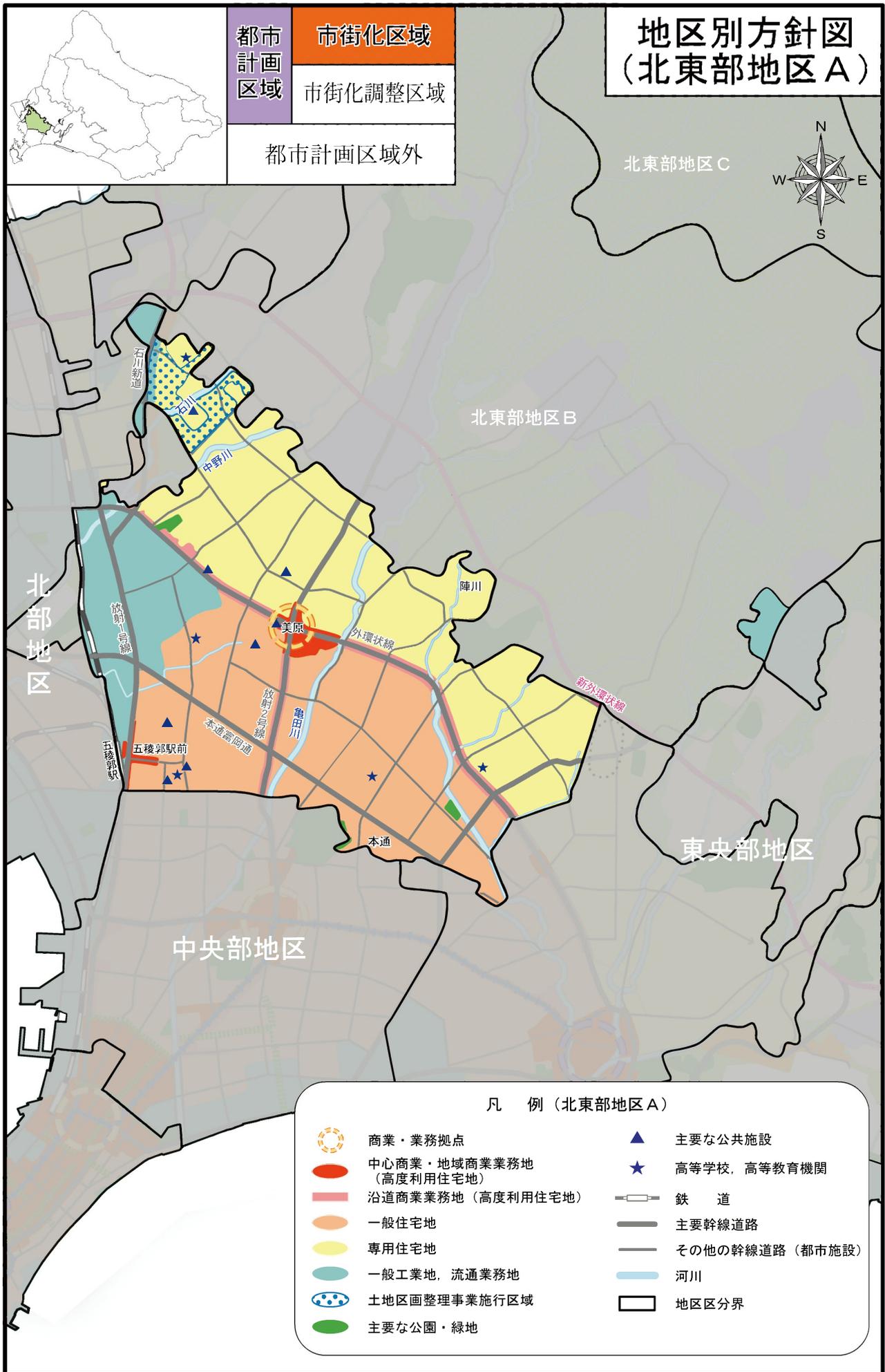
【 北東部地区 A 】

土地 利用 の方 針	市 街 化 区 域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住居系市街地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 美原地区およびその周辺地区には、高密度での土地利用を促進する高度利用住宅地を配置し、整備済みの都市施設や公共施設など社会資本ストックの有効活用を図りながら、多様な都市機能と複合した街なか居住を推進します。 ○ 放射1号線、放射2号線、外環状線の各路線の沿道には、高密度での土地利用を促進する高度利用住宅地を配置し、容積率の緩和制度を活用した街なか居住の推進などにより、土地利用の高度化を図ります。 ○ 外環状線から内側の地域には、低層住宅と中層住宅が中心となり中密度での土地利用を促進する一般住宅地を配置し、地区の特性を踏まえた生活利便施設等が立地する良好な住環境の形成を図ります。 ○ 外環状線から新外環状線にかけての地域には、低層住宅を主体とし低密度での土地利用を促進する専用住宅地を配置し、周辺の自然環境等と住宅とが調和した良好な住環境の形成を図ります。 ○ 専用住宅地を通過する幹線道路等の沿道については、背後地等周辺環境に支障を与えない規模の生活利便施設等の立地を誘導します。 ■ 商業系市街地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 美原地区に中心商業業務地を配置し、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進するとともに、にぎわいのある都市活動が行なわれる拠点として、商店街の活性化に努めるほか、自動車交通のアクセス性の向上など地区の特性を生かした広域的な商業・業務機能の集積を図ります。 ○ 五稜郭駅前地区に地域商業業務地を配置し、地区の特性を踏まえた生活利便施設等の維持・充実を図ることにより、当該地区を核とする日常生活圏を維持します。 ○ 中心商業業務地や拠点商業業務地を相互に結ぶ放射2号線、外環状線の各沿道などの交通利便性の高い地区については、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進する沿道商業業務地を配置し、沿道サービス系施設や生活利便施設等の立地により道路利用者や背後地居住者の利便性向上を図ります。 ■ 工業・流通業務系市街地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 函館インターチェンジに連絡する石川新道や外環状線などの主要な幹線道路の沿道には、中密度での土地利用を基本とする流通業務地を配置し、陸・空の広域的な交通結節点としての利便性の高さを生かした流通業務系施設や沿道サービス系施設等の立地を図ります。 ■ その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模公共公益施設については、誰もが容易に利用可能となるよう、公共交通の便が良い都市活動軸沿線に集約します。 ○ 美原地区およびその周辺と、都市活動軸沿線のほか、本通富岡通、外環状線の各沿道は生活利便性や交通利便性が高い地区であることから、空きビル・空き店舗の利活用など、既存ストックの活用を図るとともに、空き地・空き家の利活用などを進め、居住機能の集積を図ります。 ○ 住宅、工場等の混在により工業系の用途地域が指定されている地区については、都市全体の都市機能の配置や周辺の土地利用などに配慮しながら、土地利用の動向や地区の特性を踏まえた用途転換、用途純化または用途の複合化を進めます。
---------------------	-----------------------	--

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路が整備される沿道の地区については、事業の進捗に併せて適切な用途地域への変更等を行います。 ○ 大規模集客施設が商業業務地以外の地域に立地することにより、中心市街地の空洞化が一層進行するなど、都市構造に様々な影響を与えるおそれがあることから、中心市街地活性化基本計画の見直しに併せ、特別用途地区や地区計画等を活用し、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限します。
都市 施設 整備 の方 針	道 路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新外環状線へのアクセス道路の整備を進めるとともに、新外環状線と港湾との連結性が高まるよう、環状機能を有する本通富岡通の放射5号線までの延伸に向けた検討を進めます。 ○ 幹線道路等については、都市内交通環境を踏まえながら各道路機能や周辺道路の整備状況に応じて段階的に整備を進めるほか、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めます。 ○ 未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。 ○ うるおいのある道路空間の創出を図るため、街路樹の植栽を進めます。 ○ 安全でゆとりある歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備やバリアフリー化を進めるとともに、環境負荷の低減を図るため自転車通行環境の整備を進めます。 ○ 都市計画決定後、長期に渡り事業未着手の都市計画道路については、将来都市像や社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を総合的に点検・検証し計画の変更や廃止を含めた見直しを進めます。
	公 共 交 通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通利用者の利便性を確保するため、拠点間を効率的に移動できるとともに生活利便施設などへ容易にアクセスできる、バス路線網の再構築と地域循環バスの拡充について検討します。 ○ 路面電車・バスなどの円滑な乗り継ぎを可能とする乗換ターミナル等の整備を検討し、公共交通の有機的なネットワーク化を進めます。 ○ 停留所のバリアフリー化や上屋設置を進めます。 ○ 都市内を円滑かつ手軽に移動できるよう、路面電車延伸、パークアンドライド、公共交通料金均一化等のマルチモーダル施策の検討を進めます。
	公 園 緑 地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公園については、市民の憩いや休息、文化やスポーツ・レクリエーション活動の場といった様々な機能や市民ニーズを踏まえつつ、地区のバランスを考慮した多様な整備に努めます。 ○ 整備が完了している既存の公園や緑地については適切な維持管理に努めます。また、特に施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインを導入しながら、誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めます。 ○ ゆとりある都市空間の形成を図るため、公共空地の有効活用を進め、身近なオープンスペースの確保に努めます。 ■ 緑環境 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市にうるおいを与える貴重な緑として、陣川地区の樹林地や本通地区の風致・保健保安林の保全に努めます。

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共用地の緑化を進めるとともに、ボランティア・サポート・プログラムや沿道花いっぱい運動などにより、市民協働による緑化を推進します。
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線^{きよ}管渠などの整備を進めるとともに、ポンプ場の機能向上に努めます。 ○ 下水道施設の安定的な稼働により、下水処理を確実にを行うため、計画的な施設の延命化や更新に努めます。
	河川・海岸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川 <ul style="list-style-type: none"> ○ 石川においては、治水安全度の向上を図るため、積極的な河川改修を促進します。 ○ 亀田川や中野川など既に整備が完了している主要な河川については、適切な維持管理に努めます。
都市環境の方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。 ○ 公共性の強い建築物や不特定多数の人が利用する建築物については、所有者からの定期的な報告を求めることにより、その建物の防災設備の状況を確認するとともに、耐震診断や耐震改修の実施状況を把握するほか、必要に応じて、防災・耐震性能の向上に係る指導・助言等を行います。 ○ 耐震基準に満たない木造家屋については、耐震診断や耐震改修の支援を行うなど、その耐震化を促進するほか、災害時の避難経路を確保するため、屋外広告物等の落下防止やブロック塀の倒壊防止などの対策について、普及・啓発を進めます。 ○ 所有者不明などの理由により、適切な維持管理や解体が望めない老朽の著しい空き家は、災害時に倒壊し易いほか、不審火により出火のおそれがあることから、その取壊しを含めた防災対策について検討します。
	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」、「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」、「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。 ○ 都市景観形成に関して配慮が求められる行為に対し、専門的立場から技術的アドバイスを行う景観アドバイザー制度等の活用により、景観誘導を図ります。 ○ 景観協定を結んだ地域住民や都市景観の形成に寄与すると認められる市民団体を支援することにより、市民が主体となった景観形成活動を促進します。

白紙ページ



(8) 北東部地区B

① 地区の概要

本地区は、市街化区域の北東に広がる区域であり、農地や森林のほか、赤川地区、陣川・東山地区等に既存集落・既存住宅地があります。

本地区には、公立はこだて未来大学のほか、七五郎沢最終処分場、道南四季の杜公園、本市の水道の水がめである笹流ダム、史跡「四稜郭」があります。

② 地区の課題

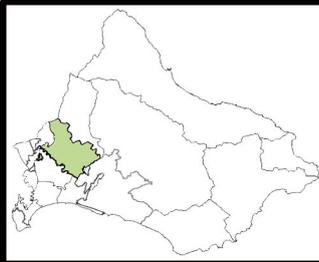
本地区においては、地区の多くを占める農地や森林の保全をはじめ、新外環状線とこれに接続するアクセス道路の整備とともに、公共交通の維持などが求められています。

③ まちづくりの方針

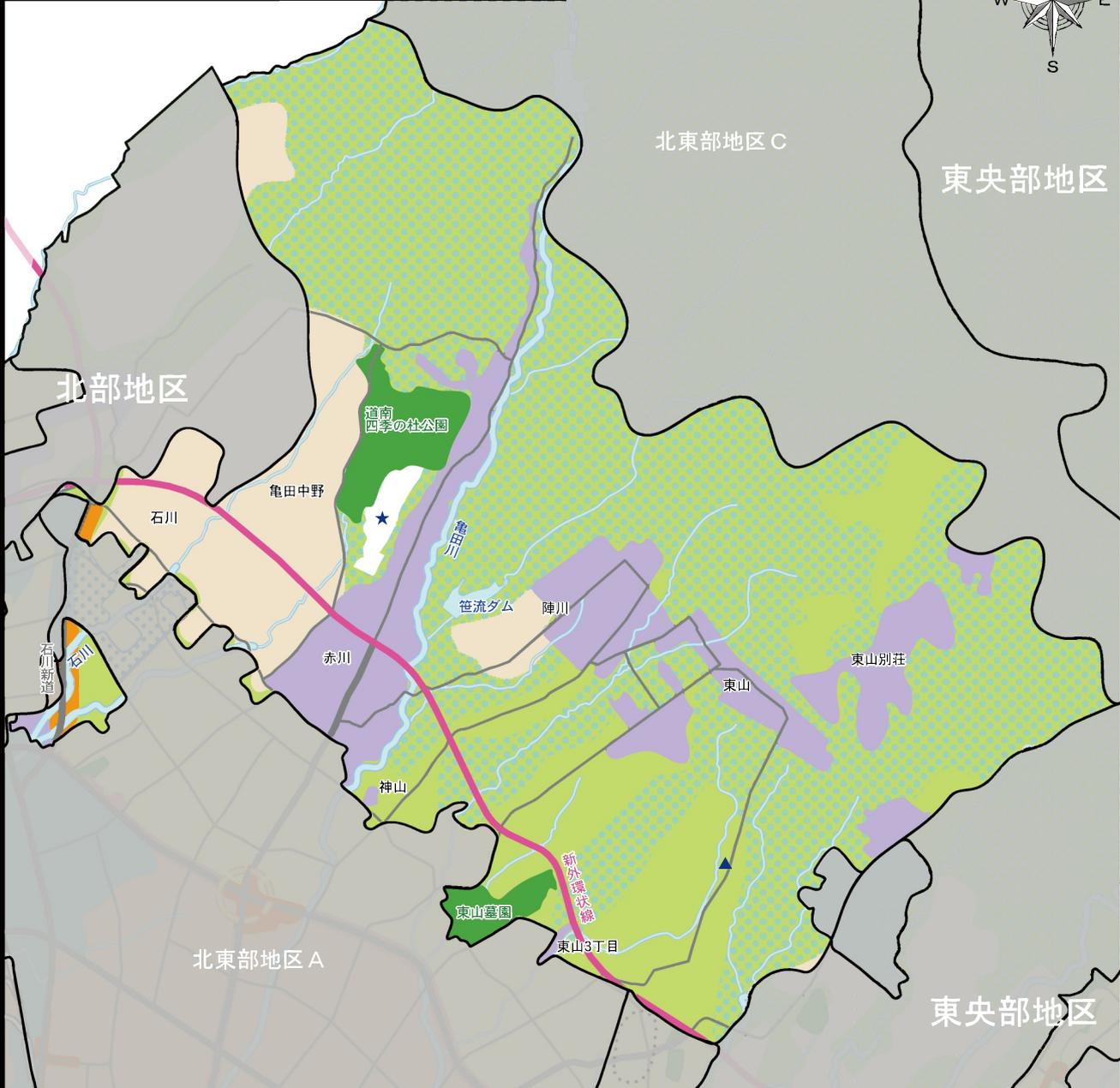
【 北東部地区B 】			
土地利用の方針	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地については、作物の生産機能や保水・遊水機能などの公益的機能の増進を図るため、その保全に努めます。 ○ 亀田中野・石川・陣川地区における集団的農用地や各種農業投資が実施されている区域などについては、優良な農用地としてその保全に努めます。 ■ 森林 <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林については、水源のかん養などの公益的機能の維持・増進を図るため、その保全に努め、特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。 ■ その他緑地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市環境の保全に寄与しているその他緑地については、風致地区や特別緑地保全地区の指定などを検討していきます。 ○ 笹流ダム周辺については、豊かな自然環境や生態系の保全を図りながら、市民や観光客に親しまれるレクリエーションの場または自然体験・学習ふれあいの場として、自然環境と共生した土地利用を図ります。 ■ 既存集落および既存住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤川・亀田中野・陣川・東山・神山・東山3丁目地区については、地区の特性に応じ、周辺環境と調和した住宅地としての維持に努めます。 ○ 東山別荘地区については、今後とも良好な自然環境と共生した土地利用の保全に努めます。 ■ 幹線道路沿道 <ul style="list-style-type: none"> ○ 石川新道沿道においては、交通利便性の高さを生かしつつ、周辺環境と調和した流通業務系施設や沿道サービス系施設の立地について、個別にその妥当性等を判断し適切な土地利用を図ります。 	
	都市施設整備の方針	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高速交通ネットワークを形成する広域幹線道路として、新外環状線とそのアクセス道路の整備を促進します。 ○ 幹線道路については、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか、未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。
		公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 東山墓園や整備が完了している道南四季の杜公園については、適切な維持管理に努めます。また、特に施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインを導入しながら誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めます。 	

	河川・海岸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川 <ul style="list-style-type: none"> ○ 石川においては、治水安全度の向上を図るため、積極的な河川改修を促進します。 ○ 主要な河川であり既に整備が完了している亀田川については、適切な維持管理に努めます。
	廃処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の適正処理や生活環境の保全・向上を図るため、七五郎沢廃棄物最終処分場や函館市資源化センターの適切な維持管理や施設の更新に努めます。
	合併浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存集落等においては、自然環境に配慮するとともに、良好な住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。
都市環境の方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。
	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」，「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」，「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。

地区別方針図 (北東部地区B)



都市 計画 区域	市街化区域
	市街化調整区域
都市計画区域外	



凡 例 (北東部地区B)

既存集落および既存住宅地	広域幹線道路
農 地	主要幹線道路
森 林	その他の幹線道路 (基盤施設)
その他緑地	河川
幹線道路沿道	地区区分界
主要な公園・緑地	
主要な公共施設	
高等教育機関	

(9) 北東部地区C

① 地区の概要

本地区は、都市計画区域の北に広がる区域であり、ほとんどが森林となっています。

本地区には、袴腰岳とその周辺には恵山道立自然公園があるほか、洪水調節機能を有するとともに本市の水道の水がめでもある新中野ダムがあります。

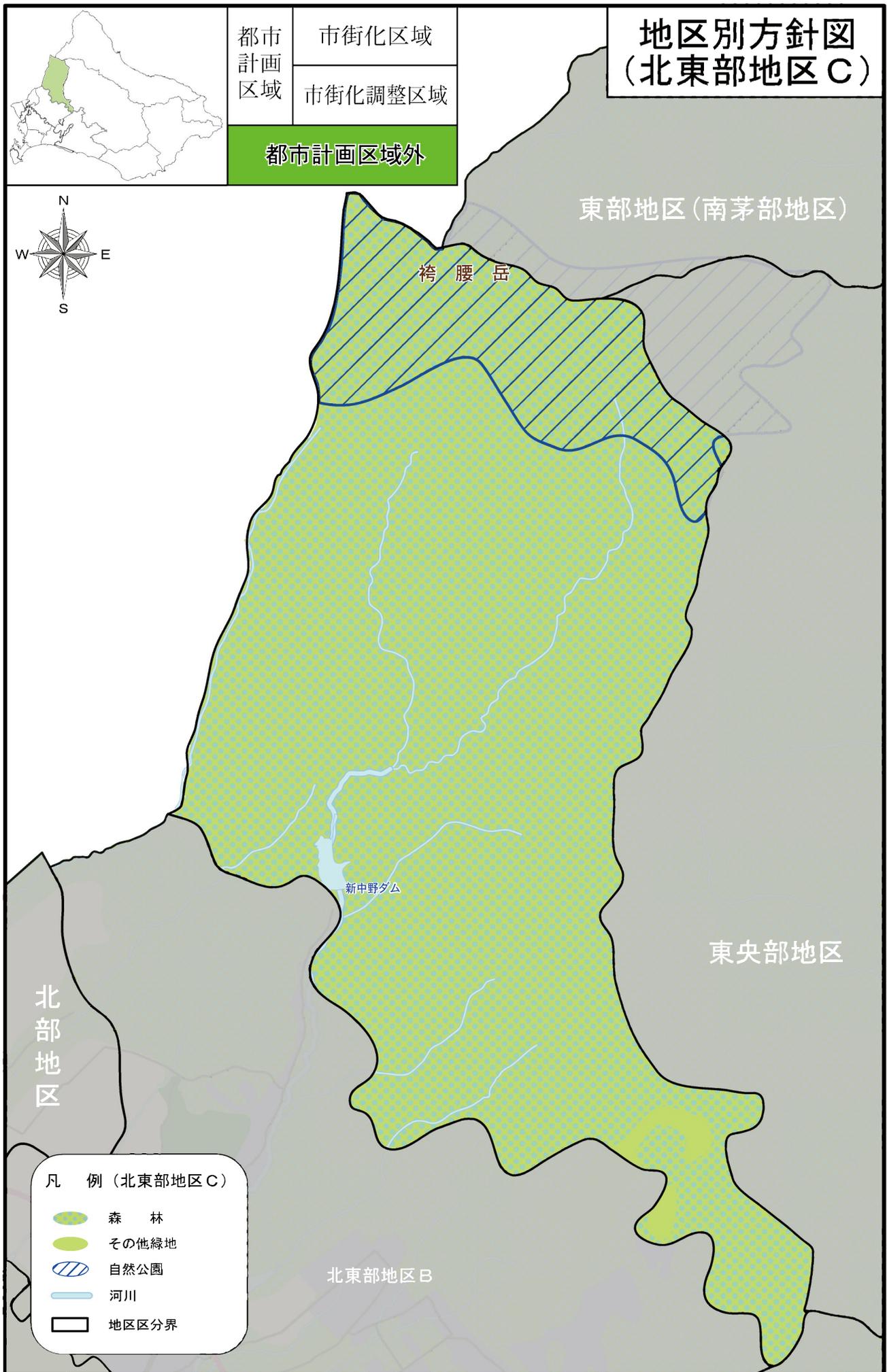
② 地区の課題

本地区においては、良好な自然環境の保全などが求められています。

③ まちづくりの方針

【 北東部地区 C 】	
土地利用の方針	都市計区域外 <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林 <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林については、水源のかん養などの公益的機能の維持・増進を図るため、その保全に努め、特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。 ■ その他緑地 <ul style="list-style-type: none"> ○ その他緑地については、周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう、その保全に努めます。 ■ 自然公園 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園については、優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。
都市環境の方針	景観形成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」、「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」、「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。 ○ 袴腰岳から恵山に至る山岳地は、優れた自然景観を有していることから、景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。

白紙ページ



(10) 北部地区A

① 地区の概要

本地区は、市街化区域の北部に位置しています。土地利用については、主要幹線道路沿道で商業系が比較的多く、臨港地区およびその周辺、テクノパーク、西桔梗地区で工業系が比較的多いほか、その他では概ね住居系となっています。また、近年においては、放射1号線と石川新道との間において住宅地の開発が行われてきました。

本地区には、函館圏流通センターやフェリーふ頭のほか、地域産業の発展を支援する産業支援センターや道立工業技術センター、北海道大学水産学部、市立函館病院が立地しています。

② 地区の課題

本地区においては、函館港におけるフェリーふ頭や幹線臨港道路の整備など旅客・物流機能の強化、港町地区の大型公共ふ頭やテクノパークといった工業地における企業の立地促進および公共交通の維持・充実とともに、主要幹線道路沿道および桔梗駅前地区における生活利便施設の維持・充実などが求められています。

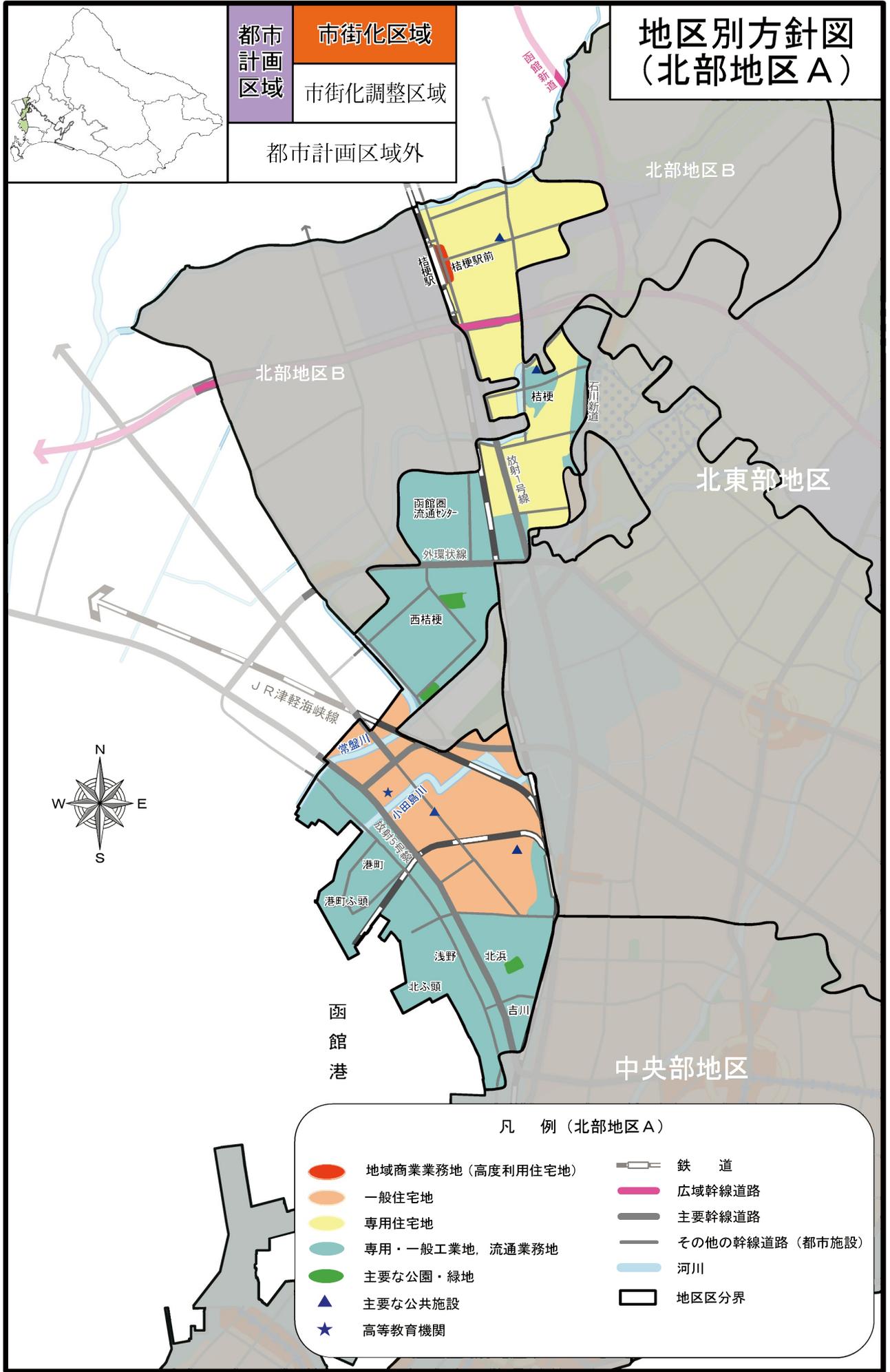
③ まちづくりの方針

【 北部地区 A 】		
土地 利用 の方 針	市 街 化 区 域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住居系市街地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 外環状線から内側の地域には、低層住宅と中層住宅が中心となり中密度での土地利用を促進する一般住宅地を配置し、地区の特性を踏まえた生活利便施設等が立地する良好な住環境の形成を図ります。 ○ 函館新道の西側の地域および外環状線から新外環状線にかけての地域には、低層住宅を主体とし低密度での土地利用を促進する専用住宅地を配置し、周辺の自然環境等と住宅とが調和した良好な住環境の形成を図ります。 ■ 商業系市街地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 桔梗駅前地区に地域商業業務地を配置し、地区の特性を踏まえた生活利便施設等の維持・充実を図ることにより、当該地区を核とする日常生活圏を維持します。 ■ 工業・流通業務系市街地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 函館港に面する浅野、港町地区については、中密度での土地利用を基本とする専用工業地を配置し、食品加工など、地区の特性に応じた製造業を主体とした工業に専用化した土地利用を図ります。 ○ 吉川、北浜、西桔梗などの各地区に中密度での土地利用を基本とする一般工業地を配置し、地場産業を育成するための既存工業地として、周辺の環境等に配慮した良好な操業環境の維持・増進を図ります。 ○ 桔梗地区のテクノパークに中密度での土地利用を基本とする一般工業地を配置し、先端技術企業などの立地の受け皿となる工業地として、あるいは研究開発型の工業地としての土地利用を進めます。 ○ 函館圏流通センターに中密度での土地利用を基本とする流通業務地を配置し、農産物取引を主体とする青果物地方卸売市場を中心として卸売業、運輸・倉庫業などの流通業務機能を維持しつつ、流通形態の多様化や消費構造の変化を踏まえ、流通業務機能の複合化に対応した土地利用を図ります。 ○ 函館インターチェンジに連絡する石川新道や外環状線などの主要な幹線道路の沿道には、中密度での土地利用を基本とする流通業務地を配置し、陸・空の広域的な交通結節点としての利便性の高さを生かした流通業務系施設や沿道サービス系施設等の立地を図ります。 ○ 函館港に面する港町地区に中密度での土地利用を基本とする流通業務地を配置し、船舶の大型化や貨物輸送のコンテナなどのユニットロード化に対応した港湾関連の物流機能の強化を図ります。 ■ その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射5号線沿道は生活利便性や交通利便性が高い地区であることから、空きビル・空き店舗の利活用など、既存ストックの活用を図るとともに、空き地・空き家の利活用などを進め、居住機能の集積を図ります。 ○ 住宅、工場等の混在により工業系の用途地域が指定されている地区については、都市全体の都市機能の配置や周辺の土地利用などに配慮しながら、土地利用の動向や地区の特性を踏まえた用途転換、用途純化または用途の複合化を進めます。特に、工業系の用途地域が指定されている港町地区のうち、住宅地としての土地利用が進行している地区については、地域の良好な住環境を形成するため、既存工場等の操業環境への影響を考慮しながら、住居系用途地域への転換を進めます。 ○ 大規模集客施設が商業業務地以外の地域に立地することにより、中心市街地の空洞化が一層進行するなど、都市構造に様々な影響を与えるおそれがあることから、中心市街地活性化基本計画の見直しに併せ、特別用途地区や地区計画等を活用し、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限します。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 函館港の臨港地区については、港湾計画に基づき、港湾の機能を十分に確保し、その利用の増進を図るために必要な範囲を指定します。
都市 施設 整備 の方 針	道 路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新外環状線と港湾との連結性が高まるよう、環状機能を有する本通富岡通の放射5号線までの延伸に向けた検討を進めるとともに、幹線道路等については、都市内交通環境を踏まえながら、各道路機能や周辺道路の整備状況に応じて段階的に整備を進めるほか、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めます。 ○ 未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。 ○ うるおいのある道路空間の創出を図るため、街路樹の植栽を進めます。 ○ 都市計画決定後、長期に渡り事業未着手の都市計画道路については、将来都市像や社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を総合的に点検・検証し計画の変更や廃止を含めた見直しを進めます。
	公 共 交 通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通利用者の利便性を確保するため、拠点間を効率的に移動できるとともに生活利便施設などへ容易にアクセスできる、バス路線網の再構築と地域循環バスの拡充について検討します。 ○ 停留所のバリアフリー化や上屋設置を進めます。 ○ 都市内を円滑かつ手軽に移動できるよう、パークアンドライド、公共交通料金均一化等のマルチモーダル施策の検討を進めます。
	港 湾	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北ふ頭においては、北海道と本州を結ぶフェリー輸送機能をより強化するため、フェリーの大型化に対応した耐震型ふ頭の整備を進めます。 ○ 港町ふ頭においては、道南の物流拠点として物流の効率化を図るため、外貿コンテナ等の物流機能の拡充強化を図るヤードの整備を進めます。 ○ 港湾施設の有機的連携と交通円滑化を図るため、港町地区の幹線臨港道路の整備を促進します。
	公 園 緑 地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公園については、市民の憩いや休息、文化やスポーツ・レクリエーション活動の場といった様々な機能や市民ニーズを踏まえつつ、地区のバランスを考慮した多様な整備に努めます。 ○ 整備が完了している既存の公園や緑地については適切な維持管理に努めます。また、特に施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインを導入しながら、誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めます。 ○ ゆとりある都市空間の形成を図るため、公共空地の有効活用を進め、身近なオープンスペースの確保に努めます。 ■ 緑環境 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市にうるおいを与える貴重な緑として、放射1号線沿道の亀田松並木の保全に努めます。 ■ 緑化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共用地の緑化を進めるとともに、ボランティア・サポート・プログラムや沿道花いっぱい運動などにより、市民協働による緑化を推進します。

	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線管渠^{きよ}などの整備を進めるとともに、ポンプ場の機能向上に努めます。 ○ 下水道施設の安定的な稼働により、下水処理を確実にを行うため、計画的な施設の延命化や更新に努めます。
	河川・海岸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川 <ul style="list-style-type: none"> ○ 治水安全度の向上を図るため、常盤川および小田島川においては、積極的な河川改修を進めます。
都市環境の方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。 ○ 公共性の強い建築物や不特定多数の人が利用する建築物については、所有者からの定期的な報告を求めることにより、その建物の防災設備の状況を確認するとともに、耐震診断や耐震改修の実施状況を把握するほか、必要に応じて、防災・耐震性能の向上に係る指導・助言等を行います。 ○ 耐震基準に満たない木造家屋については、耐震診断や耐震改修の支援を行うなど、その耐震化を促進するほか、災害時の避難経路を確保するため、屋外広告物等の落下防止やブロック塀の倒壊防止などの対策について、普及・啓発を進めます。 ○ 所有者不明などの理由により、適切な維持管理や解体が望めない老朽の著しい空き家は、災害時に倒壊し易いほか、不審火により出火のおそれがあることから、その取壊しを含めた防災対策について検討します。
	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」、「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」、「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。 ○ 都市景観形成に関して配慮が求められる行為に対し、専門的立場から技術的アドバイスをを行う景観アドバイザー制度等の活用により、景観誘導を図ります。 ○ 景観協定を結んだ地域住民や都市景観の形成に寄与すると認められる市民団体を支援することにより、市民が主体となった景観形成活動を促進します。

白紙ページ



(11) 北部地区B

① 地区の概要

本地区は、市街化区域の北に広がる区域であり、農地のほか、既存集落や既存住宅地などがあります。

本地区には、昭和公園や西桔梗野球場、函館湾浄化センターがあるほか、広域幹線道路である上磯新道が横断しています。

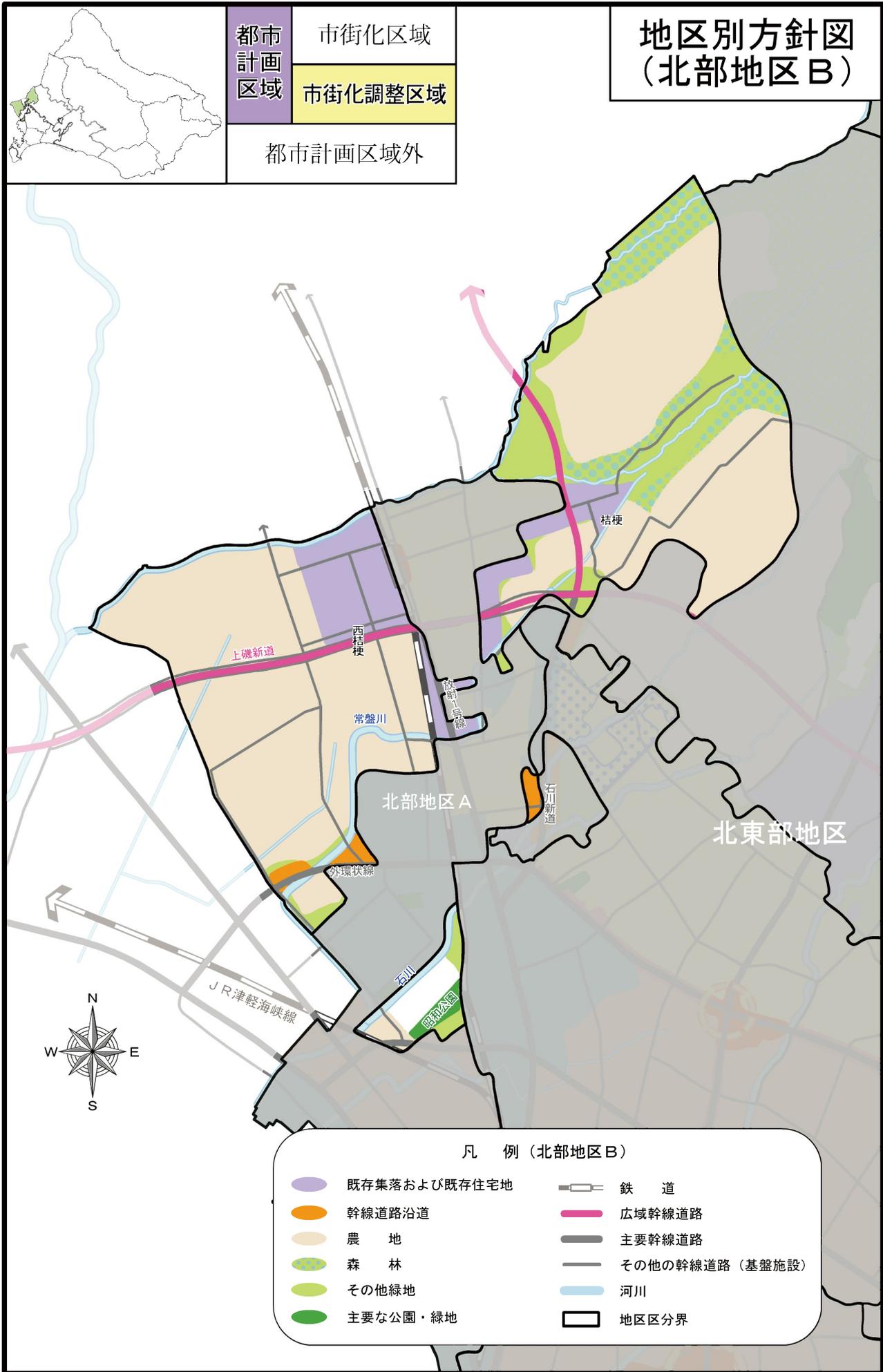
② 地区の課題

本地区においては、地区の多くを占める農地や森林の保全をはじめ、公共交通の維持などが求められています。

③ まちづくりの方針

【 北部地区 B 】			
土地利用の方針	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地については，作物の生産機能や保水・遊水機能などの公益的機能の増進を図るため，その保全に努めます。 ○ 桔梗・西桔梗地区における集团的農用地や各種農業投資が実施されている区域などについては，優良な農用地としてその保全に努めます。 ■ 森林 <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林については，野生鳥獣の生息・成育の場などの公益的機能の維持・増進を図るため，その保全に努めます。 ■ その他緑地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市環境の保全に寄与しているその他緑地については，風致地区や特別緑地保全地区の指定などを検討します。 ■ 既存集落および既存住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ○ 桔梗・西桔梗地区については，地区の特性に応じ，周辺環境と調和した住宅地としての維持に努めます。 ■ 幹線道路沿道 <ul style="list-style-type: none"> ○ 石川新道や外環状線の各沿道においては，交通利便性の高さを生かしつつ，周辺環境と調和した流通業務系施設や沿道サービス系施設の立地について，個別にその妥当性等を判断し適切な土地利用を図ります。 	
	都市施設整備の方針	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新外環状線と港湾との連結性が高まるよう，環状機能を有する本通富岡通の放射5号線までの延伸に向けた検討を進めるとともに，幹線道路については，舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めます。 ○ 未整備の市道については，地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに，老朽化が著しい路線については，2次改築を推進します。
		公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備が完了している昭和公園については，適切な維持管理に努めます。また，特に施設の老朽化が進んでいる公園については，「公園施設長寿命化計画」を策定し，バリアフリー化や，ユニバーサルデザインを導入しながら誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めます。 ○ 西桔梗地区のサイベ沢遺跡については，遺跡の保全と遺跡を生かした公園整備を検討します。 ■ 緑環境 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市にうるおいを与える貴重な緑として，放射1号線沿道の亀田松並木の保全に努めます。 	

	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の安定的な稼働により，下水処理を確実にを行うため，計画的な施設の延命化や更新に努めます。 ○ 下水道の資源やエネルギーの有効活用を図るため，下水を処理する際に発生する汚泥や消化ガスの利用を促進するとともに，下水処理水の有効活用について検討します。
	河川・海岸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川 <ul style="list-style-type: none"> ○ 常盤川においては，治水安全度の向上を図るため，積極的な河川改修を促進します。 ○ 主要な河川であり既に整備が完了している石川については，適切な維持管理に努めます。
	合併処理槽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存集落等においては，自然環境に配慮するとともに，良好な住環境を維持するため，合併処理浄化槽の普及に努めます。
都市環境の方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については，「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに，地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう，ハザードマップの配布などによって，警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか，砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。
	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため，市全域を景観計画の区域として，「函館らしさの保全・強調」，「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」，「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき，景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに，地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで，総合的な景観形成の推進に努めます。



(12) 東部地区（戸井地区）

① 地区の概要

本地区は、合併前の戸井町の区域であり、主として森林と海岸沿いの漁業集落で形成されています。生活利便施設は、館町地区から浜町地区に集まっており、東部地区においては唯一、公共下水道が整備されています。

また、本地区には、自然環境を生かした戸井ウォーターパークなどのレクリエーション施設や恵山道立自然公園になっている汐首岬などがあります。

② 地区の課題

本地区においては、東部地区共通の課題として、人口が減少傾向にあるほか、高齢化率が著しく上昇しており、高齢者をはじめとする地域住民の生活利便施設の維持、バス路線の維持や主要な産業である漁業の生産基盤の整備とともに、良好な自然環境の保全などが求められています。

また、家屋と急傾斜地が近接している箇所における土砂災害等の防止対策が必要とされています。

③ まちづくりの方針

【 東部地区（戸井地区） 】			
土地利用の方針	都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林 <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林については、水源のかん養などの公益的機能の維持・増進を図るため、その保全に努め、特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。 ■ その他緑地 <ul style="list-style-type: none"> ○ その他緑地については、周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう、その保全に努めます。 ■ 自然公園 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園については、優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。 ■ 農漁村集落 <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸沿いの国道278号の沿道およびその背後地に形成された漁業を主要な産業とする集落については、生活利便施設の維持を図るとともに、漁業生産基盤の整備を進めます。 	
	都市施設整備の方針	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路については、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか、未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。
		公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
		公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 既に整備が完了している、戸井ウォーターパークや戸井運動広場については、適切な維持管理に努めます。
下水道		<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の安定的な稼働により、下水処理を確実にを行うため、計画的な施設の延命化や更新に努めます。 	
河川・海岸		<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区内を流れる主要な河川等については、適切な維持管理に努めます。 ■ 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸線の浸食防止を図るため、海岸保全施設の設置を促進します。 	

	合併 浄化 処理槽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道の処理区域外の地域については、自然環境に配慮するとともに、良好な住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。
都市 環境 の方 針	都市 防 災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。
	景 観 形 成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」，「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」，「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。 ○ 津軽海峡に面した海岸線など、優れた自然景観を有していることから、景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。 ○ 魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため、武井の島展望台（憩いの丘公園）については、武井の島の眺望景観を楽しむ憩いの場として良好な眺望点の維持に努めます。

(13) 東部地区（恵山地区）

① 地区の概要

本地区は、合併前の恵山町の区域であり、主として森林と海岸沿いの漁業集落で形成され、生活利便施設は、日ノ浜地区や中浜地区から女那川地区にかけて集まっています。

また、本地区には、道立自然公園になっている恵山があり、麓にある恵山つつじ公園は市民の憩いの空間として親しまれているほか、レクリエーション施設である恵山海浜公園があります。

② 地区の課題

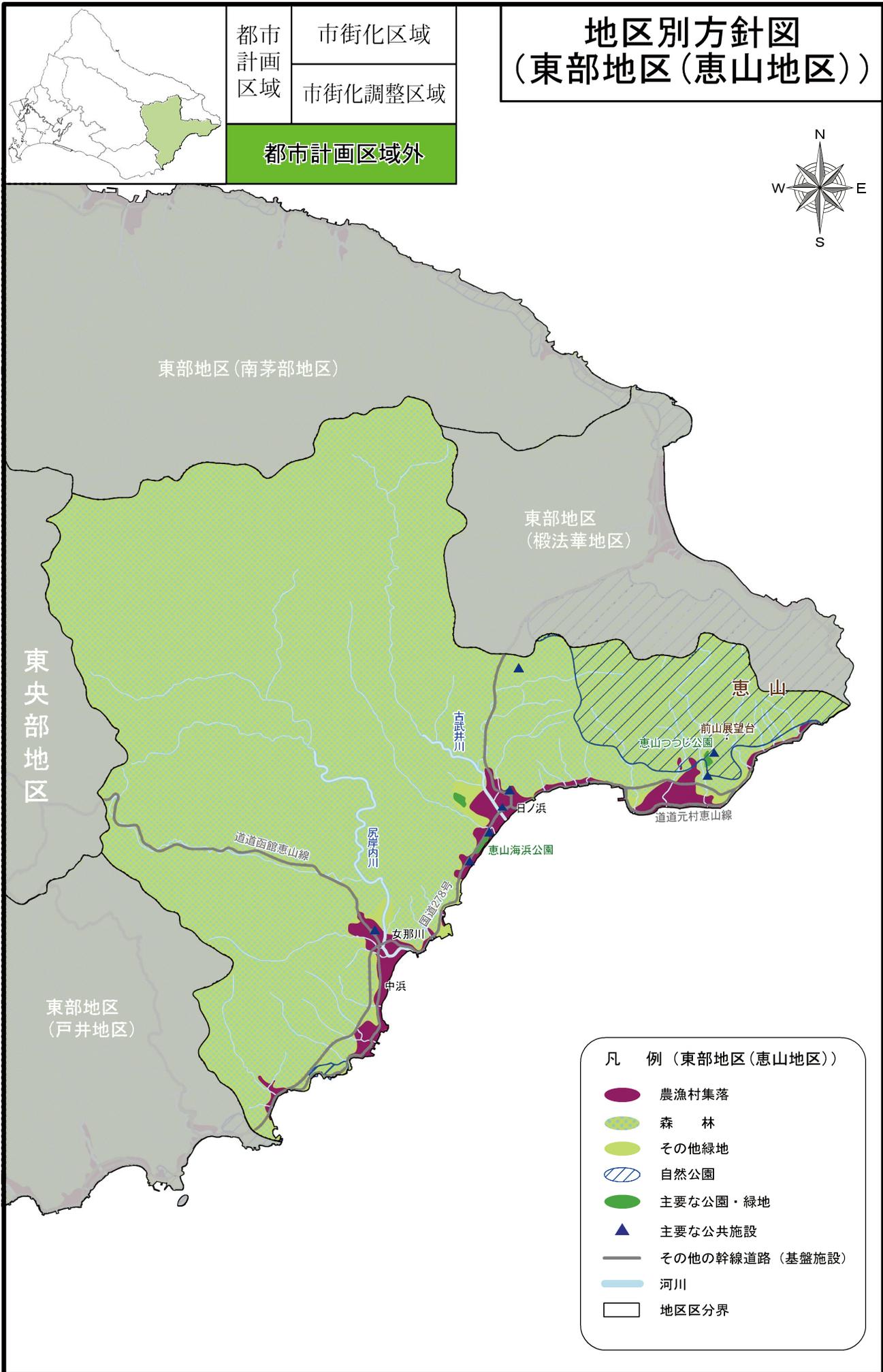
本地区においては、東部地区共通の課題として、人口が減少傾向にあるほか、高齢化率が著しく上昇しており、高齢者をはじめとする地域住民の生活利便施設の維持、バス路線の維持や主要な産業である漁業の生産基盤の整備とともに、良好な自然環境の保全などが求められています。

また、家屋と急傾斜地が近接している箇所における土砂災害等の防止対策や恵山の火山災害時における地域住民の避難体制の充実が必要とされています。

③ まちづくりの方針

【 東部地区（恵山地区） 】			
土地利用の方針	都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林 <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林については、土砂流出の防止などの公益的機能の維持・増進を図るため、その保全に努め、特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。 ■ その他緑地 <ul style="list-style-type: none"> ○ その他緑地については、周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう、その保全に努めます。 ■ 自然公園 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園については、優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。なお、恵山裾野の地区については、自然に親しめる別荘地のほか、多彩な地域資源の活用による地域振興を図るため、観光関連施設の用地としての活用を図ります。 ■ 農漁村集落 <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸沿いの国道278号・道道函館恵山線・道道元村恵山線の沿道およびその背後地に形成された漁業を主要な産業とする集落については、生活利便施設の維持を図るとともに、漁業生産基盤の整備を進めます。 	
	都市施設整備の方針	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路については、地区内の交通環境の改善を図るための道路整備と舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか、未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。
		公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
		公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 恵山つつじ公園などの丘陵地のレクリエーション施設や、恵山海浜公園などの適切な維持管理に努めるとともに、恵山登山道の改良や観光案内板等の整備を検討します。
河川・海岸		<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区内を流れる主要な河川等については、適切な維持管理に努めます。 ■ 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸線の浸食防止を図るため、海岸保全施設の設置を促進します。 	

	廃処理 物設	○ 廃棄物の適正処理や生活環境の保全・向上を図るため、恵山クリーンセンターの適切な維持管理や施設の更新に努めます。
	合併 浄 化 槽	○ 漁村集落等については、自然環境に配慮するとともに、良好な住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。
都市 環 境 の 方 針	都市 防 災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。 ○ 恵山の噴火等により、火山災害の危険がある地域については、防災関係機関との連携による火山活動の観測体制の充実や火山情報の収集を行うなどの予防対策に努めるほか、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図ります。
	景 観 形 成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」，「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」，「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。 ○ 津軽海峡に面した海岸線など、優れた自然景観を有していることから、景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。 ○ 魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため、恵山の前山展望台については、津軽海峡に面した海岸線の眺望景観を楽しむ憩いの場として良好な眺望点の維持に努めます。



(14) 東部地区（楸法華地区）

① 地区の概要

本地区は、合併前の楸法華村の区域であり、主として森林と海岸沿いの漁業集落で形成されています。生活利便施設は、新八幡地区から新浜地区に集まっており、地区内には、恵山沖を航行する船舶の避難港としての重要な役割を担っている地方港湾の楸法華港があります。

また、道立自然公園になっている恵山があり、麓には恵山岬灯台公園、水無海浜温泉があります。

② 地区の課題

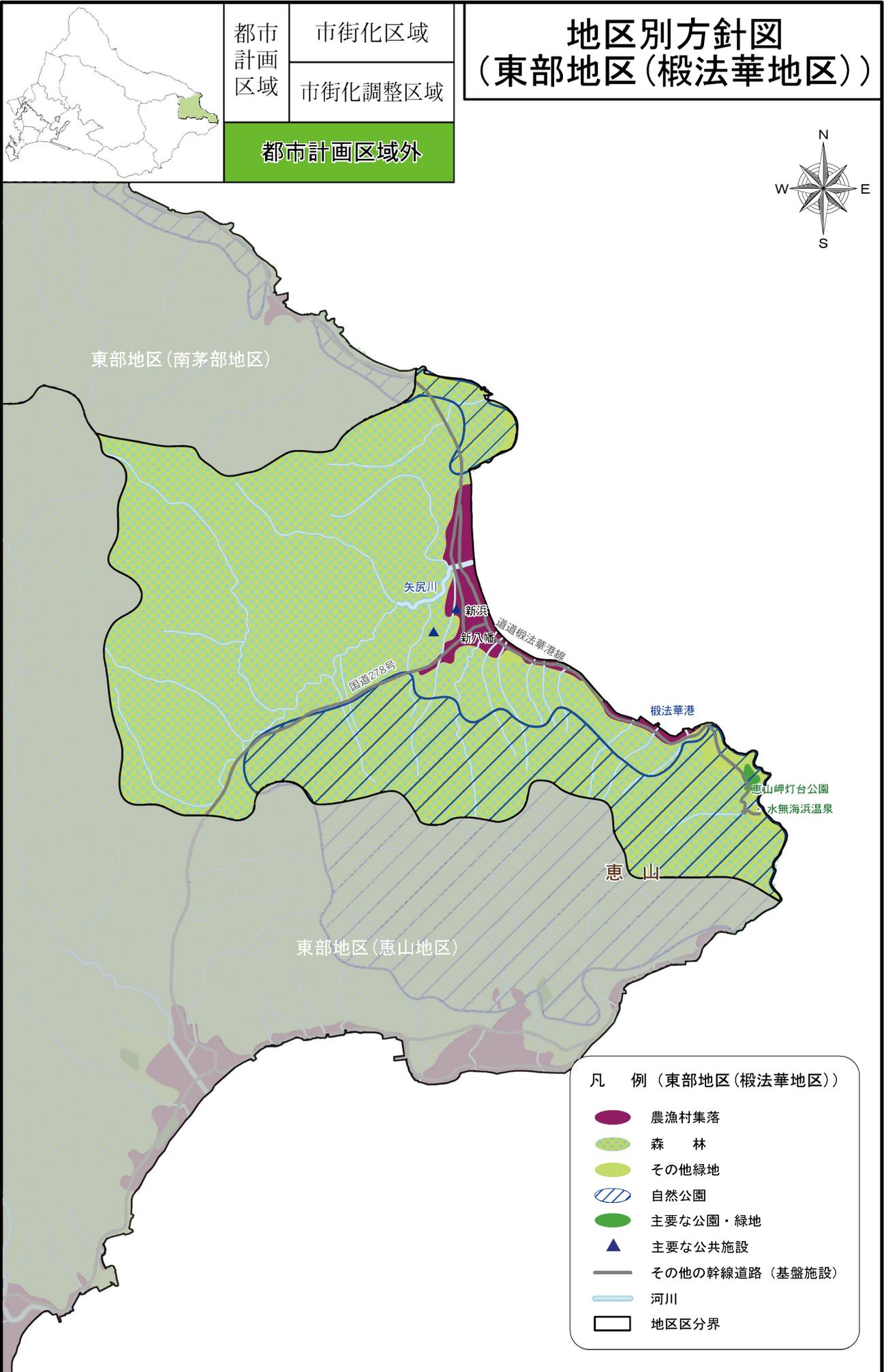
本地区においては、東部地区共通の課題として、人口が減少傾向にあるほか、高齢化率が著しく上昇しており、高齢者をはじめとする地域住民の生活利便施設の維持、バス路線の維持や主要な産業である漁業の生産基盤の整備とともに、良好な自然環境の保全などが求められています。

また、家屋と急傾斜地が近接している箇所における土砂災害等の防止対策や恵山の火山災害時における地域住民の避難体制の充実が必要とされています。

③ まちづくりの方針

【 東部地区（榎法華地区） 】		
土地利用の方針	都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林 <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林については、土砂流出の防止などの公益的機能の維持・増進を図るため、その保全に努め、特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。 ■ その他緑地 <ul style="list-style-type: none"> ○ その他緑地については、周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう、その保全に努めます。 ■ 自然公園 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園については、優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。 ■ 農漁村集落 <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸沿いの国道278号・道道榎法華港線の沿道およびその背後地に形成された漁業を主要な産業とする集落については、生活利便施設の維持を図るとともに、漁業生産基盤の整備を進めます。
都市施設整備の方針	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路については、地区内の交通環境の改善を図るための道路整備と舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか、未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
	港湾	<ul style="list-style-type: none"> ○ 榎法華港については、港湾施設利用者の安全を確保するための越波対策や老朽化した施設の更新を進め港湾機能の向上に努めます。
	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 既に整備が完了している、恵山岬灯台公園や水無海浜温泉などについては、適切な維持管理に努めます。
	河川・海岸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区内を流れる主要な河川等については、適切な維持管理に努めます。 ■ 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸線の浸食防止を図るため、海岸保全施設の設置を促進します。
	合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁村集落等については、自然環境に配慮するとともに、良好な住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。

都市環境の方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。 ○ 恵山の噴火等により、火山災害の危険がある地域については、防災関係機関との連携による火山活動の観測体制の充実や火山情報の収集を行うなどの予防対策に努めるほか、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図ります。
	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」，「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」，「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。 ○ 太平洋に面した海岸線など、優れた自然景観を有していることから、景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。 ○ 魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため、恵山岬灯台公園の展望広場については、太平洋に面した海岸線の眺望景観を楽しむ憩いの場として良好な眺望点の維持に努めます。



(15) 東部地区（南茅部地区）

① 地区の概要

本地区は、合併前の南茅部町の区域であり、主として森林と海岸沿いの漁業集落で形成され、生活利便施設は、川汲地区や臼尻地区に集まっています。臼尻地区には、南茅部縄文遺跡群のほか、国宝「中空土偶」を展示している縄文文化交流センターがあります。

また、レクリエーション施設として川汲地区・大船地区のキャンプ場やふるさと文化公園があります。

② 地区の課題

本地区においては、東部地区共通の課題として、人口が減少傾向にあるほか、高齢化率が著しく上昇しており、高齢者をはじめとする地域住民の生活利便施設の維持、バス路線の維持や主要な産業である漁業の生産基盤の整備とともに、良好な自然環境の保全などが求められています。

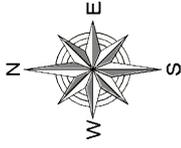
また、家屋と急傾斜地が近接している箇所における土砂災害等の防止対策や駒ヶ岳の火山災害時における地域住民の避難体制の充実が必要とされています。

③ まちづくりの方針

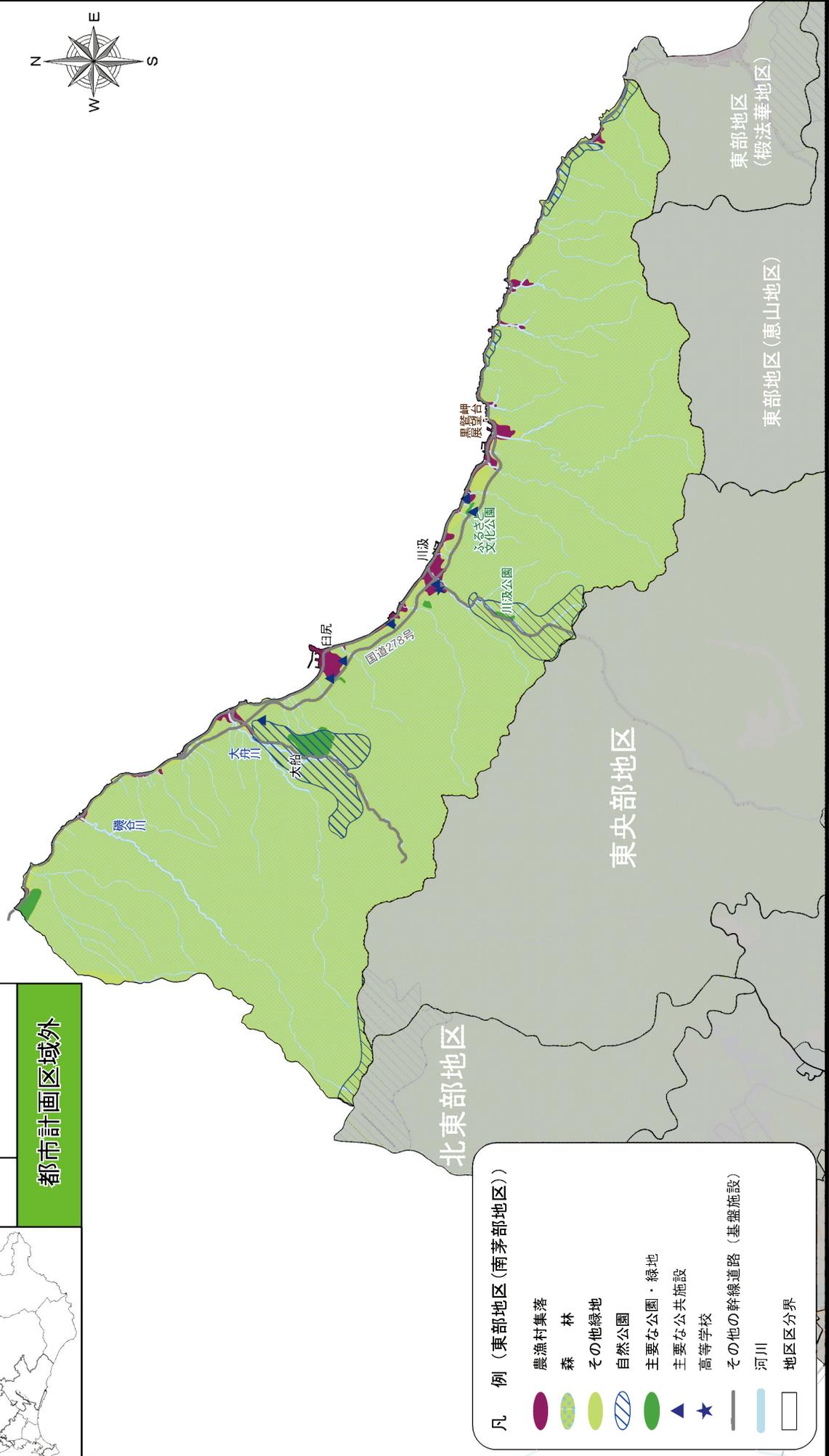
【 東部地区（南茅部地区） 】			
土地利用の方針	都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林 <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林については、水源のかん養などの公益的機能の維持・増進を図るため、その保全に努め、特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。 ■ その他緑地 <ul style="list-style-type: none"> ○ その他緑地については、周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう、その保全に努めます。 ■ 自然公園 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園については、優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。 ■ 農漁村集落 <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸沿いの国道278号の沿道およびその背後地に形成された漁業を主要な産業とする集落については、生活利便施設の維持を図るとともに、漁業生産基盤の整備を進めます。 ○ 縄文遺跡群のある臼尻地区においては、中空土偶をはじめとする出土品の展示や道の駅としての機能を持った縄文文化交流センターの活用により、文化交流拠点の形成を図ります。 	
	都市施設整備の方針	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路については、地区内の交通環境の改善を図るための道路整備と舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか、未整備の市道については、地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい路線については、2次改築を推進します。
		公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
		公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 既に整備が完了している、ふるさと文化公園や川汲公園などについては、適切な維持管理に努めます。
河川・海岸	河川	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区内を流れる主要な河川等については、適切な維持管理に努めます。 	
	海岸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸線の浸食防止を図るため、海岸保全施設の設置を促進します。 	

	廃処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の適正処理や生活環境の保全・向上を図るため、南茅部クリーンセンターの適切な維持管理や施設の更新に努めます。
	合併処理槽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁村集落等については、自然環境に配慮するとともに、良好な住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。
都市環境の方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の整備を促進します。 ○ 既設の砂防施設・急傾斜地崩落防止施設等の適切な維持管理に努めます。 ○ 本市に近接する駒ヶ岳の噴火等により、火山災害の危険がある地域については、防災関係機関との連携による火山活動の観測体制の充実や火山情報の収集を行うなどの予防対策に努めるほか、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図ります。
	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」、「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」、「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。 ○ 太平洋に面した海岸線など、優れた自然景観を有していることから、景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。 ○ 魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため、黒鷲岬展望台については、太平洋に面した海岸線の眺望景観を楽しむ憩いの場として良好な眺望点の維持に努めます。

地区別方針図 (東部地区(南茅部地区))



都市 計画 区域	市街化区域
	市街化調整区域
都市計画区域外	



- 凡 例 (東部地区(南茅部地区))
- 農漁村集落
 - 森 林
 - その他緑地
 - 自然公園
 - 主要な公園・緑地
 - 主要な公共施設
 - 高等学校
 - その他の幹線道路 (基盤施設)
 - 河川
 - 地区区分界